

---

深浦町  
災害廃棄物処理計画

---



令和8年3月

深 浦 町

---



# 目次

---

1. 総則	1
1-1. 計画策定の背景及び目的	1
1-2. 計画の位置付け	2
1-3. 基本方針	3
1-4. 各主体の役割	4
2. 計画条件	6
2-1. 被害区分の定義	6
2-2. 対象とする廃棄物	7
2-3. 地震による災害廃棄物等発生量	8
(1) 想定地震	8
(2) 地震による災害廃棄物発生量の推計	10
2-4. 水害による災害廃棄物等発生量	11
(1) 想定水害	11
(2) 水害による災害廃棄物発生量の推計	14
2-5. 避難所ごみ発生量の推計	16
(1) 地震による避難所ごみ発生量	16
(2) 水害による避難所ごみ発生量	17
2-6. 災害廃棄物等の処理可能量	18
(1) 処理可能量の算出の考え方	18
(2) 中間処理施設・最終処分施設の概要	19
(3) 余力の算定	20
(4) 処理期間及び外部処理量の算定	21
(5) 処理期間及び外部処理量のまとめ	26
3. 災害廃棄物処理計画	27
3-1. 災害廃棄物処理の流れ	27
3-2. 災害廃棄物等の処理に係るタイムライン	29
3-3. 処理・処分の優先順位	33
3-4. 処理フロー	35
3-5. 災害廃棄物のマテリアルバランス	38
3-6. 資源化方法	39
3-7. 収集・処理・処分の方法	40
(1) 生活ごみ	40
(2) 避難所ごみ	41
(3) 災害廃棄物	42

3-8. 損壊家屋等の解体・撤去	50
3-9. 仮置場	51
(1) 仮置場面積の算定	51
(2) 仮置場の場内配置	53
(3) 仮置場の管理・運営	54
(4) 必要資機材	62
4. し尿処理計画	66
4-1. し尿処理に係る基本方針	66
(1) し尿処理の流れ	66
(2) 判断フロー	67
4-2. し尿発生量の推計	68
(1) し尿収集量の計算	68
(2) 仮設トイレの必要数の計算	70
4-3. 仮設トイレの設置・運用に係るタイムライン	71
4-4. し尿の収集運搬計画	75
(1) し尿の収集・運搬方針	75
(2) 携帯トイレ及び簡易トイレの収集運搬方針	75
4-5. し尿の処理可能量	76
(1) 施設の概要	76
(2) 余力の算定	77
5. 処理体制	78
5-1. 組織体制・指揮命令系統	78
5-2. 情報収集・連絡網	85
(1) 情報の伝達手段	85
(2) 通信連絡手段	86
5-3. 協力・支援体制	87
(1) 自衛隊・警察・消防との連携	87
(2) 県や近隣自治体との連携	87
(3) 民間事業や関係団体との連携	88
5-4. 災害廃棄物処理の事務委託・事務代替	89
6. 計画の実行性の確保	90
6-1. 災害発生時の初動体制の確保	90
6-2. 災害廃棄物の予算措置	91
6-3. 住民への広報	93
(1) 広報の必要性	93
(2) 広報の内容と手段	93
6-4. 人材育成・訓練	95

---

6-5. 計画の見直し	96
-------------	----

## 資料編

1. 仮置場候補地の位置	資 1
2. 仮置場の新規選定	資 5

---



# 1. 総則

## 1-1. 計画策定の背景及び目的

東北地方では、平成 23 年 3 月に宮城県沖を震源とした東日本大震災が発生し、家屋や家財が揺れや津波、火災等により甚大な被害を受け、多量の災害廃棄物が発生しました。東日本大震災以降も、東北地方では令和元年東日本台風（令和元年 10 月）や福島県沖地震（令和 4 年 3 月）等の大規模災害が頻発しており、令和 4 年に東北北部において発生した記録的豪雨（令和 4 年 8 月）では、深浦町（以下、「本町」という）においても各所で地滑りや土砂崩れによる道路の寸断等の被害が生じたほか、住宅地が冠水し全壊 3 棟、半壊 19 棟、一部損壊 29 棟の住宅被害が生じました。

このような近年の災害の激甚化を踏まえ、国は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「災害対策基本法」を平成 27 年に改正し、災害時の特例措置を定める等の法整備を行いました。さらに、県及び市町村における円滑な災害廃棄物処理に資することを目的として、「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 30 年 3 月改定）、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（環境省、平成 27 年 11 月）、「災害関係業務事務処理マニュアル」（環境省、令和 4 年 4 月改定）を示しています。

青森県（以下、「県」という）においても、国の災害廃棄物対策指針や県の地域防災計画を踏まえ「青森県災害廃棄物処理計画」（青森県、平成 30 年 3 月）を策定し、県と市町村の役割分担や県内の想定災害に基づいた災害廃棄物量の推計等、具体的かつ技術的な情報を取りまとめました。

さらに、本町を含む西つがる圏域の 3 市町（つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町）においては、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的に実施し、大規模自然災害等に備えるために「西つがる国土強靱化計画」（令和 3 年 3 月）を策定しており、その中で事前に備えるべき目標として、災害廃棄物処理計画の策定や家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策を含む「災害廃棄物の処理体制の構築」を掲げています。

以上を踏まえ、国・県等の関連計画や本町の過去の被災経験を踏まえつつ、災害廃棄物の仮置場の選定・運用や、災害廃棄物等の収集運搬・処理処分等に係る方法や組織体制、災害廃棄物処理に係るスケジュール、課題等、災害廃棄物に対応する上での総合的な方針をとりまとめ、大規模災害の発生時における災害廃棄物等の適正かつ円滑な処理に資することを目的として、本計画を策定します。

## 1-2. 計画の位置付け

本計画の位置付けを図 1-1 に示します。本計画は災害廃棄物対策指針をはじめとする国の指針・計画に基づき、青森県災害廃棄物処理計画や深浦町地域防災計画等の関連計画との整合を図りつつ、本町における災害廃棄物処理対策の基本的な考え方をとりまとめたものです。

発災後は本計画を基に、実際の被災状況及び災害廃棄物の発生状況を踏まえてより詳細かつ具体的な災害廃棄物の処理方針や処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。また、本計画の実行性を確保するために、定期的な見直しを実施するとともに、必要に応じて本計画に基づいた個別のマニュアル等を策定します。

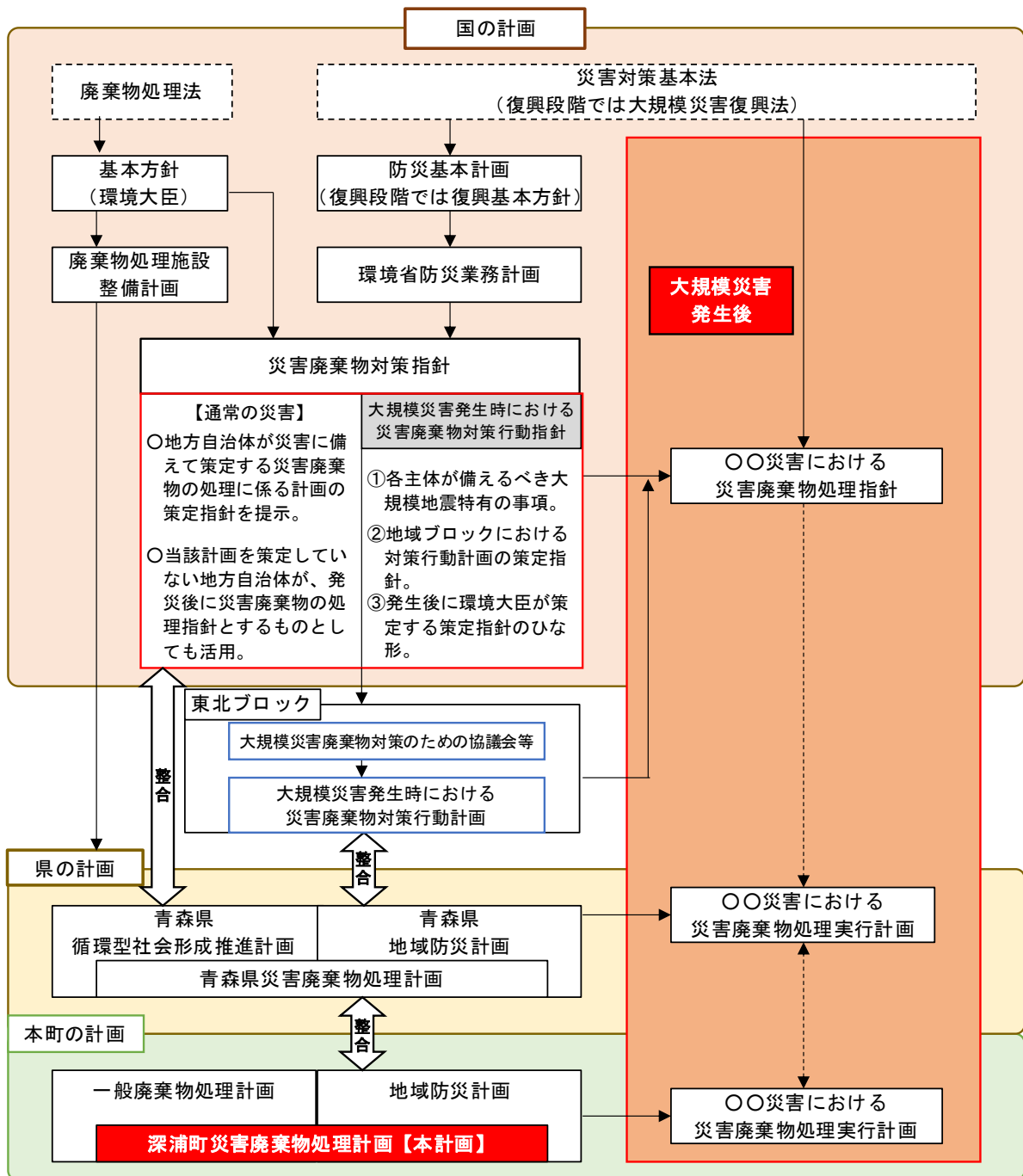


図1-1 本計画の位置付け

### 1-3. 基本方針

青森県災害廃棄物処理計画や深浦町地域防災計画及びごみ処理状況等を踏まえ、本町の災害廃棄物処理に係る基本方針を以下のとおりとします。

#### 基本方針 1：安全かつ衛生的な処理

災害廃棄物の適正管理及び迅速な処理に努め、廃棄物の腐敗、悪臭・害虫の発生や感染症の流行、火災発生等の二次災害を防ぐことで、安全かつ衛生的な処理を実施します。

#### 基本方針 2：被災状況を踏まえた処理

本町の住宅地が沿岸部に点在していることを念頭に、災害発生時は迅速な被災状況把握に努め、交通網等の被災状況を踏まえた仮置場の設置や収集運搬経路の確保を行います。

#### 基本方針 3：計画的な処理

国・県・周辺自治体や民間事業者・団体等と連携して計画的に災害廃棄物の処理を進め、概ね3年以内の処理完了を目標とします。

#### 基本方針 4：安全作業の確保

災害廃棄物の保管・収集運搬・処理に当たっては、危険物や有害物質から作業員を保護するために、必要な備品の手配及び管理、作業状況の把握や情報共有を徹底するとともに、ごみ集積所や仮置場の点検を実施し、作業の安全性を確保します。

#### 基本方針 5：資源化の推進

環境保全や資源の有効活用の観点から、災害廃棄物等の発生現場から適切な分別を行い、資源化を推進して最終処分の負荷を軽減します。

図1-2 本町の災害廃棄物処理に関する基本方針

## 1-4. 各主体の役割

災害廃棄物処理に係る各主体の役割を表 1-1 に示します。

表1-1 災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割 (1/2)

主体	時期区分	役割		
行政	国	平時	大規模災害を想定し、都道府県又は市町村に基本的な方針を示す。 研究機関・学会・専門機関・自治体・廃棄物処理業者関係団体・建設業関係団体・輸送等関係団体で構成される災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) を整備する。	
		発災時	都道府県間における連絡調整や災害廃棄物対策の支援を行う。	
			災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) を活用し、専門家チームの派遣を行う。	
			特例措置の検討や、財政措置等の事務手続きの簡素化、補助金の交付等を行う。	
	県	平時/発災時	市町村に対し、災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行う。	
		平時	市町村の災害廃棄物処理計画や一般廃棄物処理基本計画等の策定支援を行うとともに、市町村が行う災害廃棄物対策に対し技術的援助を行う。また、関係機関・関係団体との連携を進め、様々な災害の規模を想定した廃棄物処理体制を整備する。	
		発災時	県内の市町村・近隣の県・国・民間業者等との間で支援及び協力体制等の連絡調整を行い、災害廃棄物処理の進捗管理を行う。	
			市町村が災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合には必要な支援を行う。また、国に対し関係法令に関する特例措置、財政支援措置等を要請する。	
		本町	平時	処理体制の整備・仮置場の選定・資機材の充足化・支援協定の締結・県・西海岸衛生処理組合・関係機関等との情報交換・職員の教育や訓練等を推進する。
				防災訓練やハンドブックの作成等を通じ、災害時の生活ごみ・片付けごみの分別や排出等の広報啓発を行う。
発災時	被災状況の確認、県・西海岸衛生処理組合・関係機関等との情報交換、必要な機材及び人材の確保等を行い、適切な初動対応にあたる。			
	仮置場を開設し維持管理を行う。また、仮置場の場所や受け入れ品目、注意事項等について広報を行う。			

表1-1 災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割 (2/2)

主体	時期区分	役割
事業者	平時	本町が行う災害時における廃棄物の処理に関して、分別や搬出方法等の知識・意識の向上に努める。
	発災時	多量の災害廃棄物、有害物質等を含む災害廃棄物又はその他適正処理が困難な災害廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの災害廃棄物を極力、自ら処理するように努める。
		災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等については、原則、民間事業者の責任で処理を行う。 災害廃棄物の処理に係る民間事業者は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に協力する。
住民	平時	本町が行う災害時における廃棄物の処理に関して、分別や搬出方法等の知識・意識の向上に努める。
	発災時	災害廃棄物は、町の指定する排出場所に分別を徹底した上で排出し、適正かつ円滑・迅速な収集運搬・処理に積極的に協力する。

## 2. 計画条件

### 2-1. 被害区分の定義

想定災害の家屋の被害区分及び定義は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、令和3年3月）に基づき、表2-1に示すとおりとします。

表2-1 被害区分の定義

被害区分	定義
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。
床上浸水	0.5m以上の浸水被害のうち、全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	0.5m未満の浸水被害。

出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、令和3年3月）

## 2-2. 対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、地震災害・風水害・その他自然災害によって発生する廃棄物とします。

災害廃棄物は、被災家屋の片付けに伴い排出される損壊した家財道具等の廃棄物（以下、「片付けごみ」という）、損壊家屋の解体等で発生する廃材等の廃棄物（以下、「解体がれき」という）、その他の廃棄物に区分します。また、災害時に発生する廃棄物は、避難所ごみ、生活ごみ、し尿に区別します。廃棄物の主な内容を、表 2-2、表 2-3 に示します。なお、解体がれき及び津波堆積物、洪水堆積物、有害ごみ・危険ごみ（一般廃棄物処理施設で受入可能な電池、蛍光灯、スプレー缶等を除く）、産業廃棄物等は原則、本町の仮置場での保管の対象外とします。

表2-2 災害廃棄物の主な内容

	分別区分	説明
片付けごみ	可燃物	平時の「燃やせるごみ」と同様の可燃物。
	不燃物	平時の「燃やせないごみ」と同様の不燃物。
	粗大ごみ	棚、タンス等、平時の「粗大ごみ」と同様の不燃物。
	ふとん	浸水被害等で使用不能となったふとん。
	畳	浸水被害等で使用不能となった畳。
	家電（4品目）	家電リサイクル法対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）。
	家電（4品目以外）	家電リサイクル法対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）以外の家電製品。
解体がれき	木くず	木質の建築廃材等。
	金属くず	鉄骨、鉄筋、金属サッシ、シャッター、スチール家具、鉄板等の金属くず。
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等。
	石こうボード	壁材等に使用された石こうボード。
	ガラス・陶磁器	窓ガラス、植木鉢（陶器製）、食器などの陶磁器くず。
	外壁材・その他がれき	外壁材・その他がれき類が混合したもの。
その他	タイヤ	自家用車、オートバイなどのタイヤ。
	有害ごみ・危険ごみ	電池、蛍光灯、スプレー缶、一般廃棄物処理施設で処理できない危険物（ボンベ類等）及び有害物質（鉛、農薬、ダイオキシン類等）。
	津波堆積物/ 洪水堆積物	海底/川底の土砂やヘドロ、陸上の農地や土壌等が津波/洪水に巻き込まれ、堆積したもの。
	自動車・オートバイ	浸水被害等で使用不能となった自動車等。
	産業廃棄物等	水害により農地から流出した農作物やビニールハウス、漁具や魚介性残渣等。
	思い出の品、貴重品等	アルバム、賞状、写真、デジカメ等、所有者本人にとって価値があると思われる思い出の品や、株券、商品券、貴金属等といった貴重品。

表2-3 その他、災害時に発生する廃棄物の主な内容

種類	説明
避難所ごみ	避難所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ。
生活ごみ	平時から家庭で発生している生活ごみ。
し尿	平時から発生している汲み取り由来のし尿、仮設トイレ等からの汲み取りし尿。

## 2-3. 地震による災害廃棄物等発生量

### (1) 想定地震

#### 1) 想定地震の概要

本計画の想定地震は「青森県地震・津波被害想定調査」等に示されている「想定太平洋側海溝型地震」、「想定日本海側海溝型地震」、「想定内陸直下型地震」とします。

表 2-4 に想定地震の概要を示します。

表2-4 想定地震の概要

想定地震	概要
想定太平洋側海溝型地震	平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査において県が太平洋側海溝型地震として独自に設定したモデル、国が設定した「日本海溝（三陸・日高沖）モデル」及び「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」について、地域ごとにその中の最大値を地震動外力として与えると仮定して設定した想定地震。地震の規模を示すモーメントマグニチュード（Mw）は 9.3 と想定される。 本町で想定される最大震度は 5 強であり、揺れや火災等により人的被害や建物、ライフラインにおける被害の発生が想定されている。
想定日本海側海溝型地震	1983 年の日本海中部地震（M7.7）の震源モデル及びその最大余震の震源モデルを考慮して設定された、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす想定地震。概ね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、地震の規模を示すモーメントマグニチュード（Mw）は 7.9 と想定される。 本町で想定される最大震度は 6 強となっており、揺れや火災の他、液状化や津波等により人的被害とともに建物やライフラインにおける被害の発生が想定されている。
想定内陸直下型地震	「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査（産業総合研究所（2009））」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから設定された想定地震。概ね数千年に一度の頻度で発生すると想定され、地震の規模を示すモーメントマグニチュード（Mw）は 6.7 と想定される。 本町で想定される最大震度は 4 となっており、甚大な被害の発生は想定されていない。

出典：想定太平洋側海溝型地震：「令和 3 年度青森県地震・津波被害想定調査」（青森県、令和 4 年 3 月）

想定日本海側海溝型地震：「平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査」（青森県、平成 28 年 9 月）

想定内陸直下型地震：「平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査」（青森県、平成 26 年 3 月）

## 2) 想定地震による被害

本計画の想定地震による地震被害を表 2-5 に示します。

3 つの想定地震のうち、本町の被害が最も甚大になるものは、「想定日本海側海溝型地震」であり、津波堆積物を合わせた災害廃棄物の発生量は 883,486t となります。

表2-5 想定地震による被害

項目		単位	想定太平洋側 海溝型地震	想定日本海側 海溝型地震	想定内陸 直下型地震
最大震度		-	5強	6強	4
人的被害	死者数	人	90	3,700	0
	負傷者数	人	30	660	0
建物被害	全壊棟数	棟	20	2,500	0
	半壊棟数	棟	110	2,800	0
ライフライン被害	上水道断水人口	人	520	7,100	0
	下水道支障人口	人	920	900	0
	電力停電件数	件	2,100	9,200	0
生活への影響	避難者数	人	130	6,000	0
災害廃棄物発生量		t	24,900	883,486	0

※1 災害廃棄物発生量は、津波堆積物を含む

※2 地震被害は、冬季の深夜を想定したものである

※3 避難者数は、避難所以外（知人宅等）に避難する人数を含む

出典：想定太平洋側海溝型地震：「令和 3 年度青森県地震・津波被害想定調査」（青森県、令和 4 年 3 月）

想定日本海側海溝型地震：「平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査」（青森県、平成 28 年 9 月）

想定内陸直下型地震：「平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査」（青森県、平成 26 年 3 月）

「青森県災害廃棄物処理計画」（青森県、平成 30 年 3 月）

## (2)地震による災害廃棄物発生量の推計

青森県災害廃棄物処理計画の推計結果に基づき、想定日本海側海溝型地震及び想定内陸直下型地震の品目別の災害廃棄物発生量を設定します。想定太平洋側海溝型地震の品目別の災害廃棄物発生量は、令和3年度青森県地震・津波被害想定調査で推計された災害廃棄物発生量を、表2-6に示す災害廃棄物の重量割合で按分することにより推計します。

想定地震による災害廃棄物発生量を表2-7に示します。本町では、3つの想定地震のうち、想定日本海側海溝型地震による災害廃棄物発生量の推計値が最大と予想されています。本町は日本海側に面しており、住宅地が沿岸に点在していることから、日本海側を震源とした巨大地震が発生した場合、津波による浸水被害のため多量の片付けごみが発生する可能性があります。また、大規模な津波災害により海底や海岸の土砂が削り取られ、多量の津波堆積物が発生する可能性があります。

表2-6 災害廃棄物の重量割合

区分	重量割合
可燃物	18.0%
不燃物	18.0%
コンクリートがら	52.0%
金属	6.6%
木くず（柱角材）	5.4%

出典：「青森県災害廃棄物処理計画」（青森県、平成30年3月）

表2-7 想定地震による災害廃棄物発生量

単位：t

種類	想定太平洋側 海溝型地震	想定日本海側 海溝型地震	想定内陸 直下型地震
可燃物	882	45,576	0
不燃物	882	45,576	0
コンクリートがら	2,548	131,664	0
金属	323	16,711	0
柱角材	265	13,673	0
津波堆積物	20,000	630,286	0
計	24,900	883,486	0

出典：「青森県災害廃棄物処理計画」（青森県、平成30年3月）

## 2-4. 水害による災害廃棄物等発生量

### (1) 想定水害

#### 1) 想定水害の概要

本計画で想定する水害には、「深浦町防災ハザードマップ」（令和 5 年 2 月）と整合を図り、ため池氾濫時の浸水域を適用します。

なお、本町の住宅地は沿岸部に点在しており、洪水浸水に伴う道路・橋梁への被害が災害廃棄物の運搬に多大な影響を与える可能性があるため、本計画では洪水浸水に伴う交通網への影響にも配慮するものとします。

想定水害の対象とするため池の位置は、図 2-1 に示すとおりです。



図2-1 想定水害の対象とするため池の位置

## 2) 想定水害による被害

想定水害による住宅の被害棟数を表 2-8 に、推計方法を図 2-2 に示します。被害区分ごとの建物棟数は、住宅ポイントデータと想定浸水深の GIS データを重ね合わせることで把握した浸水深ごとの建物棟数を基に整理します。浸水被害のあった建物のうち、浸水深 0.5m 未満のものは床下浸水、浸水深 0.5m 以上のものは床上浸水として計上します。

想定水害では、床上浸水・床下浸水の合計で、244 棟の被害が想定されます。

なお、令和 4 年 8 月豪雨では、47 棟の浸水被害が報告されています。

表2-8 想定水害による住宅の被害棟数

単位：棟数

項目	想定水害 (ため池氾濫時)	令和 4 年 8 月豪雨による 被害実績 (参考)
床上浸水 (浸水深 0.5m 以上)	15	19
床下浸水 (浸水深 0.5m 未満)	229	28
合計	244	47

※令和 4 年 8 月豪雨による被害棟数は、令和 4 年 9 月 6 日の公表値 (深浦町 HP)

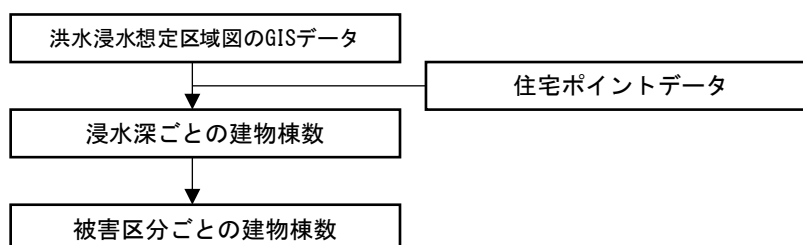


図2-2 住宅の被害棟数の推計方法

## (2) 水害による災害廃棄物発生量の推計

### 1) 推計方法

想定水害による災害廃棄物発生量の推計方法を図 2-3 に示します。災害廃棄物発生量の推計値は、整理した被害区分ごとの建物棟数に、災害廃棄物発生原単位を乗じることで算出します。

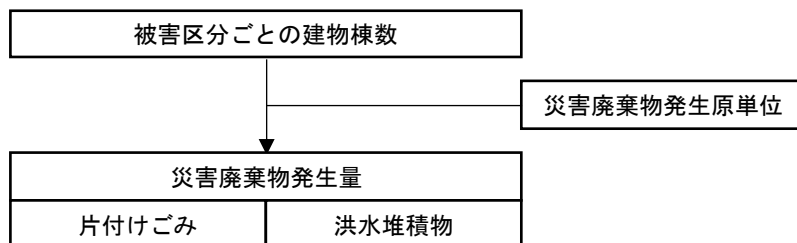


図2-3 災害廃棄物発生量の推計方法（水害）

## 2) 推計結果

想定水害による災害廃棄物発生量を表 2-9 に示します。想定水害による片付けごみの推計発生量は 170.51t であり、令和 4 年 8 月豪雨の 44.50t と比較して 4 倍程度の値となっています。

なお、本計画の水害想定は、洪水浸水想定区域が公表されているため池がすべて決壊した場合を仮定していることに留意が必要です。

洪水堆積物は本町の仮置場では原則、保管の対象外となりますが、発生量は 684.51t と推計されています。

表2-9 想定水害による災害廃棄物（片付けごみ及び洪水堆積物）発生量

単位：t

項目	ため池氾濫時
合計	855.02
片付けごみ	170.51
可燃物	37.13
不燃物	14.27
粗大ごみ	41.97
布団類・畳	65.43
家電（4品目）	10.73
タイヤ	0.98
洪水堆積物	684.51

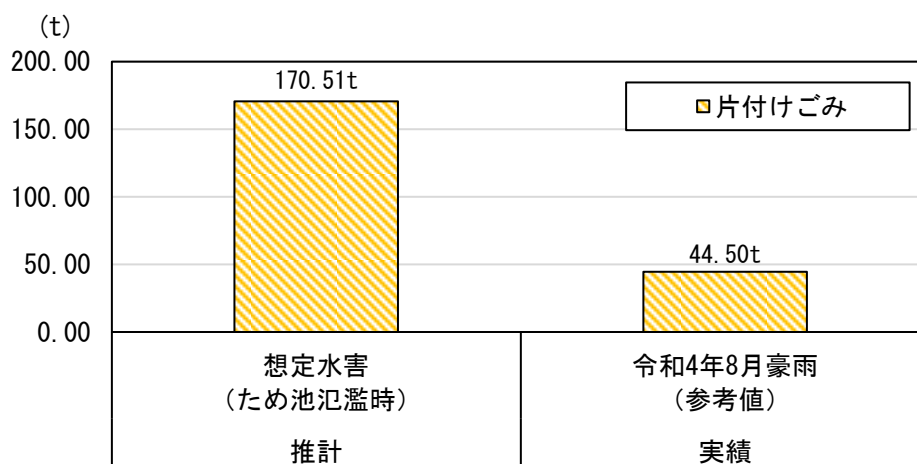


図2-4 災害廃棄物のうち片付けごみの発生量の比較

## 2-5. 避難所ごみ発生量の推計

### (1)地震による避難所ごみ発生量

想定地震による避難所ごみ発生量を表 2-10 に示します。避難所ごみ発生量は、青森県地震・津波被害想定調査で想定されている地震の発災後経過日数ごとの避難者数（発災 1 日後、1 週間後、1 か月後）に、1 人 1 日当たりの生活ごみ量を乗じることで算出します。

最も甚大な被害である想定日本海側海溝型地震の発災 1 日後の避難所ごみ発生量は、3.43t/日と推計されます。

表2-10 想定地震による避難所ごみ発生量

		単位	発災後経過日数		
			1日後	1週間後	1か月後
想定太平洋側 海溝型地震	避難者数	人	80	50	40
	避難所ごみ発生量	t/日	0.07	0.04	0.03
想定日本海側 海溝型地震	避難者数	人	4,000	3,500	1,500
	避難所ごみ発生量	t/日	3.43	3.00	1.29
想定内陸 直下型地震	避難者数	人	0	0	0
	避難所ごみ発生量	t/日	0.00	0.00	0.00

※1 避難者数は、避難所に避難する人数を指し、知人宅等、避難所以外に避難する人数を含まない

※2 避難所ごみ量 (t/日)

= 避難者数(人) × 1 人 1 日当たりの生活ごみ量 (g/人・日) ÷ 1,000,000 (g/t)

※3 1 人 1 日当たりの生活ごみ量 (g/人・日)

= 令和 7 年度計画値の生活ごみ量 (t/日) ÷ 令和 7 年 4 月時点の住民基本台帳人口 (人) × 1,000,000 (g/t)

## (2)水害による避難所ごみ発生量

想定水害による避難所ごみ発生量を表 2-11 に示します。避難所ごみ発生量は、令和 4 年 8 月豪雨時の避難者数（発災 1 日後、1 週間後、1 か月後）の実績に、1 人 1 日当たりの生活ごみ量を乗じることで算出します。

発生量が最大となる発災 1 日後の避難所ごみは、0.50t/日と推計されます。

表2-11 想定水害による避難所ごみ発生量

	単位	発災後経過日数		
		1日後	1週間後	1か月後
避難者数	人	578	0	0
避難所ごみ発生量	t/日	0.50	0	0

※1 避難者数は、避難所に避難する人数を指し、知人宅等、避難所以外に避難する人数を含まない

※2 避難所ごみ量 (t/日)

= 避難者数(人) × 1 人 1 日当たりの生活ごみ量 (g/人・日) ÷ 1,000,000 (g/t)

※3 1 人 1 日当たりの生活ごみ量 (g/人・日)

= 令和 7 年度計画値の生活ごみ量 (t/日) ÷ 令和 7 年 4 月時点の住民基本台帳人口 (人) × 1,000,000 (g/t)

※4 避難者数は令和 4 年 8 月豪雨時の実績値

## 2-6. 災害廃棄物等の処理可能量

### (1) 処理可能量の算出の考え方

既存施設の定格処理量から平時において排出されている生活ごみの処理量を差し引き、災害廃棄物を処理する能力（以下、「余力」という）を算定し、既存施設による災害廃棄物の処理可能量や、外部委託の必要量及び処理を完了するまでの必要期間を算定します。

計算条件の概要を表 2-12 に、災害廃棄物量を表 2-13 及び表 2-14 に示します。

表2-12 計算条件の概要

計算条件		概要
想定災害	地震	本計画の想定地震のうち、被害が最大である想定日本海側海溝型地震。
	水害	本計画の想定水害（ため池氾濫時）。
処理条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2-4. 水害による災害廃棄物等発生量」及び「2-3. 地震による災害廃棄物等発生量」に基づき、処理対象は表 2-13 及び表 2-14 のとおりとする。</li> <li>・施設で処理する災害廃棄物の区分は「可燃物」「不燃物」「粗大ごみ」とし、施設で処理可能な状態に選別・分別されていると仮定する。</li> <li>・「その他」は埋立処分又は外部処理とする。</li> </ul>
処理可能量		処理可能量は表 2-18 に示す余力のとおりとする。
可燃残渣発生率		不燃ごみ及び粗大ごみ処理設備からの可燃残渣発生率は 50%と仮定する。
処理期間		仮置場の開設期間等を考慮して上限を 2 年 9 か月とする。

表2-13 災害廃棄物量（地震）

単位：t

品目	発生量
可燃物	45,576
不燃物	45,576
粗大ごみ	30,384
金属	16,711
柱角材	13,673
その他	131,664
コンクリートがら	131,664

※「表 2-7 想定地震による災害廃棄物発生量」を基に設定

表2-14 災害廃棄物量（水害）

単位：t

品目	発生量
可燃物	37.13
不燃物	14.27
粗大ごみ	41.97
その他	77.14
布団類・畳	65.43
家電（4品目）	10.73
タイヤ	0.98

※「表 2-9 想定水害による災害廃棄物（片付けごみ及び洪水堆積物）発生量」を基に設定

## (2) 中間処理施設・最終処分施設の概要

参考として、平時に本町の生活ごみを処理している西海岸衛生処理組合の保有するごみ処理施設の概要を、表 2-15 及び表 2-16 に示します。

表2-15 中間処理施設の概要

項目	概要
施設名称	エコクリーンアファイ
事業主体	西海岸衛生処理組合
所在地	青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字砂子川 124 番地
処理能力	ごみ処理施設：44t/16h×1 炉 粗大ごみ処理施設：13t/5h（粗大 2.1t/5h、不燃 10.9t/5h）
竣工年月	平成 13 年 3 月 31 日
処理方式	准連続燃焼式機械炉
敷地面積	26,344m <sup>2</sup>

表2-16 最終処分施設の概要

項目	概要	
施設名称	西海岸一般廃棄物最終処分場	
事業主体	西海岸衛生処理組合	
所在地	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町大和田 31 番地 1	
主要設備	貯留施設：盛土堰堤 遮水設備：二重シート（五層構造）＋漏水検知システム 雨水排水設備：道路側溝、地下水集水管 保有水排水設備：浸出水集水管 排ガス対策：ガス抜き管 飛散防止設備：ネットフェンス 道路設備：舗装道路（取付、搬入、管理） モニタリング設備：観測井戸 2 箇所	
一般廃棄物最終処分場	埋立面積	9,800m <sup>2</sup>
	埋立容量	35,000m <sup>3</sup>
	埋立方式	サンドイッチ、セル方式
	埋立対象物	不燃・粗大廃棄物、焼却残渣、公共災害廃棄物
浸出水処理設備	建築規模	RC 造 2 階建(地下流量調整槽)、延床面積 A=549.79m <sup>2</sup>
	処理能力	40m <sup>3</sup> /日
	処理方法	○水処理施設 ・凝集沈殿（Ca 除去） ・生物処理（BOD 酸化・脱臭） ・砂ろ過・活性炭吸着・消毒 ○汚泥処理方式 ・汚泥重力濃縮・遠心脱水

### (3) 余力の算定

ごみ処理施設の余力は、処理施設の日処理能力と稼働日数を基に算出した年間の処理能力から、年間の生活ごみの想定処理量を差し引くことで算出します。余力の算定方法を表 2-17 に、余力の算定結果を表 2-18 に示します。なお、災害廃棄物の処理期間については、災害廃棄物対策指針では概ね 3 年以内の処理完了を目指すとしていますが、本計画では、仮置場の撤収に要する期間等を 3 か月と仮定し、2 年 9 か月以内の処理を目標とします。

ごみ焼却施設は年間処理能力の 6,375t に対し、年間余力が 875t (13.7%)、粗大ごみ処理施設の粗大ごみ処理設備は年間処理能力の 536t に対し年間余力が 147t (27.4%)、不燃ごみ処理設備は年間処理能力の 2,780t に対し年間余力が 2,430t (87.4%) と見込まれます。

表2-17 余力の算定方法

項目	単位	概要
余力	t	(年間処理能力 (t/年) - 年間想定処理量 (t/年)) × 年数
年間想定処理量	t/年	令和4年度のごみ処理実績
年間処理能力	t/年	日処理能力 (t/日) × 稼働日数 (日/年)
稼働日数	日/年	年間の稼働日数
日処理能力	t/日	1日当たりの処理能力

表2-18 余力の算定結果 (エコクリーンアファイ)

処理施設	処理対象	日処理能力 (t/日)	稼働日数 (日/年)	年間処理能力 (t/年)	年間想定処理量 (t/年)	余力	
						1年間	2年9か月
						(t)	
ごみ焼却施設	可燃	25.00	255	6,375.00	5,500.00	875.00	2,406.25
粗大ごみ処理施設	粗大	2.10	255	535.50	388.15	147.35	405.21
	不燃	10.90	255	2,779.50	349.25	2,430.25	6,683.19

※1 ごみ焼却施設の定格処理能力は 44t/日であるが、施設の老朽化等を踏まえ日処理能力を 25t/日と仮定する

※2 稼働日数及び年間想定処理量は令和 4 年度実績に基づく (令和 5~6 年度の実績はエコクリーンアファイの基幹的設備改良工事の影響を考慮して参照しない)

#### (4) 処理期間及び外部処理量の算定

災害廃棄物のうち、可燃物、不燃物、粗大ごみをエコクリーンアファイの余力の範囲内で処理した場合の処理期間を算定します。なお、2年9か月を経過しても処理が完了しない場合、処理期間を2年9か月とし、残る災害廃棄物を外部処理として計算します。

処理期間及び外部処理量の算定にあたっては、想定地震及び想定水害を対象とし、エコクリーンアファイの余力で本町から発生する災害廃棄物のみを処理する場合と、本町及び鯉ヶ沢町から発生する災害廃棄物を処理する場合の計4パターンを想定します。

表2-19 計算パターンの概要

パターン		概要
①	地震 (本町分のみを処理)	想定地震のうち最も被害の大きい想定日本海側海溝型地震の発生時、エコクリーンアファイの余力のすべてを用いて、本町の災害廃棄物処理を行う場合。
②	地震 (本町、鯉ヶ沢町分を処理)	想定地震のうち最も被害の大きい想定日本海側海溝型地震の発生時、鯉ヶ沢町の災害廃棄物処理を考慮したエコクリーンアファイの余力を用いて、本町の災害廃棄物処理を行う場合。災害廃棄物処理に充てる余力は、令和4年度※の本町、鯉ヶ沢町の生活ごみの排出量割合に応じるものとする（鯉ヶ沢町:54% 深浦町:46%）。
③	水害 (本町分のみを処理)	想定水害時、エコクリーンアファイの余力のすべてを用いて、本町の災害廃棄物処理を行う場合。
④	水害 (本町、鯉ヶ沢町分を処理)	鯉ヶ沢町の災害廃棄物処理を考慮したエコクリーンアファイの余力を用いて、本町の災害廃棄物処理を行う場合。災害廃棄物処理に充てる余力は、令和4年度※の本町、鯉ヶ沢町の生活ごみの排出量割合に応じるものとする（鯉ヶ沢町:54% 深浦町:46%）。

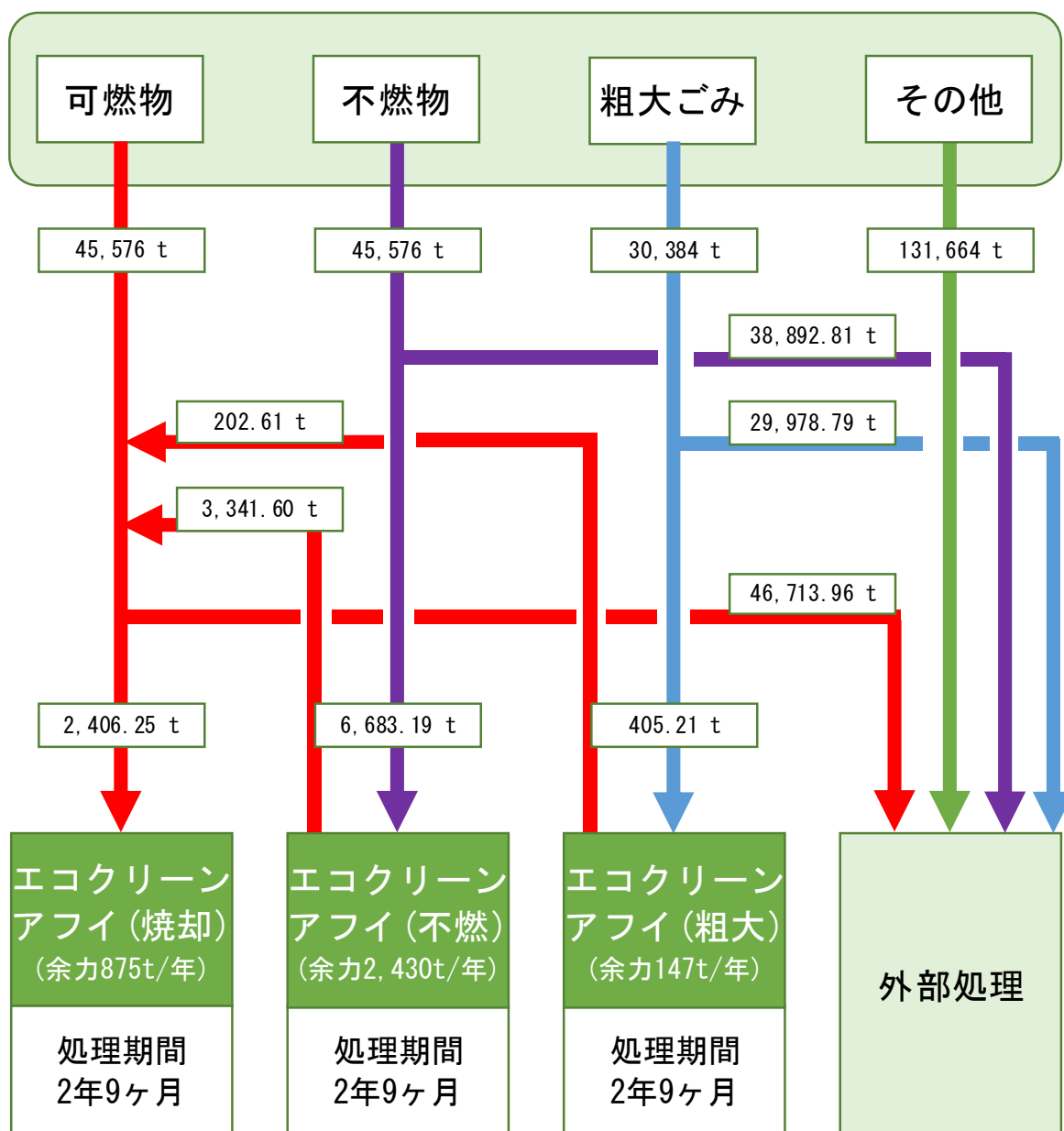
※令和5~6年度の実績はエコクリーンアファイの基幹的設備改良工事の影響を考慮して参照しない

### 1) 地震（本町分のみを処理）

想定地震において、エコクリーンアファイで本町から発生した災害廃棄物を処理する場合の処理期間及び外部処理量を図 2-5 に示します。

可燃物、不燃物、粗大ごみ、その他のすべてにおいて処理期間内に処理が完了せず、外部処理が必要という計算結果となりました。処理期間内に処理可能な可燃物の量は 2,406.25t（残渣含む可燃物の総量の 4.9%）、不燃物の量は 6,683.19t（不燃物の総量の 14.7%）、粗大ごみの量は 405.21t（粗大ごみの総量の 1.3%）と限定的であり、ほとんどの災害廃棄物を外部処理する必要があります。

なお、災害廃棄物量には、本町の仮置場では原則、保管の対象外としている解体がれきを含んでいることから、解体がれきの取り扱いによっては処理期間や外部処理量が大きく変わる可能性があります。



## 2) 地震（本町、鱒ヶ沢町分を処理）

想定地震において、エコクリーンアファイで本町及び鱒ヶ沢町で発生した災害廃棄物を処理する場合の処理期間及び外部処理量を図 2-6 に示します。

1)と同様、可燃物、不燃物、粗大ごみ、その他のすべてにおいて、処理期間内に処理が完了せず、外部処理が必要という計算結果となりました。処理期間内に処理可能な可燃物の量は1,106.88t(残渣含む可燃物の総量の2.3%)、不燃物の量は3,074.28t(不燃物の総量の6.7%)、粗大ごみの量は186.40t(粗大ごみの総量の0.6%)と限定的であり、ほとんどの災害廃棄物を外部処理する必要があります。なお、1)の場合と比較して粗大ごみ処理施設の処理量が減ることで生じる可燃性残渣量も少なくなり、外部処理する可燃物の総量は少なくなっています。1)と同様、災害廃棄物量に解体がれきが含まれていることから、解体がれきの取り扱いによっては処理期間や外部処理量が大きく変わる可能性があります。

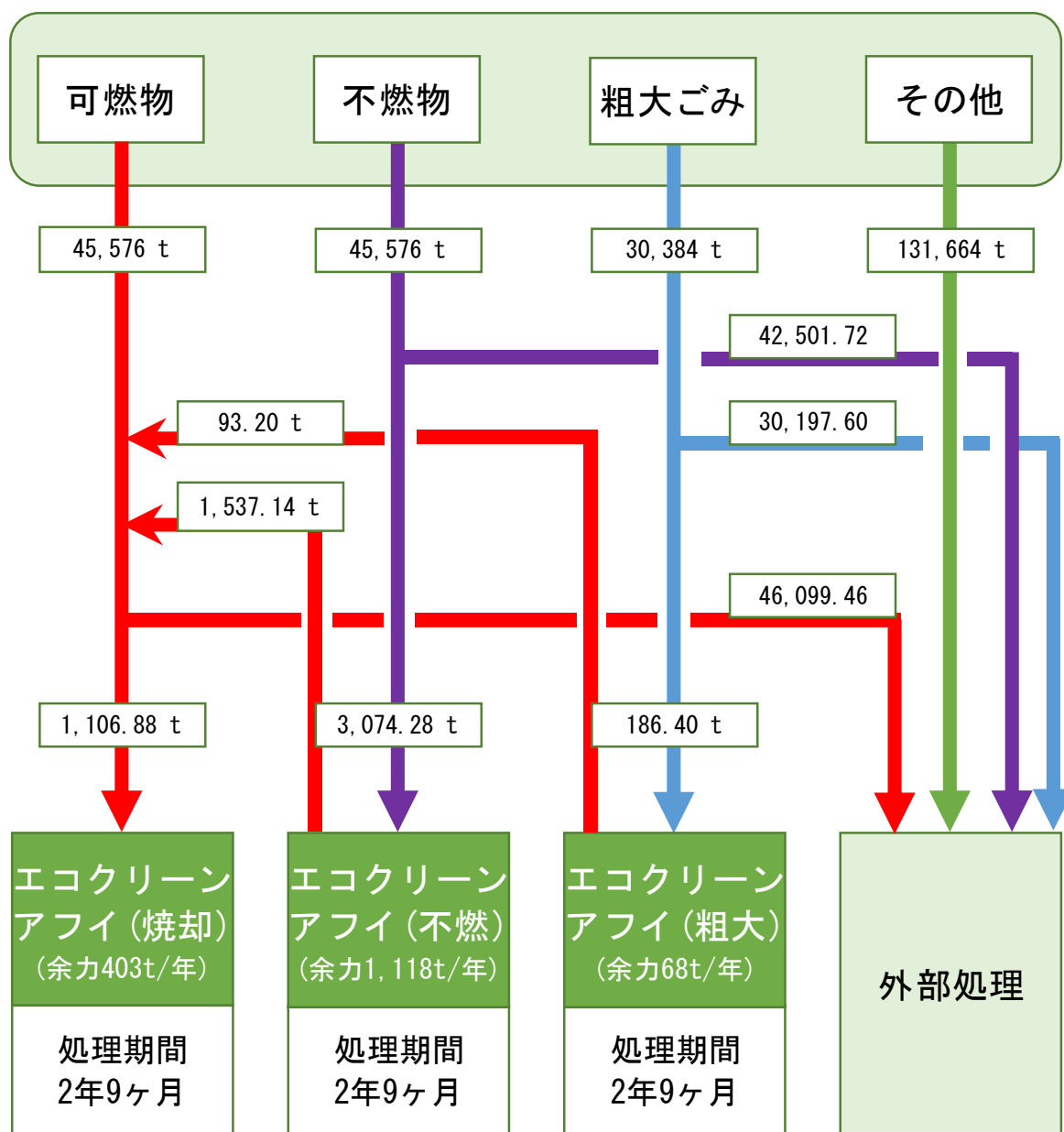


図2-6 想定地震の処理期間及び外部処理量（本町、鱒ヶ沢町分を処理）

### 3) 水害（本町分のみを処理）

エコクリーンアファイで本町から発生した災害廃棄物を処理する場合の処理期間及び外部処理量を図 2-7 に示します。

可燃物、不燃物、粗大ごみ、その他のすべてにおいて、処理期間内に処理が完了する計算となりました。

可燃物は1か月程度、不燃物は2日で処理可能な一方、粗大ごみは処理に4か月程度の期間を要する計算となっています。

なお、想定水害では解体がれきの発生を想定しておらず、災害廃棄物量は片付けごみ量のみとなります。

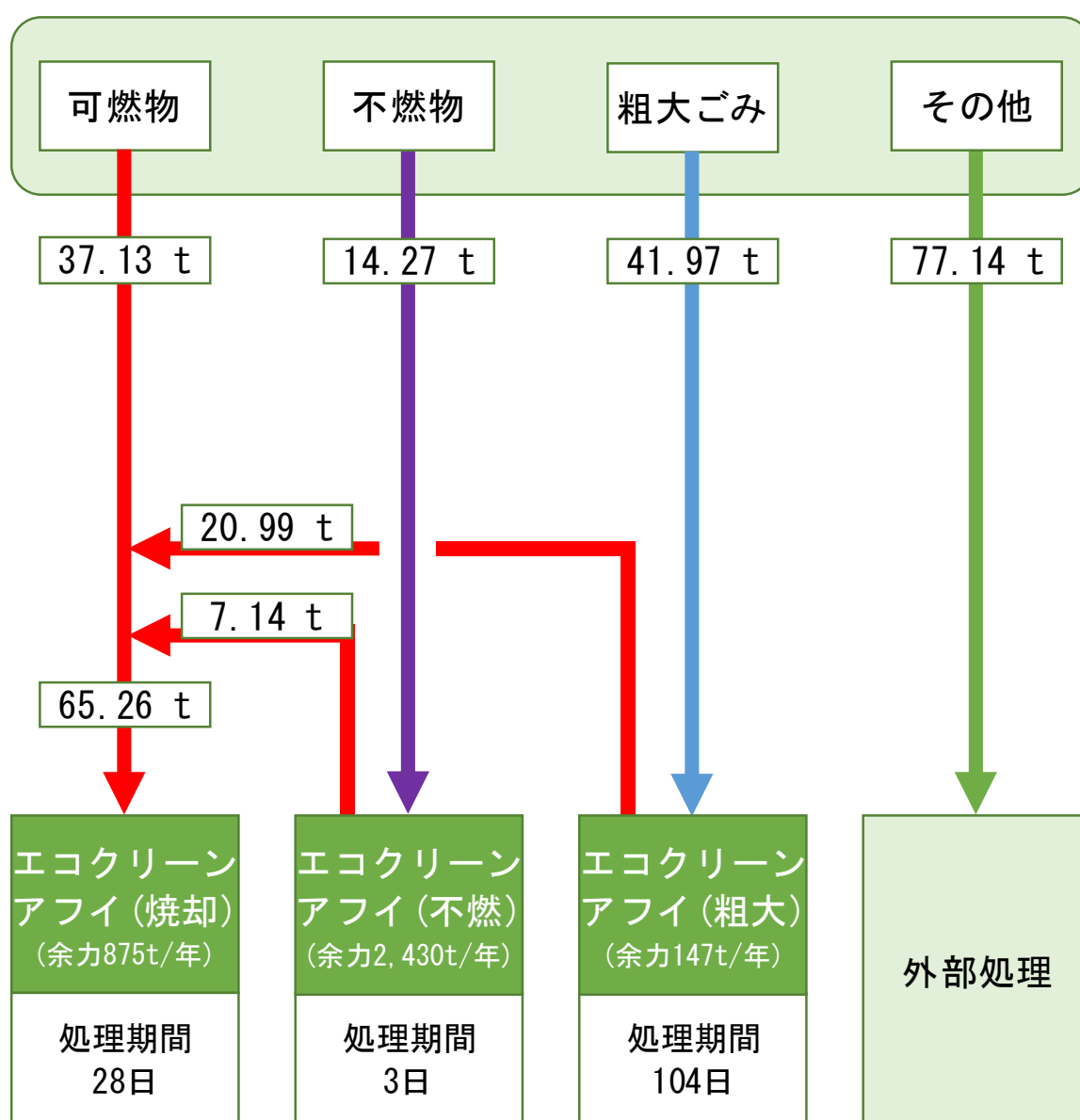


図2-7 想定水害の処理期間及び外部処理量（本町分のみを処理）

#### 4) 水害（本町、鱒ヶ沢町分を処理）

エコクリーンアファイで本町及び鱒ヶ沢町で発生した災害廃棄物を処理する場合の処理期間及び外部処理量を図 2-8 に示します。

3)と同様、可燃物、不燃物、粗大ごみ、その他のすべてにおいて、処理期間内に処理が完了する計算となりました。

可燃物は2か月程度、不燃物は5日で処理可能な一方、粗大ごみは処理に8か月程度の期間を要する計算となっています。

なお、想定水害では解体がれきの発生を想定しておらず、災害廃棄物量は片付けごみ量のみとなります。

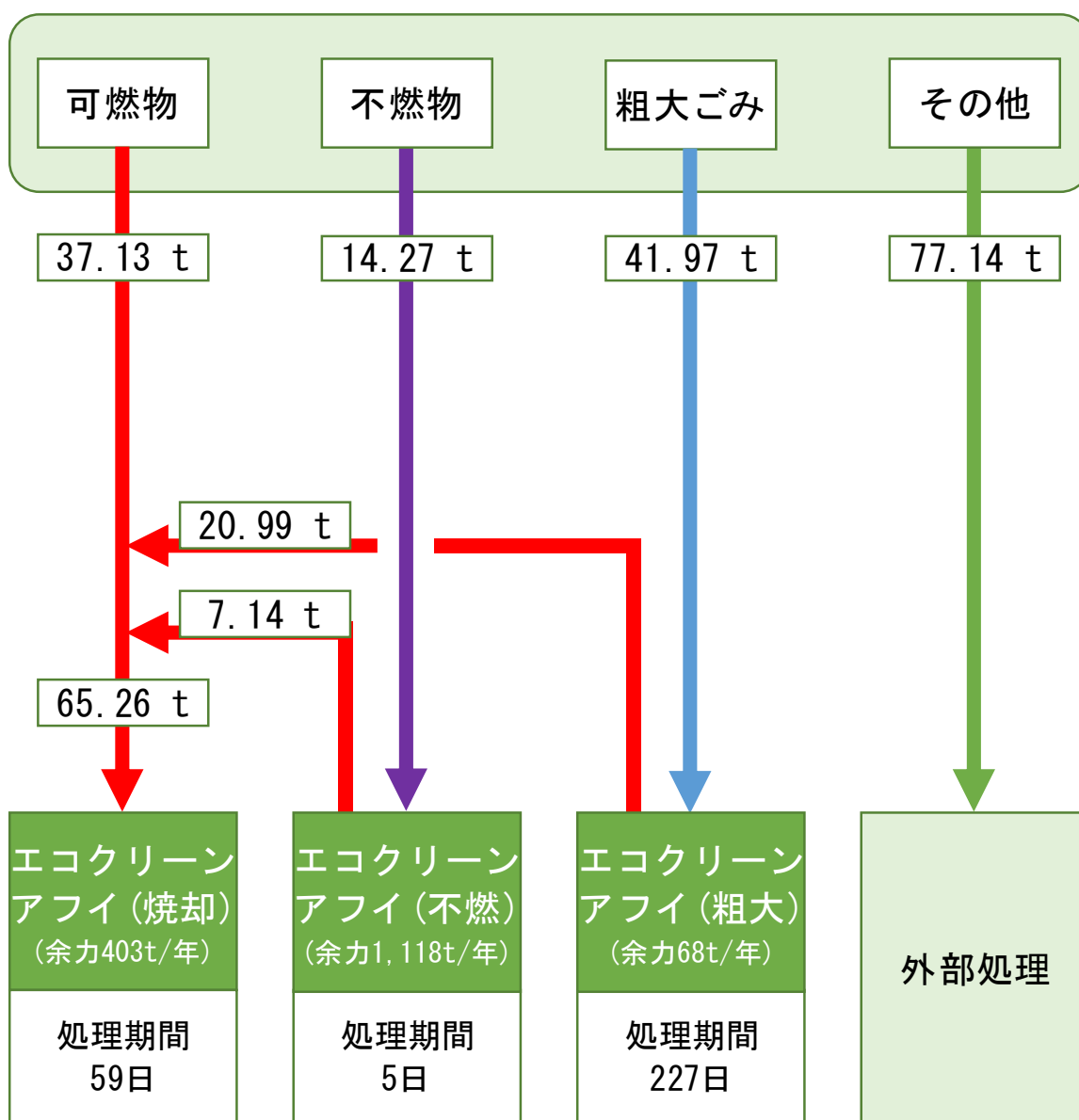


図2-8 想定水害の処理期間及び外部処理量（本町、鱒ヶ沢町分を処理）

### (5) 処理期間及び外部処理量のまとめ

処理期間及び外部処理量のまとめを表 2-20 に示します。

想定水害では、余力 100%の場合、余力 46%の場合の両方で、可燃物、不燃物、粗大ごみの全量を処理期間内にエコクリーンファイにて処理できる計算となりました。一方、想定水害を上回る規模の水害が生じた場合は、処理期間や外部処理量が増大する可能性があることに留意が必要です。

想定地震では、余力 100%の場合であってもエコクリーンファイで処理できる可燃物・不燃物・粗大ごみの量は発生量のうちの一部であり、ほとんどの災害廃棄物を外部処理する必要があります。

以上より、エコクリーンファイで処理可能な可燃物、不燃物、粗大ごみについては、西海岸衛生処理組合と協議の上、施設の余力を活用して処理することを検討しますが、解体がれきや津波堆積物、洪水堆積物への対応方針、施設の被災状況や老朽化の状況、鯉ヶ沢町における災害廃棄物の発生状況等を踏まえ、必要に応じ外部処理を実施することとします。

表2-20 処理期間及び外部処理量のまとめ

単位：t

パターン	品目	処理期間	処理量			エコクリーンファイの処理量	外部処理量	
			災害廃棄物発生量	不燃物の処理残渣	粗大の処理残渣			
① 地震 (余力100%)	可燃物	2年9か月	45,576.00	3,341.60	202.61	49,120.21	2,406.25	46,713.96
	不燃物	2年9か月	45,576.00	-	-	45,576.00	6,683.19	38,892.81
	粗大ごみ	2年9か月	30,384.00	-	-	30,384.00	405.21	29,978.79
	その他	-	131,664.00	-	-	131,664.00	-	131,664.00
② 地震 (余力46%)	可燃物	2年9か月	45,576.00	1,537.14	93.20	47,206.34	1,106.88	46,099.46
	不燃物	2年9か月	45,576.00	-	-	45,576.00	3,074.28	42,501.72
	粗大ごみ	2年9か月	30,384.00	-	-	30,384.00	186.40	30,197.60
	その他	-	131,664.00	-	-	131,664.00	-	131,664.00
③ 水害 (余力100%)	可燃物	28日	37.13	7.14	20.99	65.26	65.26	0.00
	不燃物	3日	14.27	-	-	14.27	14.27	0.00
	粗大ごみ	104日	41.97	-	-	41.97	41.97	0.00
	その他	-	77.14	-	-	77.14	-	77.14
④ 水害 (余力46%)	可燃物	60日	37.13	7.14	20.99	65.26	65.26	0.00
	不燃物	5日	14.27	-	-	14.27	14.27	0.00
	粗大ごみ	227日	41.97	-	-	41.97	41.97	0.00
	その他	-	77.14	-	-	77.14	-	77.14

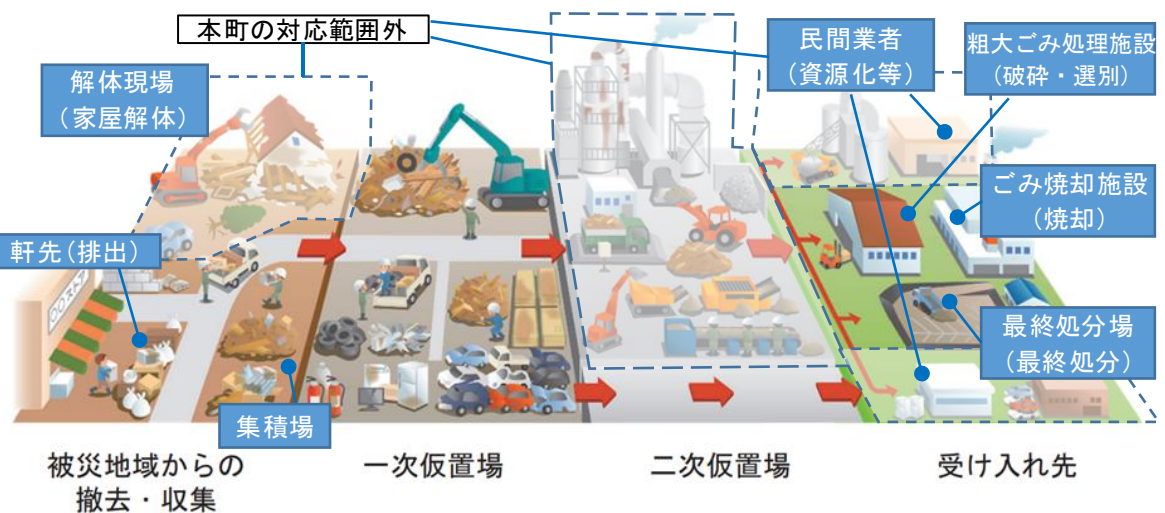
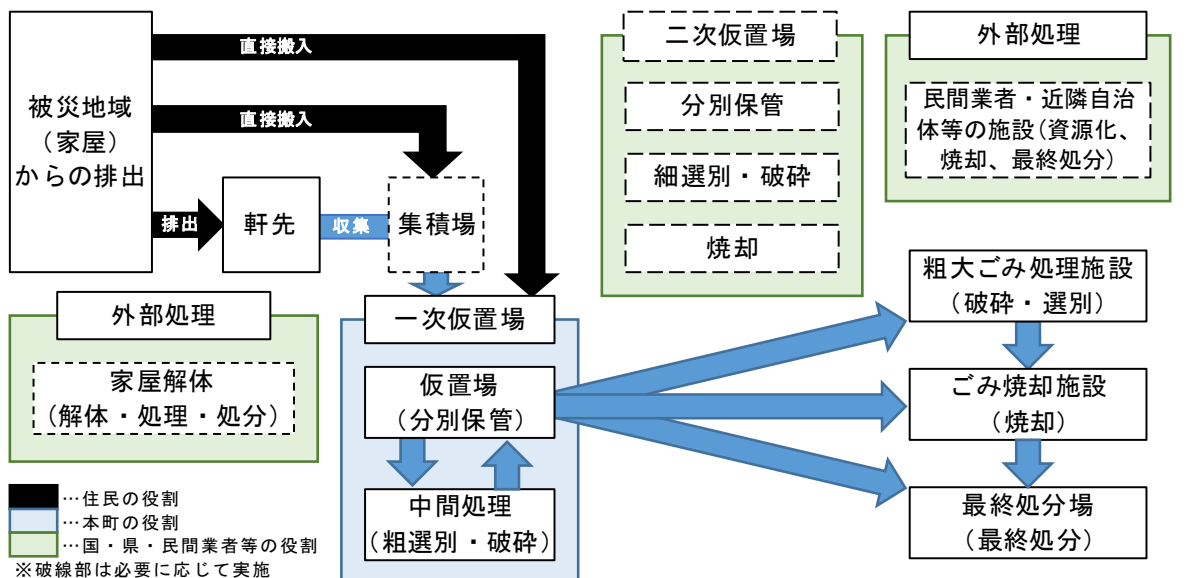
### 3. 災害廃棄物処理計画

#### 3-1. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の全体の流れを図 3-1 に示します。

災害発生時には、状況に応じて町内に仮置場を設置することで、一時的に多量に発生した災害廃棄物が家屋の中や周辺、道路等にあふれ、日常生活や災害復興に支障が生じないようにすることが必要です。仮置場は、災害廃棄物を一時的に保管する目的だけでなく、処理・処分の外部処理先の引取条件に合致させるための中間処理機能を果たす必要もあることから、本計画では、機能や大きさの異なる「集積場」・「一次仮置場」・「二次仮置場」の3種類の仮置場（表 3-1 参照）を想定します。本町では、このうち「集積場」、「一次仮置場」のみを設置・運用し、状況に応じて県・国の設置した「二次仮置場」と連携することを想定します。

仮置場で災害廃棄物を分別保管し、場合により粗選別・破碎した後は、災害廃棄物の種類に応じた処理先に搬出し、処理・処分を行います。



出典：「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」（国立環境研究所、平成 29 年 3 月）

図3-1 災害廃棄物処理全体の流れ

表3-1 仮置場の定義

名称	想定する設置主体	概要
集積場	本町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民から片付けごみを直接受け入れる小規模な仮置場。都市公園等の住宅地から近く自己搬入が容易な場所に設置する。</li> </ul>
一次仮置場	本町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの片付けごみの受入を行う他、道路啓開や住居等の片付けにより発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所。基本的に本町が設置して管理・運営し、最終的に閉鎖（解消）する。</li> <li>・別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に横持ちした場所や、粗選別を効率的に行うために設けた場所も一次仮置場に含まれる。</li> <li>・一次仮置場では、可能な限り分別しながら搬入すると同時に、バックホウ等の重機や展開選別により、後の資源化や処理・処分を念頭に粗選別する。仮置場の広さや資機材の調達状況を踏まえ、場合によっては固定式又は移動式破碎機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破碎処理を行う。</li> </ul>
二次仮置場	国・県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化や処理・処分先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後の廃棄物を一時的に集積、保管するために設置する場所。</li> </ul>

※災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-1】を参考に設定

### 3-2. 災害廃棄物等の処理に係るタイムライン

災害廃棄物等の処理に係るタイムラインを図 3-2 に、タイムラインと対応した災害廃棄物処理等の処理に係る主な業務を表 3-2 に示します。災害時は、生活ごみや避難所ごみの処理と並行して災害廃棄物の処理を計画的に進め、概ね 3 年以内の処理完了（仮置場の撤収等を含む）を目指します。

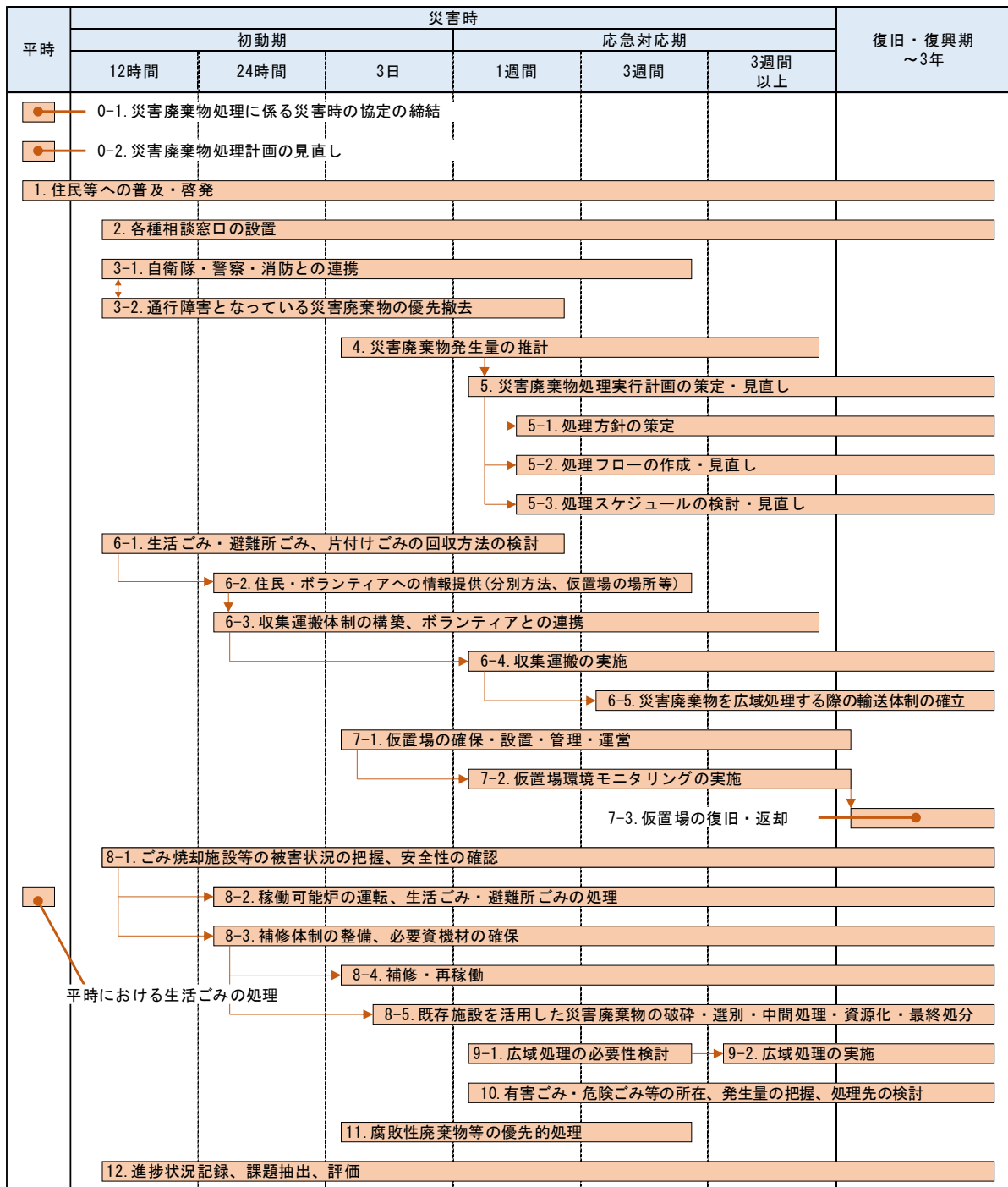


図3-2 災害廃棄物等の処理に係るタイムライン

表3-2 災害廃棄物処理等の処理に係る主な業務 (1/3)

No. 0-1	災害廃棄物処理に係る災害時の協定の締結
対応事項	災害廃棄物等の収集・運搬・処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理に係る協定を締結する (p. 87~88 参照)。
担当	総務課
行動期間	平時
No. 0-2	災害廃棄物処理計画の見直し
対応事項	ごみ処理施設や体制の現状を踏まえ、適宜、本計画の見直しを行い、災害時に迅速な災害廃棄物処理ができるように、発災後の行動手順や体制等を整理しておく。
担当	町民課
行動期間	平時
No. 1	住民等への普及・啓発
対応事項	災害廃棄物の分別区分や排出方法等について、パンフレットや WEB ページを作成し住民等に普及・啓発する。
担当	総合戦略部/広報広聴班 (災害広報に関すること) 町民部/町民生活班 (災害廃棄物の処理に関すること)
行動期間	平時~復旧・復興期
No. 2	各種相談窓口の設置
対応事項	災害廃棄物の分別区分、排出方法や場所等の質問や相談に対応する窓口を設置する。
担当	町民部/町民生活班 (災害廃棄物の処理に関すること)
行動期間	初動期~復旧・復興期
No. 3	自衛隊・警察・消防との連携~通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去
対応事項	自衛隊・警察・消防等と連携し、通行障害となっている災害廃棄物を優先的に除去することで、緊急車両の通行や、ごみの収集運搬等が円滑に行えるようにする。また、被災家屋の片付けや災害廃棄物の収集運搬を連携して行い、効率的な災害廃棄物処理を図る。
担当	総務部/対策調整班 (防災関係機関との連絡調整に関すること) 建設水道部/土木班 (道路、橋梁、港湾、漁港施設等の被害調査及び応急対策に関すること、障害物の除去に関すること) 建設水道部/建設班 (通行不能箇所等の表示及び整理に関すること、輸送道路等、交通確保及び障害物の除去に関すること) 建設水道部/管理班 (土木、建築、障害物除去等に係る受援に関すること) 消防部/消防班 (障害物の除去に関すること) 陸上自衛隊第 39 普通科連隊 鯉ヶ沢警察署 鯉ヶ沢地区消防事務組合
行動期間	初動期~応急対応期
No. 4	災害廃棄物発生量の推計
対応事項	初動期は被害状況等から、応急対応期では仮置場の受け入れ量等から、災害廃棄物発生量を推計する。災害廃棄物発生量の推計結果は、災害廃棄物処理実行計画の策定、処理料金の見積もり、収集運搬計画、仮置場の確保等に利用する。
担当	総務部/情報班 (被害状況の把握及び報告に関すること) 町民部/町民生活班 (災害廃棄物の処理に関すること)
行動期間	初動期~応急対応期
No. 5	災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し
対応事項	被害状況や、災害廃棄物の発生状況を整理し、災害廃棄物の収集運搬や保管・処理の時期や方法を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を策定する。 策定した災害廃棄物処理実行計画は、被害の把握状況や災害廃棄物の発生状況を踏まえて、適宜見直しを行う。
担当	町民部/町民生活班 (災害廃棄物の処理に関すること)
行動期間	応急対応期~復旧・復興期

※担当欄の部署名は p. 79~「表 5-1 災害対策本部の業務分担」に基づいたものである

表3-2 災害廃棄物処理等の処理に係る主な業務 (2/3)

No. 6	生活ごみ・避難所ごみ、片付けごみの回収方法の検討～ 災害廃棄物を広域処理する際の輸送体制の確立
対応事項	道路被害の状況を基に、生活ごみ・避難所ごみ、片付けごみの回収方法を検討し、分別方法や仮置場の場所等を決定した後、収集運搬をする。広域処理が必要な場合は、県や民間業者等と協議を行い、広域処理を行う際の輸送体制を確立する。
担当	総務部/対策調整班（被害状況の把握及び報告に関すること/他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関すること） 町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理に関すること）
行動期間	初動期～復旧・復興期
No. 7	仮置場の確保・設置・管理・運営～仮置場の復旧・返却
対応事項	仮置場は被災状況や災害廃棄物の発生量を踏まえて、仮置場の候補地リストから選定し、確保・設置する。管理・運営に当たっては随時環境モニタリング等を実施し、安全面や衛生面に配慮する。
担当	財政部/公有財産管理班（他班の実施事項の応援に関すること） 町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理に関すること）
行動期間	初動期～復旧・復興期
No. 8	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認～ 既存施設を活用した災害廃棄物の破碎・選別・中間処理・資源化・最終処分
対応事項	西海岸衛生処理組合と連携し、エコクリーンアフィの被害状況や復旧状況を把握して、必要に応じ余力の範囲内で災害廃棄物の処理を依頼する。
担当	西海岸衛生処理組合 町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理に関すること）
行動期間	初動期～復旧・復興期
No. 9	広域処理の必要性検討～広域処理の実施
対応事項	小規模災害等、エコクリーンアフィにより災害廃棄物処理が完了できる場合は、エコクリーンアフィにて処理を行う。エコクリーンアフィの被災による機能低下や施設の余力を上回る災害廃棄物の発生等により処理が完了できない場合においては、広域処理を検討・実施する。
担当	つがる西北五広域連合 西海岸衛生処理組合 総務部/動員・受援班（知事への応援要請（給水を除く）及び連絡調整に関すること） 町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理に関すること）
行動期間	応急対応期～復旧・復興期
No. 10	有害ごみ・危険ごみ等の所在、発生量の把握、処理先の検討
対応事項	本町で受け入れできない有害ごみ・危険ごみ等は排出者が責任を持って処分することを原則とする。処理が困難な廃棄物については、処理先を検討し適切に処理する（p. 48 参照）。
担当	町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理に関すること） 観光部/商工班（危険物保安に関すること）
行動期間	応急対応期～復旧・復興期

※担当欄の部署名は p. 79～「表 5-1 災害対策本部の業務分担」に基づいたものである

表3-2 災害廃棄物処理等の処理に係る主な行動 (3/3)

No. 11	腐敗性廃棄物等の優先的処理
対応事項	浸水した畳・布団のような腐敗性の廃棄物の優先的な収集運搬及び処理を行う。
担当	町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理に関する事）
行動期間	初動期～応急対応期
No. 12	進捗状況記録、課題抽出、評価
対応事項	災害廃棄物処理の進捗状況を記録し、災害廃棄物の処理に係る課題を抽出・評価した記録誌等を作成し、今後の災害廃棄物処理に備える。
担当	総合戦略部/広報広聴班（災害対策の取材（写真を含む）に関する事） 町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理に関する事）
行動期間	初動期～復旧・復興期

※担当欄の部署名は p. 79～「表 5-1 災害対策本部の業務分担」に基づいたものである

### 3-3. 処理・処分の優先順位

災害時におけるごみ処理の優先順位を表 3-3 に示します。

災害時は、災害廃棄物の発生によるごみ量の増加や、ごみ処理施設の損壊によるごみ処理能力の低下が予想されます。そのため、ごみの種類ごとに処理の優先順位を定め、効率的な収集運搬・処理を実施する必要があります。

本計画では、原則として日常から発生する生活ごみや避難所ごみを優先的に処理していくこととしますが、腐敗性廃棄物等の仮置場での長期保管に衛生上・安全上の問題があるものについては優先的に処理を行うものとします。

表3-3 災害時におけるごみ処理の優先順位

	ごみの種類	留意事項	管理、処理方法
高 優先順位 低	燃やせるごみ	腐敗することで、ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。	排出者が指定袋に入れて分別保管し、本町が定期回収し処理する。
	燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみ	保管が可能であることから、優先度は低くなる。ごみ処理施設の被災等により定期回収が停止している場合は、回収が再開するまでの間、排出者が自宅等で保管する必要がある。	燃やせないごみ、資源ごみは排出者が指定袋に入れて分別保管し、本町が定期回収し処理する。有害ごみは排出者が可能な限り販売店に引き取り依頼をし、ごみとして排出する場合は、本町が定期回収し処理する。粗大ごみは排出者が保管し、本町が定期回収し処理する。



### 3-4. 処理フロー

災害時の道路啓開（道路上のがれき等の撤去）や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物、片付けごみ及び解体がれき等は、災害時においても減量化、資源化を意識し、適切に分別・保管・処理を行っていく必要があります。

本町では、令和4年8月豪雨の際は、西海岸衛生処理組合の所有するエコクリーンアファイ及び西海岸一般廃棄物最終処分場を利用して災害廃棄物の適正処理・処分に努めましたが、処理を進めていく上で以下のような問題も明らかとなりました。

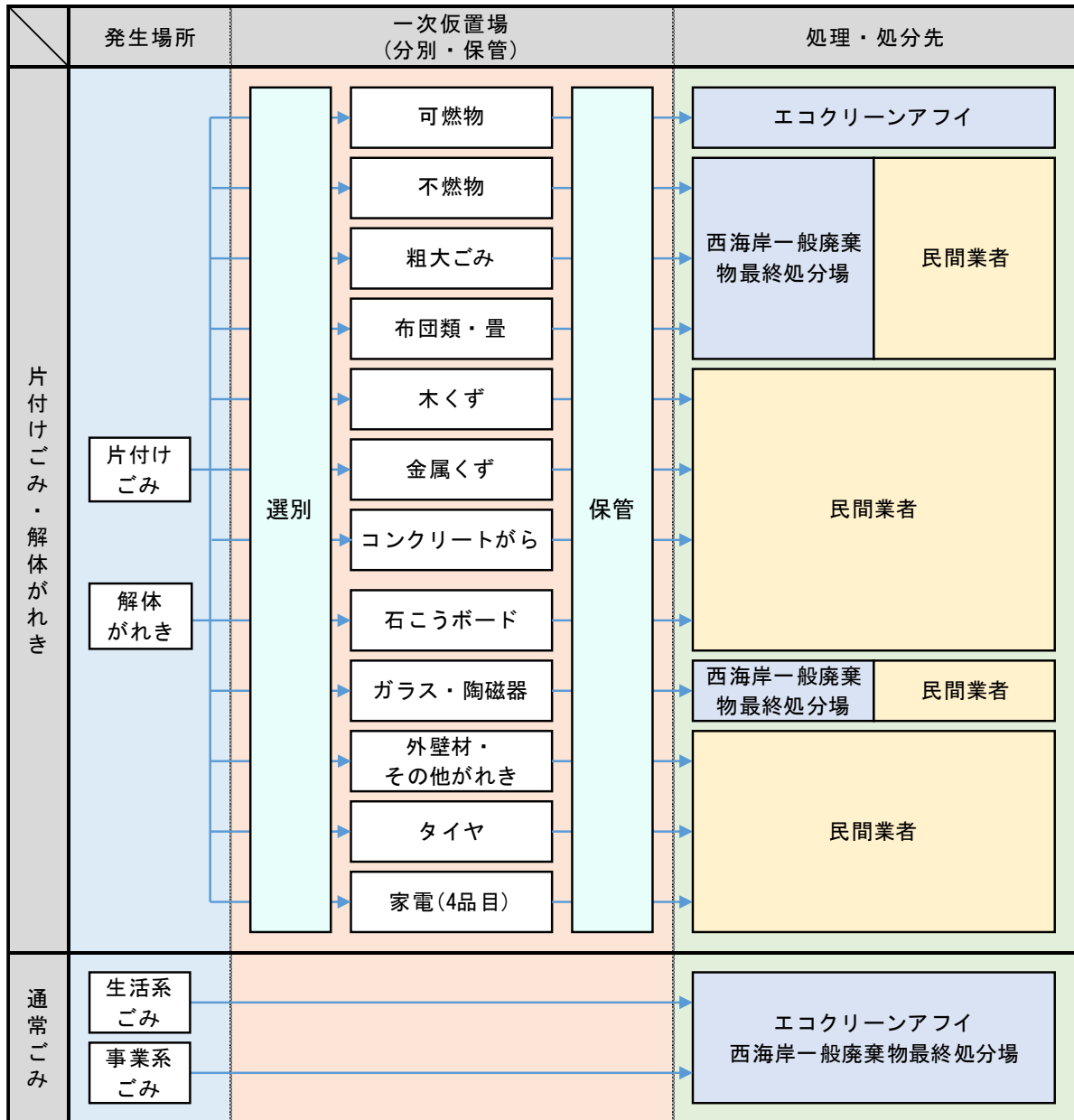
- ・住民からの排出段階において分別が不十分なため、搬入・運搬に時間を要した。
- ・過去の災害（平成28年度豪雨）で使用した仮置場の跡地は住宅地から近く、令和4年8月豪雨においては、家庭より生ごみ等の便乗ごみが持ち込まれたことで悪臭が問題となった。
- ・交通事情等が原因となり、住民により設置された小規模な仮置場（以下、「勝手仮置場」という）が発生した。

以上を踏まえ、本計画では次の方針に従い、災害廃棄物を処理します。

- ・指定された仮置場への排出や仮置場内における分別を徹底するため、仮置場の候補地や標準的な分別区分をあらかじめ整理しておき、発災後は仮置場の場所や排出方法等を速やかに決定し、町民に周知する。
- ・道路の被災状況や仮置場までの距離等の交通事情を鑑みて、開設する仮置場や巡回回収の方針を検討する。
- ・西海岸衛生処理組合の中間処理施設のみで災害廃棄物を処理しきれない場合には、民間業者への処理委託や他自治体への応援要請を検討する。

本計画では図3-4を災害廃棄物の標準の処理フローと位置づけ、上記の方針に基づき、被災状況や発生した災害廃棄物の性状等に応じて、災害発生後に分別項目や処理先の詳細を決定することとします。

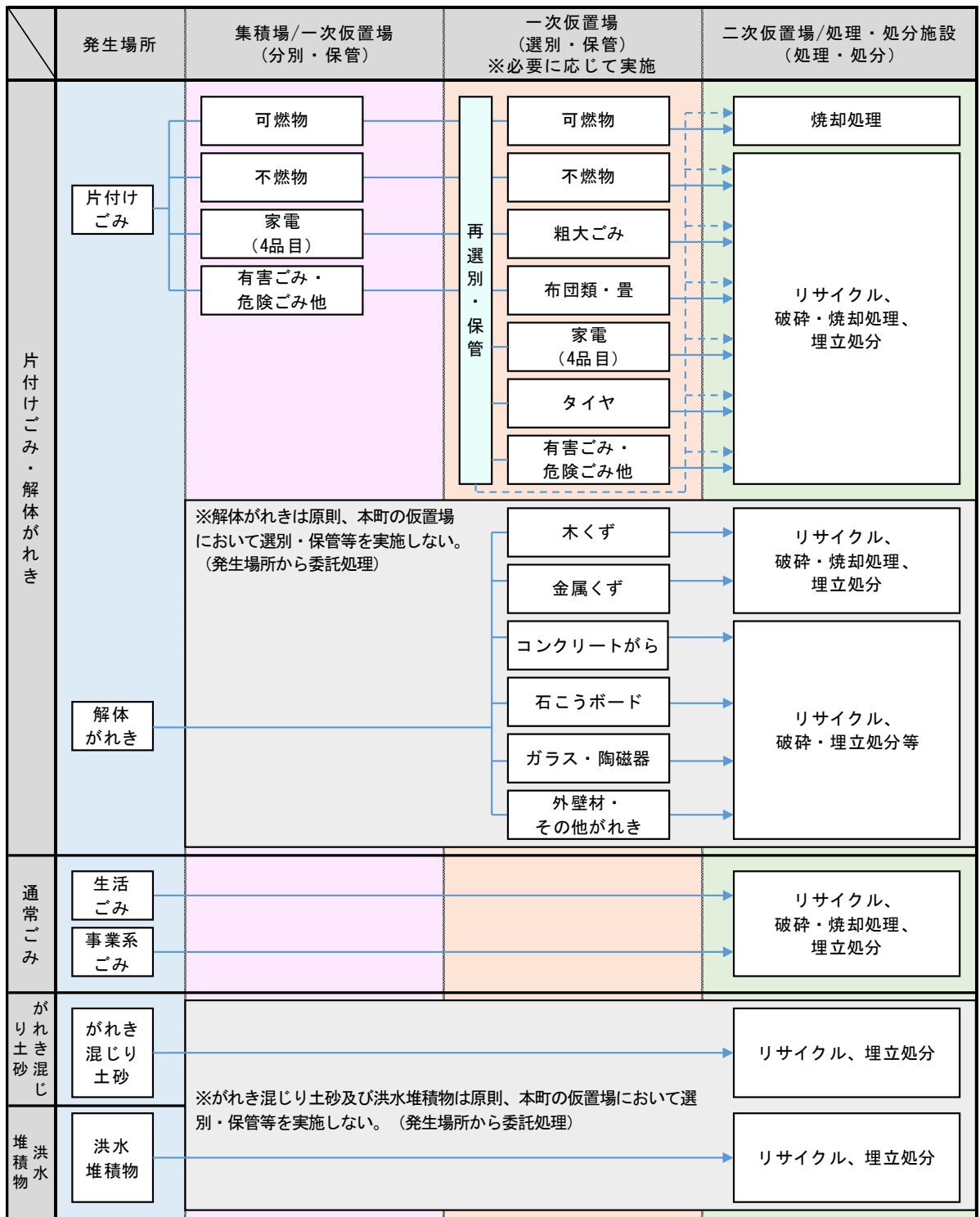
なお、分別区分として一般的に設定しない廃自動車、廃オートバイ等は、本町の処理対象には含めておりません。



- . . . 西海岸衛生処理組合の施設
- . . . 外部の施設

※有害ごみ・危険ごみは、蛍光管、スプレー缶等の平時から町で収集しているものを除き、排出者が自らの責任で処理を行うことを原則とする

図3-3 本町の処理フロー（令和4年8月豪雨時）



-----> : 再選別が必要な場合に実施

※有害ごみ・危険ごみは、蛍光管、スプレー缶等の平時から町で収集しているものを除き、排出者が自らの責任で処理を行うことを原則とする

図3-4 本町の標準の処理フロー

### 3-5. 災害廃棄物のマテリアルバランス

想定水害発生時の災害廃棄物処理のマテリアルバランスを図 3-5 に示します。

想定水害発生時に予想される災害廃棄物発生量は 170.51 t であり、破碎・焼却等による処理量（可燃物、不燃物、粗大ごみ、布団類・畳）は 158.80 t（93.14%）と想定されます。

また、家電（4品目）の 10.73t（6.29%）、タイヤの 0.98t（0.57%）はリサイクルを見込みます。洪水堆積物についても復興資材として極力、資源化するものとします。

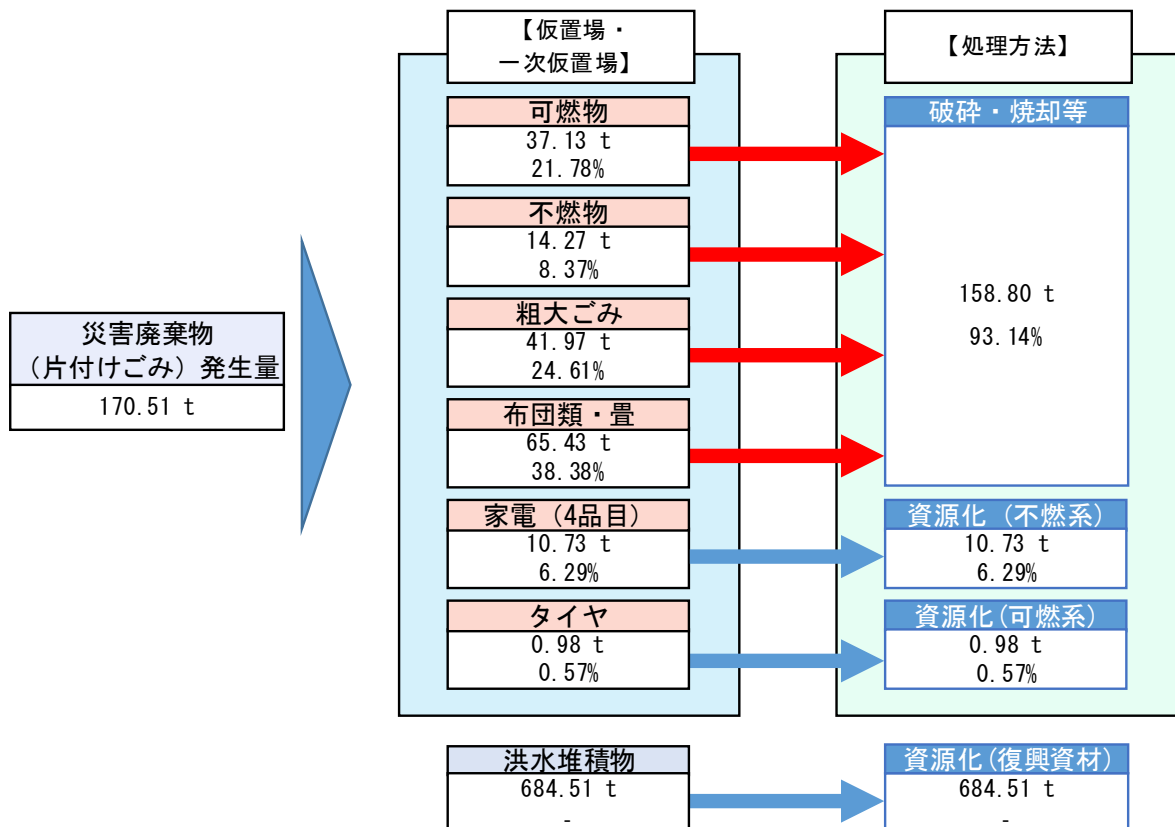


図3-5 災害廃棄物処理に係るマテリアルバランス（水害）

### 3-6. 資源化方法

災害廃棄物の処理期間の短縮、最終処分量の削減を図るため、災害時においても可能な限り分別・再資源化・再生利用に努めます。災害廃棄物の再資源化の例を表 3-5 に示します。

表3-5 災害廃棄物の再資源化の例

災害廃棄物	活用方法
柱角材	木質チップ
畳	固形燃料（RPF原料）
家電（リサイクル可能）	再商品化
家電（リサイクル不可）	金属原料
自転車	金属原料
金属くず	金属原料
瓦	舗装材、庭園の床材
ガラス・陶磁器	再生砂
廃タイヤ	タイヤチップ燃料
石こうボード	セメント原料、土壌改良剤
スレート等	舗装材
コンクリートがら	再生路盤材

### 3-7. 収集・処理・処分の方法

#### (1)生活ごみ

生活ごみの処理に関する行動計画を表3-6に示します。

生活ごみの収集・処理・処分は、発災後においても可能な限り平時と同様とします。ただし、被災の状況により生活ごみの収集・処理・処分が困難になる場合は、衛生上の懸念が想定されるごみや生ごみが含まれる可燃ごみを優先して回収し、不燃ごみや資源ごみは家庭で一時保管する等、収集・処理・処分体制の一時的な見直しを行います。

表3-6 生活ごみの処理に関する行動計画

項目		内容
1	被害状況等の把握	災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集し、運搬ルートを確認する。 また、避難所等に集積場所を設置し、避難所を始め被災地域におけるごみの収集、処理の見込み量を把握する。
2	収集方法	災害時のごみ収集は、委託・許可業者に協力を要請し緊急を要する地域から速やかに実施する。 なお、収集する際には委託・許可業者と分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。 収集場所は指定の集積場所とするが、被災地の状況に応じて緊急に収集、処理する必要のある地区から優先して収集する。
3	収集順位	収集運搬体制を維持し、環境衛生を保持するため次のものを優先して収集する。 (1) 腐敗性の高い生ごみ、応急対策活動に重大な支障を与えるごみ (2) 浸水地域のごみや重要度が高い施設（避難所等）のごみ
4	処理方法	可燃ごみ及び不燃ごみは平時と同様エコクリーンアファイで処理する。 エコクリーンアファイが被災した場合、あるいは能力を超えるごみが排出された場合は、他自治体や一般廃棄物処理業者に処理を依頼する。
5	仮置場の選定	エコクリーンアファイが損壊等により処理を継続できなくなった場合、粗大ごみ等については、仮置場の候補地リストから仮置場を確保し、収集したごみを仮置きした後に処理するものとする。 なお、仮置場については定期的な消毒を行う等、衛生面の管理に留意する。
6	広報の実施	収集方法や集積場所等に変更があった場合には、町防災行政無線や広報車、本町のホームページ等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底についても周知する。

## (2) 避難所ごみ

避難所ごみの管理方法を表 3-7 に示します。避難所ごみについては、避難所の衛生環境を適正に保つため速やかに避難所の状況を把握し、可能な限り早期に収集・処理体制を確保します。

表3-7 避難所ごみの管理方法

項目	管理方法の内容
ごみの分別	<ul style="list-style-type: none"><li>①避難所で分別を行うことはその後のスムーズな処理へとつながるため、平時と同様に分別を行う。</li><li>②支援物資に伴う段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ等が発生するため、容易に分別できるようごみの種類ごとの容器を設置しラベリング用品(ペン、ガムテープ、紙)等を使って分かりやすく表示する。</li><li>③支援物資の増加に伴い衣類や日用品の廃棄も増加するため、期間の経過とともにごみの種類に応じた分別に配慮する。</li><li>④避難所ごみについては生活ごみと同様に収集する。なお、資源ごみの分別収集が不可能な場合があるため、収集が再開するまではできる限り避難所で分別・保管する。</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>①ごみの集積場所は衛生面に留意し、居住空間から離れた場所に設置する。</li><li>②廃棄物の腐敗に伴うハエ等の害虫の発生や、生活環境の悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、腐敗性廃棄物(生ごみ等)、汚物は分別、管理する。</li><li>③消石灰、消毒剤等により害虫発生の防止を図るとともに、害虫等が発生した場合は殺虫剤等の散布により駆除する。</li><li>④避難者に対してごみの集積場の利用、管理方法について周知徹底する。</li></ul>

### (3) 災害廃棄物

#### 1) 廃家電

##### ① 家電リサイクル法対象品目

家電リサイクル法対象品目については、家電リサイクル法に基づくリサイクルを基本とします。なお、処理の際には廃棄物処理法等に定める処理基準に基づき、フロン類を適切に回収します。

また、破損や腐食の程度によるリサイクルの可否は本町が判断し、リサイクルが見込めるものは指定引き取り場所等に搬入し、リサイクルが見込めないものは本町で災害廃棄物として他の不燃性廃棄物と一括処分します。リサイクルの可否の判断が難しい場合は家電メーカーに支援を要請します。

##### ② 家電リサイクル法対象外の品目

本町で回収対象となる小型家電製品の例を表 3-8 に示します。リサイクルが見込めない家電製品やニッケル電池等の危険・有害廃棄物は、それぞれ適した方法で保管する必要があります。また、蛍光灯の安定器やコンデンサ等が PCB を含有している場合、廃棄物処理法の保管基準に従って保管します。リサイクルが不可能な家電製品については外部委託にて処理・処分します。

表3-8 本町で回収対象となる小型家電製品の例

小型家電の種類	内容
パソコン周辺機器	タブレット、ワープロ、プリンター等
電子機器類	ラジオ、DVD プレーヤー、ビデオカメラ、テープレコーダー、MD/CD プレーヤー、電子辞書、電子書籍、CD ラジカセ、デジタルカメラ等
カー用品類	カーナビ、専用カラーテレビ、カーDVD、カーステレオ、カーアンプ、カーチューナー、カーラジオ、カーCD/DVD、ETC ユニット等
通信機器類	電話機（ダイヤル式除く）、PHS、ファクシミリ、充電器、携帯電話（スマートフォン除く）等
ゲーム機類	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム機、コントローラー 等
その他の家電	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、扇風機、モニター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター等

## 2) 廃自動車

被災自動車の処分には、原則として所有者等の意思確認が必要です。そのため、被災自動車の処分については、被災自動車の状況を確認、記録し、所有者を調査して予め意思確認を行う方針とします。

所有者が判明し、所有者に引取りの意思がある場合は所有者に引渡し、所有者に引取りの意思がない場合は引取業者に引渡します。所有者不明の場合は、被災地域から撤去・移動しますが、所有者や処理業者への引渡しまでの間、近隣に仮置場を確保し一時保管することとします。なお、安全性確保の観点から廃油・廃液の抜取りは専門業者に依頼し、作業時には絶縁防具や保護具の着用、高電圧配線の遮断等の安全対策を実施します。また、崩落防止の観点から廃棄物処理法に基づく保管基準を参照し適切に保管することとします。

被災した自動車の所有者の調査については表 3-9 に示す関係団体と連携し、対象車両のナンバー及び車台番号、写真等をリスト化して公開する等して照会に努めます。

表3-9 被災した自動車に関する照会先

照会する情報		照会先
車両ナンバー	登録自動車	青森運輸支局
	軽自動車	軽自動車検査協会 青森事務所
車検証・車台番号		陸運局

## 3) 廃二輪車

被災した二輪車の処分には、自動車と同様、原則として所有者等の意思確認が必要です。そのため、被災二輪車の処分については、被災二輪車の状況を確認、記録し、所有者を調査して予め意思確認を行う方針とします。

所有者が判明し、所有者に引取りの意思がある場合は所有者に引渡し、所有者に引取りの意思がない場合は引取業者に引渡します。所有者不明の場合は、被災地域から撤去・移動しますが、所有者や処理業者への引渡しまでの間、近隣に仮置場を確保し一時保管することとします。また、作業時においては、自動車と同様の安全対策を実施します。

なお、エコクリーンアフライでは廃二輪車を受け入れていないため、排気量を問わず、専門業者に外部委託することとします。

また、被災した二輪車の所有者の調査については自動車と同様の方法とし、表 3-10 に示す関係団体と連携し、対象車両のナンバー及び車台番号、写真等をリスト化して公開する等して照会に努めます。

表3-10 被災した二輪車に関する照会先

照会する情報		照会先
車両ナンバー	小型二輪（排気量 250cc 超）	青森運輸支局
	軽二輪（排気量 125～250cc）	
	原動機付自転車（排気量 ～125cc）	税務会計課

#### 4) 思い出の品等

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、本町で保管し、可能な限り所有者に引き渡す方針とします。

思い出の品等の取り扱いの流れ及び思い出の品等の取り扱いルールを図 3-6 及び表 3-11 に示します。

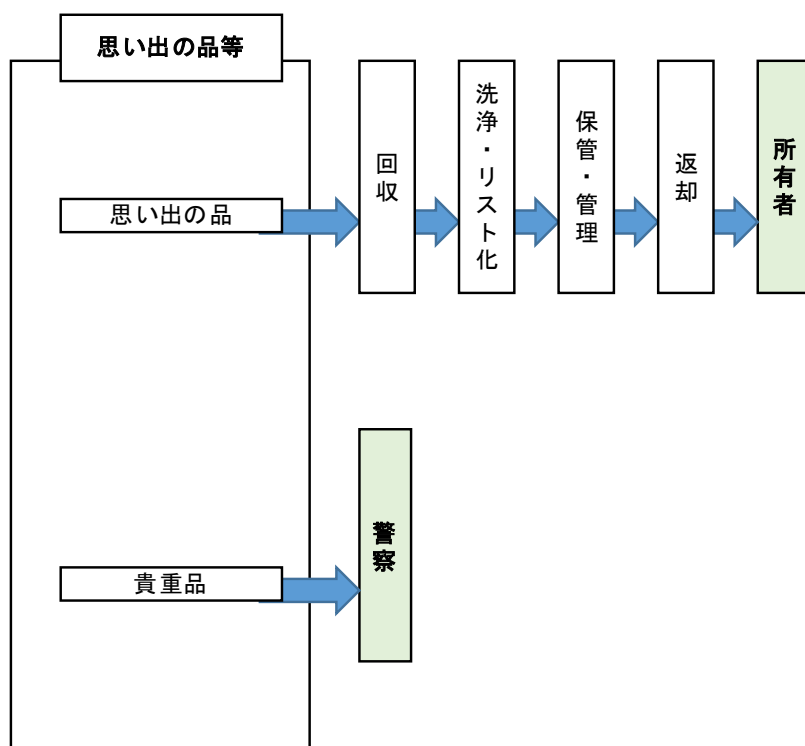


図3-6 思い出の品等の取り扱いの流れ

表3-11 思い出の品等の取り扱いルール

項目	内容
回収対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思い出の品：写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等</li> <li>・ 貴重品：財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等</li> </ul>
回収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。</li> <li>・ 住民・ボランティアの持込みによって回収する。</li> <li>・ 貴重品については、遺失物法に則り、回収後に発見場所、発見日時、発見者を明らかにしたうえで警察に届ける。また、所有者が明らかでない金庫、猟銃等の銃刀類は速やかに警察に連絡し引き取りを依頼する。</li> </ul>
保管・管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泥や土が付着している場合は洗浄して保管・管理する。</li> <li>・ 発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し保管・管理する。</li> </ul>
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元雇用やボランティアの協力等による。</li> </ul>
返却方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧、引渡しは方法を地方紙や広報誌等で周知し、面会や郵送（本人確認が可能な場合）により所有者本人に引渡すものとする。</li> </ul>

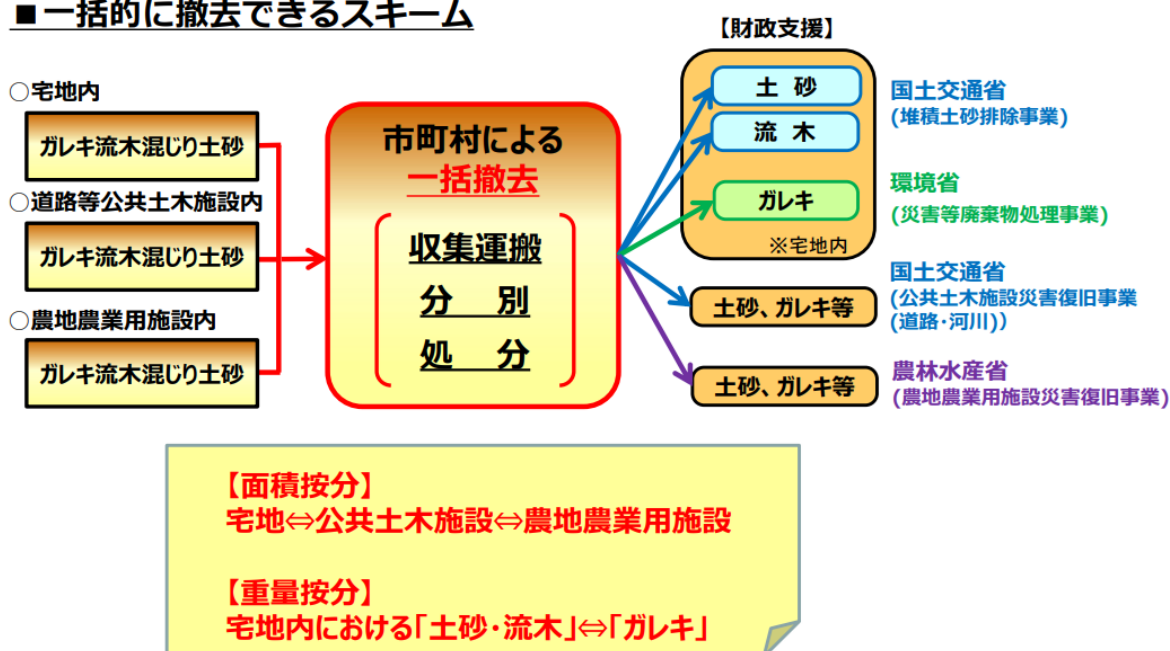
## 5) 堆積土砂等

風水害を原因として発生する災害廃棄物の中には土砂を巻込んだ混合状態になっているものも多く、廃棄物のみを分別して回収することが困難な場合があります。そのような災害廃棄物は発生現場から民間業者によるリサイクル又は最終処分をすることとします。

また、堆積土砂の処理・処分において活用できる国の財政支援は、堆積土砂の性状や堆積場所により所管の省庁が異なるため、図3-7に示すとおり、市町村が一括的に撤去できる処理スキームを活用し、堆積土砂の収集運搬や分別、処分に要する費用を清算するものとします。

なお、財政支援の活用にあたっては、清算時に面積按分（宅地、道路等公共土木施設、農地農業用施設）することを基本としますが、体積に応じて清算を行う場合は、堆積土砂等の堆積高さや被災状況が把握できる資料を作成することが必要となります。

### ■ 一括的に撤去できるスキーム



出典：「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」（国土交通省、令和7年8月）

図3-7 堆積土砂等の処理スキームと財政支援

## 6) 道路啓開で生じるがれき等

緊急輸送道路、その他の道路上の障害物に対応する主体を表 3-12 に示します。

道路啓開で生じるがれき等については、各道路の管理主体が障害物を回収、撤去し、適切に処理する方針とします。また、本町は関係機関と連携して速やかな撤去を働きかけるとともに、適正処理を実施する体制の構築に努めます。

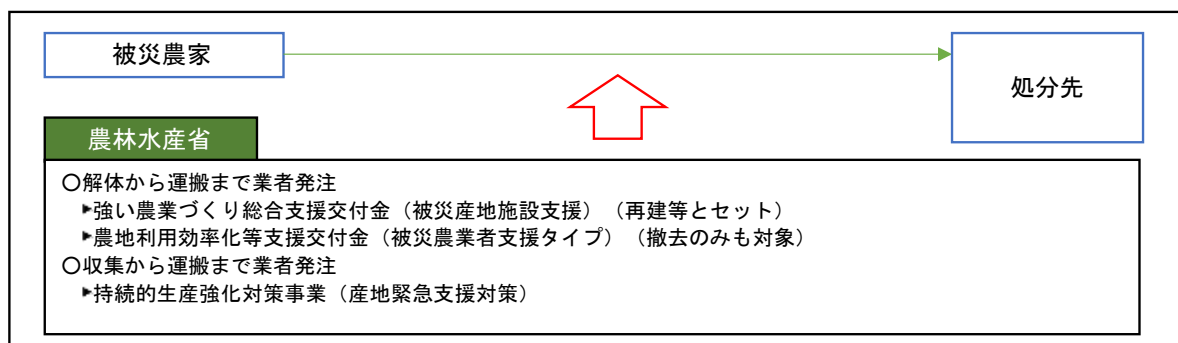
表3-12 道路上の障害物の対応主体

区分	障害物の対応を行う主体
町 道	本町（建設水道部土木班）
県 道	県
国 道	国

## 7) 産業廃棄物等

### ① 農業用ハウス等の処理

災害により発生した農業用ハウス等の災害廃棄物の処理は、農家自らが処理・処分を行うものとし、処理・処分等に要する費用は、必要に応じて図 3-8 に示す財政支援を活用するものとします。



出典：「農林水産省、環境省の連携による農業用ハウス等に関する留意事項（周知）」（農林水産省、令和6年1月）一部加工

図3-8 農業用ハウス等の災害廃棄物の処理スキームと財政支援

## ② 漁業系の災害廃棄物の処理

漁業系の災害廃棄物の処理については、排出者自らが分別・保管・前処理を行い民間業者に委託処理する方針とします。漁業系廃棄物の前処理の例を表3-13に示します。

表3-13 漁業系廃棄物の前処理の例

廃棄物の種類		前処理の内容	
漁船漁業	廃プラスチック類	漁網	付着物の除去、フロートやおもりの回収、切断、プラスチック素材ごとの分別
		化繊ロープ類	付着物の除去、切断、プラスチック素材ごとの分別
	廃プラスチック類、金属くずの混合	鉛入り漁網、ロープ	付着物の除去、プラスチックと鉛の分別
		FRP船	付着物の除去、抜油、バッテリーその他手で降ろせる全てのものの除去
	魚介性残渣	貝殻、付着物残渣	付着物の除去
		えさの残渣	乾燥
養殖業	廃プラスチック類	養殖いけす用網、のり網	付着物の除去
		発泡スチロール製フロート	付着物の除去、破碎
	廃プラスチック類、金属くずの混合	FRP船	付着物の除去、抜油、バッテリーその他手で降ろせる全てのものの除去
		パールネット、丸かご	付着物の除去
	魚介性残渣	貝類	付着物の除去

## 8) 適正処理が困難な廃棄物、危険物、有害物等

適正処理が困難な廃棄物等の処理方針を以下に示します。

また、有害廃棄物等の処理方針を表 3-14 に示します。

- ・産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理するものとする。
- ・本町が処理する品目以外の廃棄物は、排出者の責任において民間業者に依頼し処理する。
- ・暖房器具を廃棄物として排出する際は、事前に燃料を分離する等、必要な措置を講じることとする。
- ・一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害時に排出の増加が予想されるため、初動期から、排出に関する優先順位や適切な処理方法等を広報する。
- ・平時の対応と同様に、専門業者による引取ルート of 整備等の対策を講じるとともに、適正処理を推進するため関連業者に協力を求める。
- ・有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、災害規模と排出状況に応じて回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

表3-14 有害廃棄物等の処理方針

種類	本町で 処理	保管	収集運搬	処理・処分
石綿含有廃棄物 (石こうボード、スレート板等の建材等)	×	取り扱い時には保護具の着用を徹底するとともに、石綿の飛散防止の観点から、極力廃棄物を破碎しないように注意する。	保管時と同様に、取り扱い時には保護具の着用を徹底するとともに、石綿の飛散防止に努める。	即日覆土を行う等、適切な埋立処理を行う。
感染性廃棄物	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用の蓋付き容器等で分別、ラベリングし、引取先で保管する。</li> <li>屋根のある建物内や密閉性のある容器、防水性のビニールシート等で風雨にさらさないように飛散・流出対策をした上で保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手などを傷つけないように注意する。</li> <li>堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバッグ等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する。</li> </ul>	産業廃棄物処理業者等に処理委託する。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管方法は上記の感染性廃棄物と同様とする。</li> <li>暖房等の発熱機器から十分離し、高温にさらされないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCB廃棄物に雨水が浸透しないよう、十分に被覆する。</li> <li>PCB廃棄物を転倒、落下させないように注意する。</li> </ul>	産業廃棄物処理業者等に処理委託する。
有機溶媒(シンナー、塗料、等)	×	梱包、ラベリングして引取先にて保管する。	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等により回収する。	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等に処理委託(焼却等)する。
農薬類	×	梱包、ラベリングして引取先にて保管する。	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等により回収する。	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等に処理委託(中和、焼却等)する。
高圧ガスポンペ	×	引取販売店にて保管する。	引取販売店に返却依頼をする。	引取販売店から通常の処理ルートを活用し再利用又は資源化処理する。
スプレー缶、カセット式ガスポンペ	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場内で、分別保管する。</li> <li>ガスが入っている場合は、安全な場所、方法でガス抜きし、保管する。</li> </ul>	ガス抜きをして、平時と同様に収集する。	平時と同様の処理ルートで処理、処分する。
消火器	×	引取先にて保管する。	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等により回収する。	日本消火器工業会のリサイクルルートを活用し処理する。
廃電池類	○	仮置場内で、分別保管する。	電気店、リサイクル協力店等での拠点回収、平時の収集ルートによる収集を行う。	平時の処理ルートにより破碎、選別、資源化する。
廃蛍光灯	○	仮置場内で、破損しないようドラム缶等に入れて分別保管する。	破損しているものは梱包・ラベリングし回収する。	平時の処理ルートにてその他ごみとして資源化する。
鉱物油(ガソリン、灯油、重油等)、化学合成油(潤滑油等)	×	引取先にて保管する。	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者等で回収する。	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者等に焼却や資源化を委託する。
CCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材	×	引き取り先にて CCA 処理の有無で分別保管する。	建物の解体・撤去時に、CCA 処理の有無で分別し、収集する。	産業廃棄物処理業者等に焼却や埋立処理を委託する。

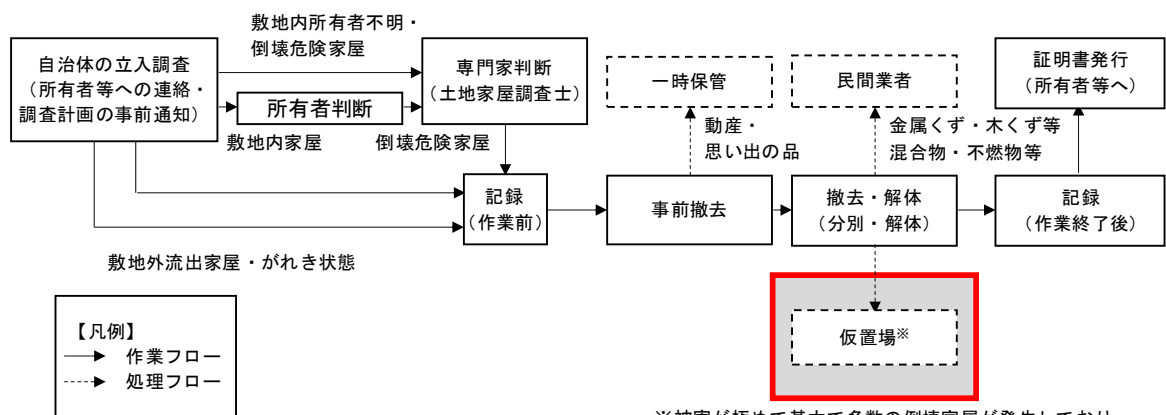
参考：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-15】(環境省、平成 31 年 4 月)

### 3-8. 損壊家屋等の解体・撤去

災害時の損壊家屋等の解体・撤去は原則、所有者が実施しますが、建物が元の敷地外に流出している場合、家屋が倒壊してがれき状態になっている場合、倒壊の危険性がある場合等は、本町が所有者等に可能な限り連絡をとり、承諾を得て撤去することとします。

なお、解体に伴って発生した解体がれきは、原則、本町の仮置場で受け入れずに全量を民間業者に依頼して処分することとします。

建物の解体・撤去の開始は発災3か月後、終了は3年以内を目標とし、東日本大震災の際に示された、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知、平成23年3月25日）に基づいて実施します。災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順を図3-9に示します。



※被害が極めて甚大で多数の倒壊家屋が発生しており、町内外に国や県の仮置場が設置されている場合等に限る。

参考：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 19-1】（環境省、令和2年3月）

図3-9 災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順

### 3-9. 仮置場

#### (1) 仮置場面積の算定

##### 1) 仮置場面積の算定方法

想定災害における仮置場面積の算定方法を表 3-15 に、災害廃棄物の仮置きイメージを図 3-10 に示します。本計画では想定地震のうち、最も被害が甚大になる想定日本海側海溝型地震及び想定水害の災害廃棄物発生量に基づき、仮置場面積を算定します。仮置場の面積の算定にあたっては、災害廃棄物の置場だけでなく通路や駐車場、選別のために設けた空地等を含む作業スペースを考慮します。

なお、可燃系混合廃棄物の積上げ高さは災害廃棄物対策指針では 5m 以下が推奨されていますが、令和 4 年 8 月豪雨災害を踏まえ、保管・作業の安全を考慮して 3m 以下とします。

表3-15 仮置場面積の算定方法

項目	計算方法
①仮置量 (t)	災害廃棄物発生量 (t)
②見掛比重 (t/m <sup>3</sup> )	表 3-16 及び表 3-17
③積上げ高さ (m)	可燃系混合廃棄物:3m 畳:2m その他:5m
④作業スペース割合	100%
⑤仮置必要面積 (m <sup>2</sup> )	①仮置量 (t) ÷ ②見掛比重 (t/m <sup>3</sup> ) ÷ ③積上げ高さ (m) × (1+④作業スペース割合)

参考：計算方法：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-2】（環境省、平成 31 年 4 月）

積上げ高さ：仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報補遺）（国立環境研究所、平成 28 年 11 月）

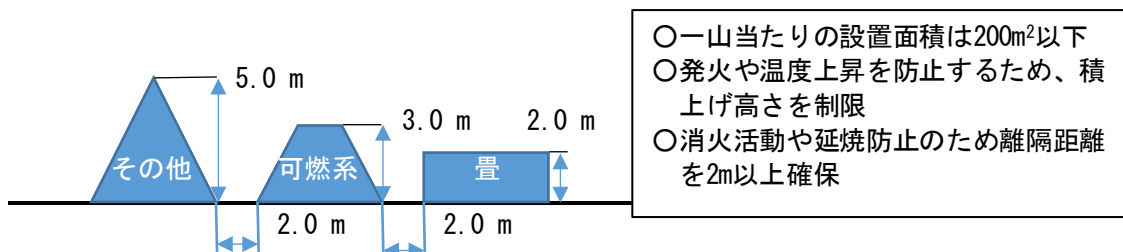


図3-10 災害廃棄物の仮置きイメージ

## 2) 仮置場面積の算定結果

想定地震の仮置場の必要面積を表 3-16、想定水害の仮置場の必要面積を表 3-17、本町の仮置場候補地の面積一覧を表 3-18 に示します。想定地震において、必要な仮置場面積は 126,017m<sup>2</sup>と算出され、全ての仮置場の候補地の面積を合わせても必要面積に達しない計算となりました。

なお、本計画では津波堆積物、洪水堆積物、解体がれきを本町の仮置場での保管の対象外としていますが、想定地震の廃棄物量には解体がれき量が含まれていることに留意が必要です。

一方で、想定水害において必要な仮置場面積は、776m<sup>2</sup>と算出され、令和 4 年 8 月豪雨と同様、仮置場 1 か所のみで災害廃棄物の全量を保管できる計算となりました。

表3-16 想定地震の仮置場の必要面積

品目	発生量 (t)	比重 (t/m <sup>3</sup> )	保管高さ (m)	保管体積 (m <sup>3</sup> )	必要面積 (m <sup>2</sup> )	必要面積	
						作業面積 (m <sup>2</sup> )	保管面積 (m <sup>2</sup> )
解体がれき・ 片付けごみ合計	253,200	-	-	251,725	126,017	63,009	63,009
可燃物	45,576	0.65	3	70,117	46,745	23,372	23,372
不燃物	45,576	0.86	5	52,996	21,198	10,599	10,599
金属	16,711	1.13	5	14,789	5,916	2,958	2,958
柱角材	13,673	0.55	3	24,860	16,573	8,287	8,287
コンクリートがら	131,664	1.48	5	88,963	35,585	17,793	17,793
津波堆積物(参考)	630,286	1.00	5	630,286	252,114	126,057	126,057

※「表 2-7 想定地震による災害廃棄物発生量」を基に設定。

表3-17 想定水害の仮置場の必要面積

品目	発生量 (t)	比重 (t/m <sup>3</sup> )	保管高さ (m)	保管体積 (m <sup>3</sup> )	必要面積 (m <sup>2</sup> )	必要面積	
						作業面積 (m <sup>2</sup> )	保管面積 (m <sup>2</sup> )
片付けごみ合計	170.51	-	-	1,057	776	388	388
可燃物	37.13	0.65	3	58	40	20	20
不燃物	14.27	0.86	5	17	8	4	4
粗大ごみ	41.97	0.10	5	420	168	84	84
布団類・畳	65.43	0.12	2	546	546	273	273
家電(4品目)	10.73	1.00	2	11	12	6	6
タイヤ	0.98	0.20	5	5	2	1	1
洪水堆積物(参考)	684.51	1.00	5	685	274	137	137

※1 「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数 ver. 1.5」(日本産業廃棄物処理振興センター)を基に比重を設定。

※2 発生量は、「表 2-9 想定水害による災害廃棄物(片付けごみ及び洪水堆積物)発生量」を基に設定。

表3-18 仮置場候補地と面積一覧

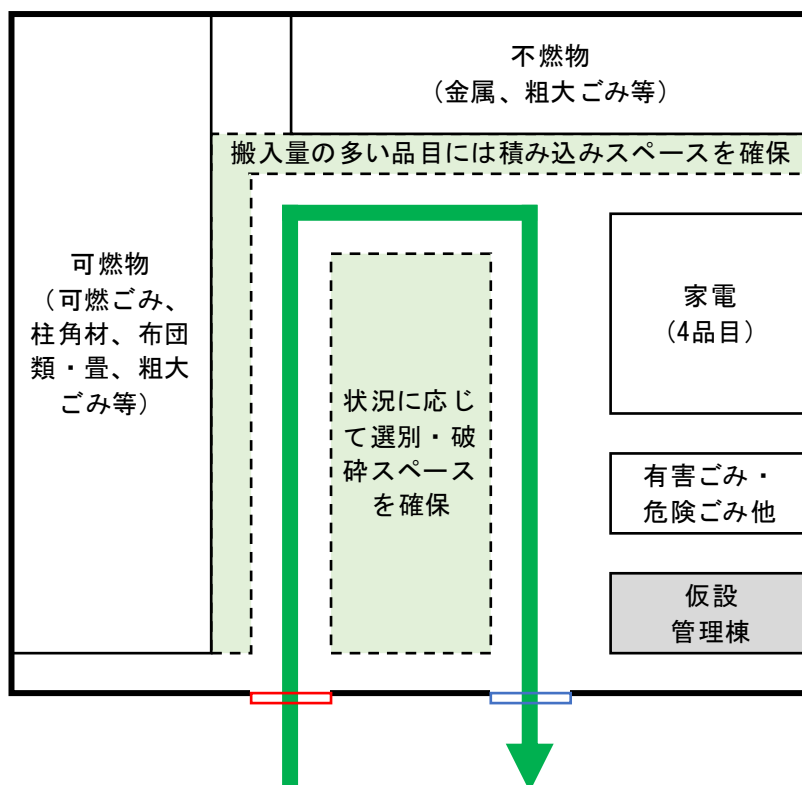
番号	名称	単位 : m <sup>2</sup>
		面積
①	旧大戸瀬斎場	1,047
②	旧千畳敷農村公園	2,955
③	行合崎駐車場	3,048
④	旧深浦斎場跡地	1,334
⑤	ふかうら斎苑ヨコの空地	1,901
⑥	八森山案内所付近駐車場	1,245
合計		11,530

## (2) 仮置場の場内配置

仮置場のレイアウト例を図 3-11 に示します。場内の動線は渋滞や事故を避けるため、右回り（時計回り）の一方通行を基本とします。

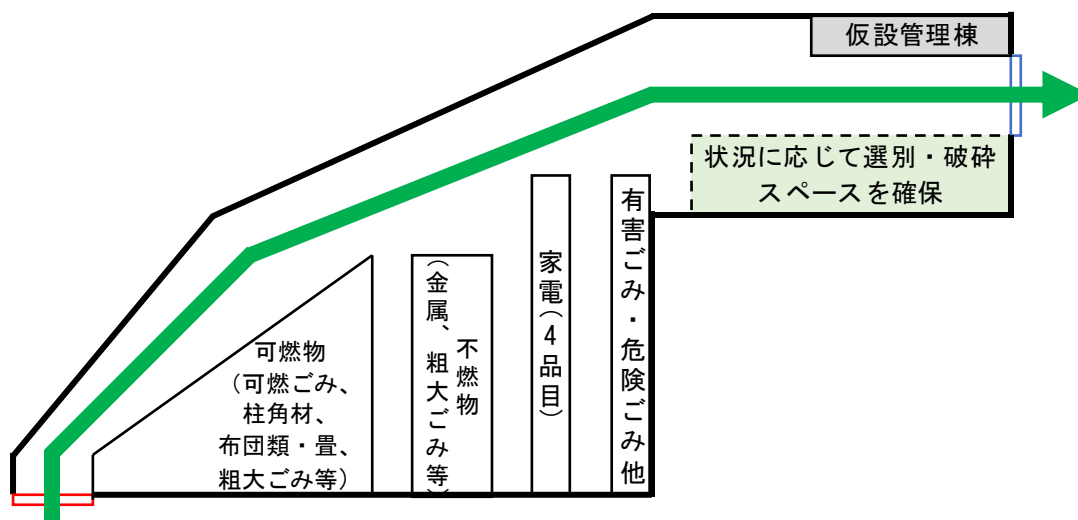
搬入量の多い品目に対して置場の付近に積み込みスペースを確保することにより、場内での渋滞発生を抑制します。

品目の種類（どこまで細分化するか）、配置並びに選別・破碎スペースは、選定する仮置場の条件（p. 55 参照）や運用パターン（p. 56～57 参照）、被災状況や災害廃棄物の発生状況に応じて決定します。



※レイアウトは概略であり、実際の寸法に基づいたものではない。

図3-11 仮置場（一次仮置場）の標準レイアウト例（「⑥八森山案内所付近駐車場」を想定）



※レイアウトは概略であり、実際の寸法に基づいたものではない。

図3-12 仮置場（一次仮置場）の標準レイアウト例（「③行合崎駐車場」を想定）

### (3) 仮置場の管理・運営

#### 1) 仮置場の運用パターン

災害時は被災状況や災害廃棄物の発生状況を踏まえ、適切な仮置場の設置・運用及び収集運搬の実施が必要となります。仮置場を有効活用し効率的な災害廃棄物処理を図ることを目的に、仮置場候補地の中から種類（p. 28 参照）や位置、大きさの異なる仮置場、運用及び収集運搬の方法を組み合わせ、被災状況に応じた複数の仮置場の運用パターンを想定します。

仮置場候補地の適合表を表 3-19 に、仮置場の運用パターンを表 3-20 に示します。

表 3-19 仮置場候補地の適合表

番号	名称	仮置場の概略図	仮置場の種類の	保管	選別	破碎	面積	備考
①	旧大戸瀬斎場		集積場	△※ (○)※	× (△)※	×	小	林間に位置し、住宅地からは離れている。傾斜地かつ、土砂が仮置きされており、平地がほぼない状況（計画策定時点）のため、仮置場の利用にあたり事前に整地や土砂の撤去が必要。
②	旧千量敷農村公園		一次仮置場 集積場	○	△※ (○)※	× (○)※	小※ (大)	高台に位置し、住宅地からは離れている。敷地が東西に分かれているが、2つの敷地を一体的に活用すれば、保管に加えて選別や破碎の機能を持つ二次仮置場としての運用も可能と見込まれる。 【東側、駐車場】：面積は1,000m <sup>2</sup> 程度と比較的小さい。敷地は舗装されており大きな障害物はない。 【西側、公園】：面積は2,000m <sup>2</sup> 程度と比較的大きい。出入口が狭小であり、敷地全体にわたり雑草が繁茂しているため、事前に伐採や工事が必要である。敷地内には残置物が仮置きされているため、移動が必要である。
③	行合崎駐車場		一次仮置場 集積場	○	○	○	大	海岸沿いに位置し、住宅地からは近い。敷地は舗装されており、面積は大きく目立つた残置物もない。保管に加えて選別や破碎の機能を持つ二次仮置場としての運用も可能と見込まれる（ただし、住宅地から近いいため騒音や粉塵等への配慮は必要）。
④	旧深浦斎場跡地		一次仮置場 集積場	△※ (○)※	× (○)※	× (○)※	小※ (大)	林間に位置し、住宅地からは離れている。隣接する④と⑤の敷地を一体的に活用すれば、保管に加えて選別や破碎の機能を持つ二次仮置場としての運用も可能と見込まれる。 【東側、⑤ふかうら斎苑ヨコの空地】：面積は2,000m <sup>2</sup> 程度と比較的大きい。前面道路からの進入口がなく、敷地の大部分が伐採跡地（切り株が残っている状況）であり、立木も一部残存している。そのため、事前に出入口の整備や整地が必要である。
⑤	ふかうら斎苑ヨコの空地		集積場	○	○	○	小	【西側、④旧深浦斎場跡地】：面積は1,300m <sup>2</sup> 程度と比較的小さい。緩やかな傾斜地であり、敷地内に立木や石等が残存している平地が少ないため、事前に整地や伐採、残置物の撤去が必要である。
⑥	八森山案内所付近駐車場		集積場	○	△	×	小	高台に位置し、住宅地からは離れている。敷地は正方形に近い形であり、緩やかな傾斜地となっており、舗装整備されている。隣接して八森山案内所があり、監視員用の休憩場やトイレとしての活用が検討できる。

※各項目の括弧内の評価は、一定の条件（整地や残置物の撤去等）を満たした場合

※○・・・可能 △・・・限定的であるが可能 ×・・・不可  
面積大・・・2,500 m<sup>2</sup>以上 面積小・・・1,500 m<sup>2</sup>未満

表 3-20 仮置場の運用パターン (1/2)

パターン	運用方法		想定される状況		特徴	留意事項
	仮置場の設置	収集	被災レベル I	被災レベル II		
1	仮置場は設置しない。災害廃棄物は、住民が平時と同様に分別してごみステーションに排出し、平時と同様に町が収集する。	被災レベル I	小規模の災害により、局所的・軽微な被害が生じている。一部の世帯において、家財道具等の被害が生じている状況である（目安：震度5強の地震等）。	平時のごみと同様の方法で収集を行うため、住民が理解しやすく、分別や排出場所等の間違いが起きにくい。	平時のごみと同様に災害廃棄物を収集運搬・処理することになるため、粗大ごみ等、積足を上回る量の災害廃棄物が排出された場合、平時のごみの収集運搬・処理に支障をきたす恐れがある。	
2	仮置場は設置しない。災害廃棄物は、住民が軒先に排出し、町が戸別に収集を行う。	被災レベル I	小規模の災害により、局所的・軽微な被害が生じている。一部の世帯において、家財道具等の被害が生じている状況である。1で想定するケースよりは、被害が大きい（目安：震度5強～震度6弱の地震、局所的な床上浸水等）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軒先に災害廃棄物を排出するため、住民の負担が小さい。</li> <li>・簡易的に分別して収集車両に積込むことで、再分別の手間を減らすことが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軒先に収まらない災害廃棄物を道路上に排出する、危険物が混ざった状態で排出する、等の行為により通行障害や火災等、二次災害が生じる恐れがある。</li> <li>・収集されるまでの時間は、軒先に災害廃棄物を保管する必要がある、安全面や衛生面に課題がある。</li> </ul>	
3	町内に集積場（③行合崎駐車場、⑥八森山案内所付近駐車場等）を開設し、集積場では住民による災害廃棄物の持ち込みを受け入れる。	被災レベル II	中程度の災害により、家財道具等や一部の建物の被害が生じている状況である（目安：震度6弱の地震、局所的な床上浸水等）。 ※令和4年8月豪雨被災時には、①大戸瀬斎場、②行合崎駐車場を含む町内4箇所を集積場として運用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地に近い場所に集積場を開設することで、災害廃棄物の排出の際に住民の負担を小さくできる。</li> <li>・災害廃棄物を道路上に排出される事態を予防できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積場の設置に当たり、分別指導や、便乗ごみの持ち込み、資源ごみの盗難等を防止するため、人員の配置が必要である。</li> <li>・③行合崎駐車場は住宅地に比較的近いため、悪臭や騒音等に配慮する必要がある。</li> <li>・集積場を複数開設する場合は、処理先への災害廃棄物の運搬や集積場の撤収にかかる手間が大きい。</li> </ul>	
4	町内に集積場（③行合崎駐車場、⑥八森山案内所付近駐車場等）を開設する。集積場では住民による災害廃棄物の持ち込みを受け入れず、戸別収集を実施する。	被災レベル II	中程度の災害により、家財道具等や一部の建物の被害が生じている状況である（目安：震度6弱の地震、局所的な床上浸水等）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別収集に係る特徴はパターン2と同様である。</li> <li>・被災地域に近い集積場を開設すれば、収集運搬の頻度を高め、迅速に災害廃棄物を収集することが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パターン2と同様の留意事項がある。</li> <li>・集積場では住民持ち込みを受け付けないため、パターン3と比較して必要人数は少ないが、資源ごみの盗難等を防止するために人員の配置が必要である。</li> <li>・住宅地に集積場を設置する場合は、悪臭や騒音等に配慮する必要がある。</li> <li>・集積場を複数開設する場合は、処理先への災害廃棄物の運搬や集積場の撤収にかかる手間が大きい。</li> </ul>	

表 3-20 仮置場の運用パターン (2/2)

パターン	運用方法	想定される状況		特徴	留意事項
		被災レベルⅢ	被災レベルⅣ		
5	町内に一次仮置場 (②旧千畳敷農村公園や③行合崎駐車場、④旧深浦斎場跡地) + ⑤ふかから斎苑ヨコの空地等) を設置し、一次仮置場では住民による災害廃棄物の持ち込みを受け入れる。	被災レベルⅢ 大規模の災害により、家財道具等に加え、多くの建物の被害が生じている状況である (目安: 中規模な津波を伴う震災、広域にわたる床上浸水 (R4年8月豪雨災害の鎌ヶ沢町の被災状況等) 等)。	被災レベルⅣ 大規模の災害により、家財道具等に加え、多くの建物の被害が生じている状況である (目安: 想定地震 (日本海側海溝型地震) 等)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広い仮置場面積を活用し、パターン3~4よりも細かな品目に分別・保管できる。</li> <li>一次仮置場に選別スペースを確保し、簡易的な選別を実施することが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の品目にわたる多量の災害廃棄物を監視し、分別を指導する必要があることから、複数の人員を配置することが求められる。</li> <li>住民による分別が不十分であった場合、再分別の手間が生じ、渋滞が発生する恐れがある。</li> </ul>
6	町内に一次仮置場 (②旧千畳敷農村公園や③行合崎駐車場、④旧深浦斎場跡地) + ⑤ふかから斎苑ヨコの空地等) を設置し、一次仮置場では住民による災害廃棄物の持ち込みを受け入れず、戸別収集を実施する。	被災レベルⅢ 大規模の災害により、家財道具等に加え、多くの建物の被害が生じている状況である (目安: 中規模な津波を伴う震災、広域にわたる床上浸水 (R4年8月豪雨災害の鎌ヶ沢町の被災状況等) 等)。	被災レベルⅣ 大規模の災害により、家財道具等に加え、多くの建物の被害が生じている状況である (目安: 想定地震 (日本海側海溝型地震) 等)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸別収集に係る特徴はパターン2と同様である。</li> <li>広い仮置場面積を活用し、パターン3~4よりも細かな品目に分別・保管できる。</li> <li>一次仮置場に選別スペースを確保し、簡易的な選別を実施することが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次仮置場では住民持ち込みを受け付けないため、パターン5と比較して必要人数は少ないが、資源ごみの盗難等を防止するために人員の配置が必要である。</li> </ul>
7	町内に一次仮置場 (②旧千畳敷農村公園や③行合崎駐車場、④旧深浦斎場跡地) + ⑤ふかから斎苑ヨコの空地等) を設置し、専ら選別・破砕処理のために運用し、保有する貯蔵機能は選別・中間処理を目的とした、一時的かつ限定的なものとする。パターン3~6で運用される集積場や一次仮置場から災害廃棄物を搬入することを想定する。一次仮置場では住民による災害廃棄物の持ち込みを受け入れない。	被災レベルⅣ 大規模の災害により、家財道具等に加え、多くの建物の被害が生じている状況である (目安: 想定地震 (日本海側海溝型地震) 等)。	被災レベルⅣ 大規模の災害により、家財道具等に加え、多くの建物の被害が生じている状況である (目安: 想定地震 (日本海側海溝型地震) 等)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理前の災害廃棄物の搬入から処理後の災害廃棄物の搬出までの流れを町が担当するため、搬入元の仮置場を含めた処理全体の状況把握や一体的な運用がしやすい。</li> <li>選別・中間処理能力を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次仮置場の機能は選別・中間処理に特化しており、大きな保管能力は期待できない。</li> </ul>

## 2) 管理・運営

仮置場の管理・運営方法を表 3-21 に示します。

仮置場の管理・運営に当たっては、安全面・衛生面に留意し、火災や悪臭・害虫の発生等の二次災害が起こらないように注意します。

表3-21 仮置場の管理・運営方法

項目	内容
交通整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場に災害廃棄物を搬入する車両で交通渋滞を起こす恐れがあるため、仮置場への搬入経路を設定し周知を徹底する。</li> <li>必要に応じ、誘導員による交通整理、搬入車両の誘導等の対応を行う。</li> </ul>
搬入路の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入路については、トラック(4t程度)がアクセスできるコンクリート、アスファルト、砂利舗装された道路を確保する。</li> </ul>
路盤整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の地盤について、特に土(農地を含む)の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業性を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」等を確保する。</li> </ul>
搬入・搬出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄を防止するために、管理要員を配置し、搬入・搬出の管理を徹底する(身分証、搬入申請書の提出ルール化等)。</li> <li>受入時間、排出方法、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないような措置をする。必要に応じて巡回監視を行う。</li> <li>災害廃棄物量の把握、処理コスト算出の根拠とするため、搬出入者及び搬出入車両の情報(車両ナンバー等)、車両台数、災害廃棄物品目ごとの概ねの量(搬入量と搬出量及び処理量等)を記録し実績把握を行う。</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業員に対しては、安全・衛生面に配慮した服装に加え、粉じんの飛散に備え、防じんマスク、めがね、手袋、安全靴等の着用を義務付ける。</li> <li>場内は原則一方通行とし、渋滞や混乱を避ける。</li> </ul>
分別管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>備品(案内版・立看板、シート等)の確保・備蓄を推進する。</li> <li>種類ごとに区画を設け、見やすく、分かりやすい看板を設置し、管理要員による誘導等により分別を徹底する。</li> <li>現状復帰を視野に、処理の進捗を踏まえて区画の見直しを行う。</li> </ul>
火災予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>発火、発熱防止の観点から、高さ5m以上の積上げを行わない(畳は2m以下)。</li> <li>浸水した畳やマットレスは発酵熱による自然発火が懸念されるため、可能な限り乾燥させてから積み上げ高さに留意して保管する。</li> <li>スプレー缶やライター類は火の気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。</li> <li>鉛蓄電池(自動車、オートバイ等から発生)は火災発生の原因となることから、山から取り除き別途保管する。重機で踏みつづさないように注意する。</li> <li>万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を2m以上設け、面積を200m<sup>2</sup>以下とする。</li> <li>可能な限り、消火用水や消火器を準備する。</li> <li>定期的な切り返し等を実施する。</li> <li>ガス抜き管を設置する。</li> </ul>

### 3) 仮置場の環境対策

仮置場の運用にあたっては、仮置場周辺の生活環境を保全するとともに、労働災害を防止することを目的として適切な環境保全対策を講じます。

#### ① 環境保全策

仮置場において想定される環境影響と対策を表 3-22 に示します。仮置場の運用に当たっては、遮水シートや飛散防止ネット等、資材の有効活用や災害廃棄物の高さ制限、散水等の措置により可能な限り環境影響を低減するとともに二次災害を防止します。

表3-22 仮置場において想定される環境影響と対策

影響項目	環境影響	対策
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場での選別、破碎作業による粉じんの飛散</li> <li>石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な散水の実施</li> <li>保管、選別、破碎機への屋根の設置</li> <li>周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>フレコンバッグへの保管</li> <li>搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>収集時の分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>仮置場の積上げ高さ制限、危険物の分別による可燃性ガスや火災の発生抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>選別、破碎作業による騒音・振動</li> <li>仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動型の機械、重機の使用</li> <li>処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内への遮水シートの敷設</li> <li>敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>水たまりの解消による腐敗防止</li> </ul>

参考：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」  
（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）

## ② 環境モニタリングの項目と頻度

仮置場での環境モニタリングの実施例を表3-23に示します。被災者や住民の生活環境を保全するため、特に災害発生直後は仮置場、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所等を対象として環境モニタリングを実施し、被災後の周辺環境の状況について確認を行うとともに、地域に対しての情報提供に配慮します。環境モニタリングの調査項目や頻度は、仮置場の条件や被災状況により適宜設定し実施します。

また、復旧・復興期においては、災害廃棄物処理に起因する周辺環境への影響や労働災害を防止するため、必要に応じて廃棄物処理現場の周辺における環境モニタリングを実施します。

表3-23 環境モニタリングの実施例（東日本大震災）

事調 項査	調査項目		モニタリング頻度							
			気仙沼	南三陸	石巻	宮城東部	名取	岩沼	亶理	山元
大気質	排ガス	ダ イキソ類	2回/年		1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		1回/年
		窒素酸化物(NOx)								
		硫黄酸化物(SOX)	1回/月	4回/年	6回/年	6回/年	6回/年	1回/月	1回/月	6回/年
		塩化水素(HCL)								
	ばいじん									
	粉じん(一般粉じん)	1回/月	4回/年	1回/月	4回/年	1回/月	1回/年	2回/年	※1	
石綿(特定 粉じん)	作業ヤード	※2	4回/年	1回/月	4回/年	1回/月	※2	1回/月	1回/月	
	敷地境界	1回/月	※2	※2	※2	2回/年	※2	※2	※2	
騒音 振動	騒音レベル		2回/年	2回/年	常時	1回/年	3回/年	3回/年	2回/年	4回/年
	振動レベル									
悪臭	特定悪臭物質濃度, 臭気指数 (臭気強度)		2回/年	2回/年	1回/月	1回/年	1回/年	1回/年	※1	※3
水質	水素イオン濃度(PH)				2回/年					
	浮遊物質(SS), 濁度等		1回/月		※4					
	生物化学的酸素要求量(BOD) 又化学的酸素要求量(COD)		※4	2回/年		1回/年	1回/月	2回/年	1回/月	※4
	有害物質				※5					2回/年
	ダ イキソ類						1回/年	1回/年		
分級土	全窒素(T-N)		※5				1回/月	2回/年	※5	
	全リン(T-P)									
分級土	有害物質		1回/900 m <sup>3</sup>							

※1 影響が想定される周辺地域に人家等が存在しないため選定しない

※2 廃石綿等の廃棄物が確認された場合には測定する

※3 煙突排ガスの臭気成分は高温焼却により分解され、環境影響は小さいと考えられるため選定しない

※4 雨水貯水池から公共水域への放流口で測定する

※5 施設排水は生じないため選定しない

出典：「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」（宮城県、平成25年4月）

#### 4) 火災予防策

仮置場の安全確保のために重要な仮置場の火災予防策を表 3-24 に示します。必要な対策を講じるとともに、監視による火災予防を実施します。

表3-24 仮置場の火災予防策

火災予防策の内容
<p><b>【仮置の方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仮置場に積上げられる可燃性廃棄物は、高さ3m以下、一山あたりの設置面積を200m<sup>2</sup>以下にする。また、積上げられる山と山との離隔距離は2m以上とする。<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 堆積高さが5mを超えると内部の発熱速度が表面からの放熱速度を超え、蓄熱が促進される危険性があるため。</li><li>▶ 堆積高さ、設置面積、離隔距離を適切に管理することで、火災発生時の消火活動が容易になるため。</li></ul></li><li>・ 数週間に1度は仮置場の堆積物の切返しを行い、積上げたままの状態を長期放置しないようにする。</li></ul> <p><b>【重機】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 積上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更する(毎日同じ場所に乗らない)。</li></ul> <p><b>【危険物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避ける。また、これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。</li><li>・ スプレー缶やライター類は火の気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。</li><li>・ 鉛蓄電池(自動車、オートバイ等)は火災発生の原因となるので山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。</li></ul> <p><b>【降雨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 降雨が繰り返されることによって廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるため、降雨が多い時期は監視を強化する。</li></ul> <p><b>【消火活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため消火用水や消火器を準備する。</li></ul> <p><b>【火災予防のモニタリング】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 最低でも1週間に1度程度は仮置場の山を巡回監視する。</li><li>・ 表層から1m程度の深さの温度を監視する(監視の基準は75℃とする)。</li><li>・ 表層から1m程度の深さの一酸化炭素濃度を監視する(監視の基準は50ppmとする)。</li><li>・ 堆積物から出てくる水蒸気の臭気を監視する(芳香系の臭気の発生状況を確認する)。</li><li>・ モニタリングは法肩部、小段部分を重点的に監視する。</li></ul>

参考：「仮置場における火災発生の防止について(再周知)」(環境省、平成23年9月)

#### (4) 必要資機材

仮置場における災害廃棄物の適正保管及び選別のため、看板やカラーコーン等の設置、重機による作業が必要になります。仮置場の管理・運営時に必要となる資機材を表 3-25 に、必要となる車両を表 3-26 に示します。

発災時に仮置場の開設を速やかに行うため、これらの必要資機材の調達並びに調達方法について、平時から関係機関と調整を行い準備します。

表3-25 仮置場の管理・運営で必要となる資機材 (1/3)

対象・場面	名称	写真	用途・特徴等	必須
設置	敷鉄板、砂利		大型車両の走行、ぬかるみ防止	
	出入口ゲート、チェーン、南京錠		保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板		運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○
	コーン標識、ロープ		仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策	
	受付		搬入受付	○

表3-25 仮置場の管理・運営で必要となる資機材 (2/3)









対象・場面	名称	写真	用途・特徴等	必須
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓		安全対策、アスベスト吸引防止	○
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ		作業員のための休憩スペース、トイレ	
	クーラーボックス		作業員の休憩時の飲料水の保管	
管理	簡易計量器		災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。	
	シート		有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。	
	仮囲い		廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。	
	飛散防止ネット		廃棄物の飛散防止を目的に設置する。	
	防塵ネット		廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。	
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車		処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また、搬出入道路や場内道路への散水や、ロードスウィーパー等による清掃を適宜実施する。	

表3-25 仮置場の管理・運営で必要となる資機材 (3/3)

対象・場面	名称	写真	用途・特徴等	必須
管理	発電機		<p>電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼働用（猛暑・寒波対策）に必要に応じて設置する。</p>	
	消臭剤		<p>臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。</p>	
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤		<p>害虫対策として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。</p>	
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽		<p>堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。</p>	
	掃除用具		<p>仮置場及びその周辺の美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。</p>	

参考：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】」（環境省、平成 31 年 4 月改定）

表3-26 仮置場の管理・運営で必要となる車両

種類	車種	写真	概要
収集運搬車両	深あおり式清掃ダンプトラック		廃棄物をボディ後部又は上部から積込み、後部扉を開いて排出する。構造は、土砂などを運搬するダンプ車と同じであるが、積載効率を高めるためにボディを深あおりにしたものである。
	脱着装置付きコンテナ自動車 (アーム式ローダー車)		トラックの荷台を着脱でき、1台のトラックと複数個のコンテナの組合せにより廃棄物の貯留、収集、輸送までをシステム化できる。
	フォークリフト		災害廃棄物が保管されたコンテナ等の積下ろしや積重ね保管のために用いられる。
	ラフテレーンクレーン		ホイールクレーンの一種。四輪駆動・四輪操舵機構を装備し、荒れた地形等の不整地を走行できる特殊自動車。災害廃棄物が保管されたコンテナ等の積下ろし等に用いられる。
重機	ホイールローダー		土砂などをダンプトラックへ積込む際に使用される重機である。一度に多量の物を積込むことができるため、多くの土木工事現場や除雪作業等で利用される。
	バックホウ		地面を掘削するために使用されるショベル系掘削機。掘削装置を下向きに取り付け、手前に引きながら、通常地表面より下を掘削する。溝掘りなど、正確な掘削整形作業や硬い土の掘削作業ができ、地表面より低い場所の掘削に適している。
	せん断破碎機		大きな廃棄物を、次工程で処理しやすいサイズにまでせん断力によって粗破碎する自走可能な破碎機。

## 4. し尿処理計画

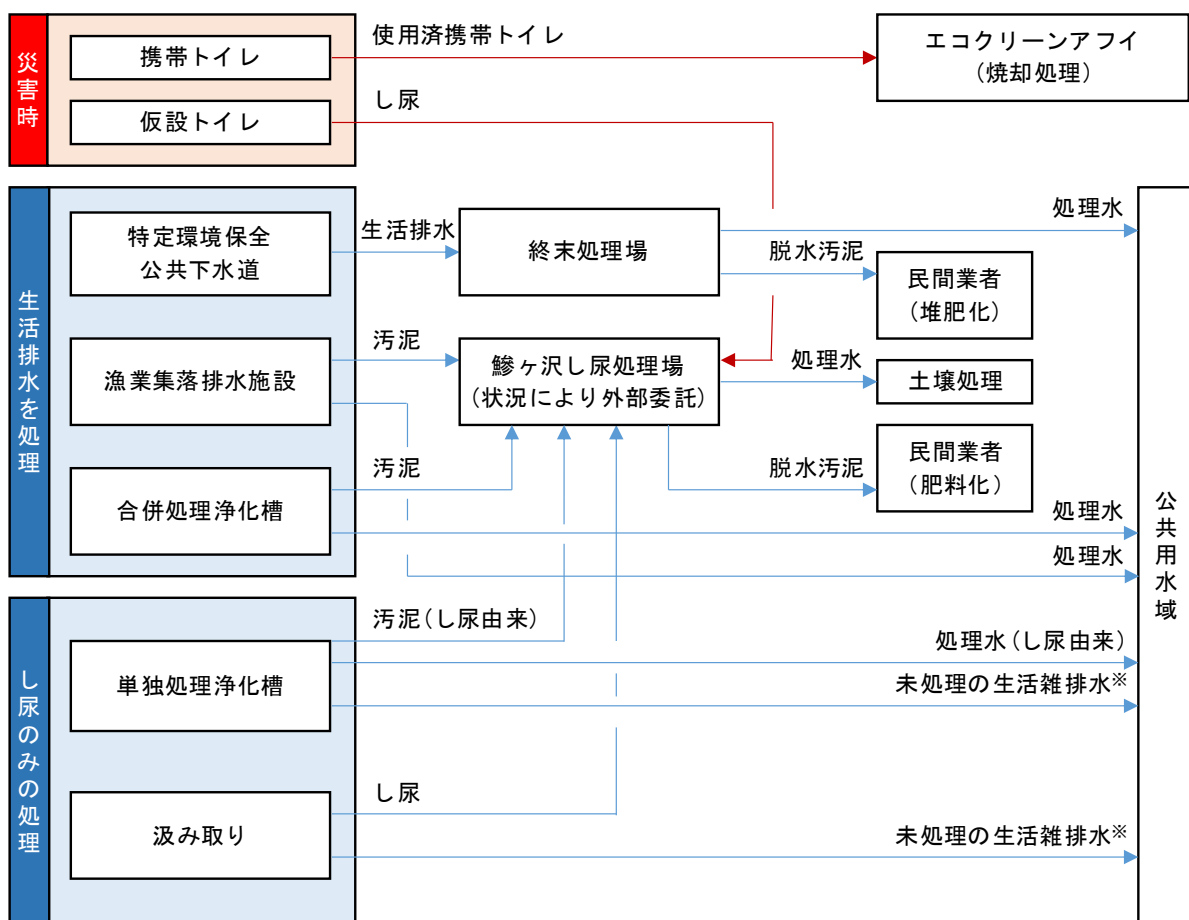
### 4-1. し尿処理に係る基本方針

#### (1) し尿処理の流れ

生活排水の処理フローを図 4-1 に示します。

本町では、平時において公共下水道由来の生活排水を終末処理場で処理し、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、汲み取り由来の汚泥やし尿を鱒ヶ沢し尿処理場で処理しており、処理に伴って発生した汚泥を民間業者に処理委託し資源化しています。

災害時、仮設トイレの利用により発生したし尿は、汲み取りと同様に収集運搬して鱒ヶ沢し尿処理場で処理します。



※生活雑排水：生活排水のうち、し尿を除くもの。主に台所や、風呂由来の排水を指す

図4-1 生活排水の処理フロー

## (2) 判断フロー

災害時のし尿処理に係る判断フローを図 4-2 に示します。

災害発生時、自宅や避難先において通常通りトイレが利用できる場合は既設トイレを利用します。

浄化槽や終末処理場、管路の被災による機能不全やトイレの不足等が原因で被災者が既設トイレを利用できない場合は、仮設トイレの利用を検討します。

なお、本町は鯀ヶ沢し尿処理場の被災に伴う処理能力の低下や、仮設トイレの利用に伴うし尿量の増加を速やかに把握し、鯀ヶ沢し尿処理場における処理能力の過不足の判断を行い、処理能力が不足と判断される場合は他市町村等に応援を要請します。また、状況に応じて下水道担当部署と協議し、終末処理場での処理も検討します。

道路状況や仮設トイレの調達状況により、既設トイレ及び仮設トイレの両方が利用できない場合においては、被災者は携帯トイレ、簡易トイレを利用し、使用後は通常の可燃ごみと同様に排出してエコクリーンアファイで焼却処理します。本町の下水道（特定環境保全公共下水道）が整備されている範囲は限定的であり、マンホールの数が少ないことからマンホールトイレの利用は想定しないものとします。

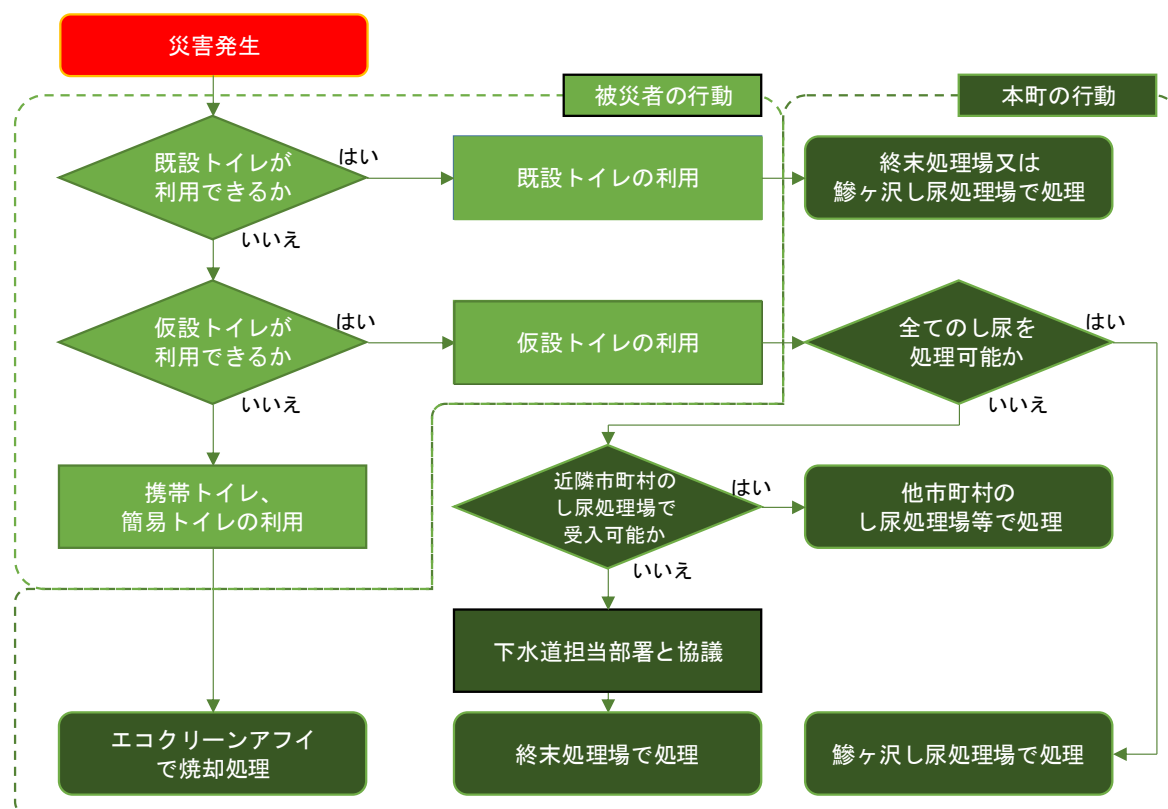


図4-2 災害時のし尿処理に係る判断フロー

## 4-2. し尿発生量の推計

### (1) し尿収集量の計算

し尿収集量の計算に使用した値及び計算式を表 4-1 に、想定地震時のし尿収集量の計算結果を表 4-2 に、想定水害時のし尿収集量の計算結果を表 4-3 に示します。災害時に本町で想定されるし尿収集量は、非水洗化人口のうち自宅待機する住民からのし尿収集量に、仮設トイレからのし尿収集量を加えて算出します。

想定地震時のし尿収集量は、被害が最も大きい想定日本海側海溝型地震の発災 1 日後で 8,033L/日が見込まれます。仮設トイレの必要人数は、総人口の約 6 割に当たる 4,039 人になると見込まれます。

想定水害時のし尿収集量は、想定水害の発災 1 日後で 2,820L/日が見込まれます。仮設トイレ必要人数は、総人口の約 8%に当たる 578 人になると見込まれます。

表4-1 し尿収集量の計算に使用した値及び計算式

項目	単位	値	概要
し尿収集量	L/日	表4-2～ 表4-3	(非水洗化人口-避難者数×非水洗化率)×1人1日当たりのし尿排出量+仮設トイレからのし尿収集量
仮設トイレからのし尿収集量	L/日	表4-2～ 表4-3	仮設トイレの必要人数×1人1日当たりのし尿排出量
仮設トイレの必要人数	人	表4-2～ 表4-3	断水による仮設トイレの必要人数+避難者数
断水による仮設トイレの必要人数	人	表4-2～ 表4-3	(水洗化人口-避難者数×水洗化率)×断水率×1/2
避難者数	人	表4-2～ 表4-3	想定災害における、発災からの経過日数ごとの避難者数(避難所への避難に限る)
断水率	%	資料編 参照	想定災害における、発災からの経過日数ごとの断水率
総人口 <sup>※1</sup>	人	6,936	令和5年度末における本町の総人口
水洗化人口 <sup>※2</sup>	人	5,757	令和5年度末において、本町で水洗トイレを使用する人口
非水洗化人口 <sup>※2</sup>	人	1,179	令和5年度末において、本町で水洗トイレを使用しない人口(汲み取りし尿人口)
水洗化率	%	83.0	水洗化人口÷総人口
非水洗化率	%	17.0	非水洗化人口÷総人口
1人1日当たりのし尿排出量	L/人・日	1.7	災害廃棄物処理対策指針に基づいた、1人1日当たりの平均的なし尿の排出量

※1 「令和5年度住民基本台帳」(深浦町、令和6年3月)

※2 「令和5年度汚水処理人口の普及状況に係る総括表」(深浦町、令和6年3月)

※3 計算値は「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-3】」(環境省、令和2年3月改定)に基づいて算定

表4-2 想定地震のし尿収集量の計算結果

項目		単位	1日後	1週間後	1か月後
想定太平洋側 海溝型地震	し尿収集量	L/日	2,409	2,255	2,139
	仮設トイレからのし尿収集量	L/日	425	265	146
	仮設トイレの必要人数	人	250	156	86
	避難者数	人	70	50	40
	断水による仮設トイレの必要人数	人	180	106	46
想定日本海側 海溝型地震	し尿収集量	L/日	8,033	7,030	3,738
	仮設トイレからのし尿収集量	L/日	6,866	5,719	2,023
	仮設トイレの必要人数	人	4,039	3,364	1,190
	避難者数	人	2,900	2,400	1,000
	断水による仮設トイレの必要人数	人	1,139	964	190
想定内陸 直下型地震	し尿収集量	L/日	2,004	2,004	2,004
	仮設トイレからのし尿収集量	L/日	0	0	0
	仮設トイレの必要人数	人	0	0	0
	避難者数	人	0	0	0
	断水による仮設トイレの必要人数	人	0	0	0

表4-3 想定水害のし尿収集量の計算結果

項目		単位	1日後	1週間後	1か月後
想定水害 (ため池氾濫時)	し尿収集量	L/日	2,820	2,004	2,004
	仮設トイレからのし尿収集量	L/日	983	0	0
	仮設トイレの必要人数	人	578	0	0
	避難者数	人	578	0	0
	断水による仮設トイレの必要人数	人	0	0	0

## (2) 仮設トイレの必要数の計算

想定地震時の仮設トイレの必要数の計算結果を表 4-5 に、想定水害時の仮設トイレの必要数の計算結果を表 4-6 に示します。仮設トイレの必要数の計算に使用した値及び計算式を表 4-4 に示します。

想定地震時の仮設トイレの必要数は、被害が最も大きい想定日本海側海溝型地震の発災 1 日後で 52 基になると見込まれます。

想定水害時の仮設トイレの必要数は、発災 1 日後で 8 基になると見込まれます。

なお、発災時は、避難所の開設状況や避難者の数によって必要となる仮設トイレの基数は変わるため、実際の被災状況に応じた運用が必要となります。

表4-4 仮設トイレの必要数の計算に使用した値及び計算式

項目	単位	値	概要
仮設トイレの必要数	基	表4-5～ 表4-6	仮設トイレの必要人数÷仮設トイレの設置目安
仮設トイレの必要人数	人	表4-5～ 表4-6	断水による仮設トイレの必要人数+避難者数
仮設トイレの設置目安	人/基	78	仮設トイレの容量÷1人1日当たりのし尿排出量÷収集計画
仮設トイレの容量	L/基	400	仮設トイレの平均的容量
収集計画	日	3	3日に1回の収集
1人1日当たりのし尿排出量	L/人・日	1.7	災害廃棄物対策指針に基づいた、1人1日当たりの平均的なし尿の排出量

表4-5 想定地震の仮設トイレの必要数の計算結果

項目		単位	1日後	1週間後	1か月後
想定太平洋側海溝型地震	仮設トイレの必要数	基	4	2	2
	仮設トイレの必要人数	人	250	156	86
想定日本海側海溝型地震	仮設トイレの必要数	基	52	43	16
	仮設トイレの必要人数	人	4,039	3,364	1,190
想定内陸直下型地震	仮設トイレの必要数	基	0	0	0
	仮設トイレの必要人数	人	0	0	0
仮設トイレの設置目安		人/基	78		

表4-6 想定水害の仮設トイレの必要数の計算結果

項目		単位	1日後	1週間後	1か月後
ため池氾濫時	仮設トイレの必要数	基	8	0	0
	仮設トイレの必要人数	人	578	0	0
仮設トイレの設置目安		人/基	78		

### 4-3. 仮設トイレの設置・運用に係るタイムライン

仮設トイレの基本的な設置・運用タイムラインを図 4-3 に、タイムラインと災害対策本部の部署名に対応した仮設トイレの設置・運用に係る主な行動を表 4-7 に示します。

仮設トイレの設置・運用にあたっては、平時から仮設トイレ等の資機材の確保に努めます。

災害時には、可能な限り速やかに仮設トイレを設置し、円滑なし尿の収集運搬及び処理を確保すると同時に、衛生的な仮設トイレの使用、維持管理の指導を行います。



図4-3 仮設トイレの基本的な設置・運用タイムライン

表4-7 仮設トイレの設置・運用に係る主な行動 (1/3)

No. 0-1	し尿処理に係る災害時の協定の締結
対応事項	し尿処理に係る災害時の協定を締結し、災害時に迅速かつ円滑にし尿を収集運搬・処理するために体制の構築を図る。
担当	総務課
行動期間	平時
No. 0-2	災害用トイレの確保・管理計画の作成
対応事項	災害用トイレの確保・管理計画を作成し、災害時に迅速に仮設トイレが展開できるように、発災後の行動手順や体制等を整理しておく。
担当	総務課 健康推進課
行動期間	平時
No. 1	し尿処理施設等の被害状況の把握
対応事項	し尿処理施設や下水道の終末処理場等の施設の被害状況を迅速かつ適切に把握する。
担当	つがる西北五広域連合（被害状況の把握及び情報提供） 西海岸衛生処理組合（被害状況の把握及び情報提供） 町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること） 建設水道部/管理班（建設水道課分掌事務に係る情報収集及び被害調査の総括に関すること） 建設水道部/復旧班（上下水道施設の被害調査に関すること）
行動期間	初動期

※担当欄の部署名は p. 79～「表 5-1 災害対策本部の業務分担」に基づいたものである

表4-7 仮設トイレの設置・運用に係る主な行動 (2/3)

No. 2	仮設トイレ、消臭剤等の資材の確保
対応事項	携帯トイレや仮設トイレ、トイレトーパーや消臭剤、脱臭剤等の仮設トイレの設置・運用に当たり必要となる資材を確保する (p. 88 参照)。
担当	財政部/財政班 (災害対策用品・物資・機材の調達に関すること) 町民部/町民生活班 (災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること) 福祉部/避難所班 (指定避難所の運営に関すること) 健康推進部/健康増進班 (医薬品、衛生材料の調達に関すること)
行動期間	平時～応急対応期
No. 3	仮設トイレの必要数の把握
対応事項	避難者数や断水状況等の情報を基に、仮設トイレを必要とする人数を把握し、おおよその仮設トイレの必要数を見積もる (p. 68～70 参照)。
担当	総務部/対策調整班 (避難所の開設・閉鎖の決定に関すること) 町民部/町民生活班 (災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること) 建設水道部/復旧班 (上下水道施設の被害調査に関すること)
行動期間	初動期～応急対応期
No. 4	仮設トイレの運搬、し尿の汲み取り運搬計画の策定
対応事項	道路状況及び、トラックやバキューム車等、資機材の運搬やし尿の収集運搬に必要な車両の確保状況を把握し、経路や収集頻度等を示した計画を策定する。
担当	財政部/公有財産管理班 (輸送力の確保及び配分に関すること) 町民部/町民生活班 (災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること) 農林水産部/農業政策・農業振興班 (農業用施設 (建設部に係るものを除く) の応急対策及び災害復旧に関すること) 建設水道部/土木班 (道路、橋梁、港湾、漁港施設等の被害調査及び応急対策に関すること) 建設水道部/建設班 (通行不能箇所等の表示及び整理に関すること) 建設水道部/管理班 (建設水道課分掌事務に係る情報収集及び被害調査の総括に関すること)
行動期間	初動期～応急対応期
No. 5	し尿収集状況の確認・支援要請
対応事項	し尿処理施設の被災や施設の処理機能を上回るし尿が生じた場合、収集運搬車両の不足等により、適切にし尿の収集運搬・処理を行うことができない場合は、県を通じて他自治体等に対し、支援要請を行う。
担当	つがる西北五広域連合 西海岸衛生処理組合 総務部/動員・受援班 (知事への応援要請 (給水を除く) 及び連絡調整に関すること) 町民部/町民生活班 (災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること)
行動期間	初動期～応急対応期
No. 6	仮設トイレの設置
対応事項	設置場所や配備状況等に応じて適切な種類の仮設トイレを避難所等に設置する (p. 74 参照)。使用者に配慮し、手すりの設置や子供用トイレの配備、サンタリーボックスの確保等に努める。
担当	福祉部/避難所班 (指定避難所の運営に関すること) 健康推進部/健康増進班 (医薬品、衛生材料の調達に関すること)
行動期間	初動期～応急対応期

表4-7 仮設トイレの設置・運用に係る主な行動 (3/3)

No. 7	仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
対応事項	仮設トイレの清掃や備品の補充等を随時行い、仮設トイレを衛生的な状況に保つ。また、計画的にし尿を収集運搬し、し尿処理施設等の処理施設にて適切に処理する。
担当	総務部/対策調整班（避難所の開設・閉鎖の決定に関すること） 町民部/町民生活班（災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること） 福祉部/避難所班（指定避難所の運営に関すること）
行動期間	初動期～応急対応期
No. 8	仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導(衛生的な使用状況の確保)
担当事項	使用者に対し、使用ルール（可能な限り節水する、使用後の手洗いを十分に行う、トイレトペーパー等の備品の節約に努める、等）を周知し、指導を行う。
対応	福祉部/避難所班（指定避難所の運営に関すること）
行動期間	初動期～応急対応期
No. 9	仮設トイレの撤収
担当事項	仮設トイレの必要性を確認し、不要と判断される場合は撤収を行う。
対応	総務部/対策調整班（避難所の開設・閉鎖の決定に関すること） 福祉部/避難所班（指定避難所の運営に関すること）
行動期間	復旧・復興期

表4-8 災害用トイレの種類と特徴

設置	名称	特徴	概要	現地での処理	備蓄性 ※
仮設・移動	携帯トイレ	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・回収	◎
	簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。設置の容易性に優れる。	保管・回収	○
	組立トイレ	マンホール直結型	地震時に下水道管理者が管理するマンホールの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの（マンホールトイレシステム）	下水道	○
		地下ピット型	いわゆる汲み取りトイレと同じ形態。	汲み取り	○
		便槽一体型	—	汲み取り	○
	ワンボックストイレ	簡易水式 被水式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの。	汲み取り	△
	自己完結型	循環式	比較的大型の可搬式トイレ。	汲み取り	△
コンポスト型		コンポスト		△	
車載トイレ	トイレ室・ 処理装置一体型	平ボディのトラックでも使用可能な移動トイレ。	汲み取り、 下水道	△	
常設	便槽貯留	既存施設。	汲み取り	—	
	浄化槽		浄化槽汲み取り	—	
	水洗トイレ		下水道	—	

※備蓄性の基準：◎省スペースで備蓄、○倉庫等で備蓄できる、△一定の敷地が必要

※本町は「1. 下水道の整備範囲が狭く、マンホールの利用が難しい」、「2. 主要道路が沿岸添いに整備されており、災害時には土砂崩れや津波等により輸送路が寸断される恐れがあるため、仮設トイレの調達に懸念がある」という状況から、備蓄が容易な携帯トイレ、簡易トイレによる対応を中心に想定する

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-18】」（環境省、平成 31 年 4 月改定）

## 4-4. し尿の収集運搬計画

### (1) し尿の収集・運搬方針

災害時に浄化槽や漁業集落排水施設、仮設トイレから発生したし尿及び汚泥の収集・運搬は、原則、平時と同様に委託業者が実施します。一方、災害による道路の寸断や交通渋滞により収集運搬効率が低下した場合等、被災地域での対応が困難な場合は、県や他自治体、事業者団体等との協定に基づく応援体制の整備等によりし尿等の収集運搬体制を確保します。仮設トイレが設置された場合は、仮設トイレの設置場所、設置基数等に応じて収集ルートや収集頻度を設定します。

し尿の収集頻度は、被災者や避難者の生活に支障が生じることのないよう3日間に1回を予定します。収集する際には、委託業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図り、収集運搬能力が不足する場合等は他の市町村等に協力を要請し、外部処分します。なお、冬期に発災があった場合は、積雪によりし尿の収集が困難になる場合があるため、除雪によりし尿の運搬経路を確保します。

### (2) 携帯トイレ及び簡易トイレの収集運搬方針

携帯トイレ及び簡易トイレの収集方法の概要と留意点を表4-9に示します。仮設トイレの設置が進んでいない発災初期においては、各家庭から使用済みの携帯トイレや簡易トイレが排出されることが予想されるため、衛生管理上の支障が生じないように、迅速に収集運搬を行います。

表4-9 収集方法の概要と留意点

排出場所	収集方法の概要	留意点
各家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭から排出される可燃ごみと混在で排出してもらい、可燃ごみとしてパッカー車で収集する。</li> <li>○汚物を含んだ携帯トイレが収集の際に破裂して衛生管理上の支障が生じないように、携帯トイレは可燃ごみ袋のなるべく中心になるよう排出してもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民への周知徹底が必須である。</li> <li>○携帯トイレの破裂により作業員が汚物を被る恐れがあるため、回転盤で巻き込む際は収集車両の外蓋を閉じる。</li> <li>○携帯トイレは水分を含んでいるため、破裂により収集車両から公道へ汚物が流れ出してしまう恐れもあるため、委託業者と協議を行う。あわせて、過積載にも留意をする。</li> <li>○携帯トイレのみを収集運搬できる車両の準備を検討する。人力での積み込みが困難な場合は特殊車両(クラム車等)の準備も検討する。</li> </ul>
避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所ごみの廃棄場所は避難生活を営む空間付近(例:体育館の出入口付近等)、携帯トイレの廃棄場所は既設トイレ付近となることを考慮して、収集運搬の協議を行う。</li> </ul>	

## 4-5. し尿の処理可能量

### (1) 施設の概要

平時において本町の汚泥及びし尿を処理している西海岸衛生処理組合が保有するし尿処理施設の概要を表 4-10 に示します。また、本町の公共下水道の概要を表 4-11 に示します。

災害時は、原則、家庭から排出されるし尿・汚泥に加え、仮設トイレから排出されるし尿を西海岸衛生処理組合のし尿処理施設で処理します。

表4-10 し尿処理施設の概要

項目	概要
施設名称	鱒ヶ沢し尿処理場
事業主体	西海岸衛生処理組合
所在地	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字日照田町字吉川 85 番地
処理能力	50kL/日
竣工年月	昭和 60 年 3 月 31 日
処理・処分方式	高負荷酸化処理方式 し渣処分方法：エコクリーンアファイで焼却処分 汚泥処分方法：民間に処分委託（堆肥化）
敷地面積	34,312m <sup>2</sup>

表4-11 公共下水道の概要

項目	概要
施設名称	特定環境保全公共下水道
事業主体	深浦町
現有処理能力	410m <sup>3</sup> /日（令和 4 年度末時点）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
計画処理区面積	56.65ha

## (2) 余力の算定

余力の算定方法を表4-12に、余力の算定結果を表4-13に、し尿処理施設の余力の概念図を図4-4に示します。し尿処理施設の日処理能力から、平時に発生するし尿・汚泥の想定発生量を差し引くことで、災害時に仮設トイレで発生したし尿処理に充てる余力を算出します。なお、余力の算定にあたり、避難者のうち汲み取りによりし尿を処理する人口分のし尿量を、平時のし尿・汚泥の想定発生量から差し引きます。

算定の結果、本町では想定地震発生時（想定日本海側海溝型地震）においても、し尿処理場の被災による機能低下が無い場合、し尿の全量を処理できると見込まれます。

表4-12 し尿処理施設の余力の算定方法

項目	単位	値	概要
余力① (本町のみ処理の場合)	kL/日	表4-13	日処理能力 - (平時のし尿・汚泥発生量 - 避難者数 × 非水洗化率 × 1人1日し尿平均排出量)
余力② (鯉ヶ沢町の処理も必要な場合)	kL/日	表4-13	余力① (本町のみ処理の場合) × 割当処理率
日処理能力	kL/日	50	鯉ヶ沢し尿処理場の定格処理能力
非水洗化率	%	17.0	非水洗化人口 ÷ 総人口
し尿収集量	kL/日	表4-2	仮設トイレから生じるし尿量 (発生するし尿量が最大となる想定日本海側海溝型地震の発生時)
避難者数	人	表4-2	想定災害における、発災からの経過日数ごとの避難者数 (避難所への避難に限る)
割当処理率	%	45.0	本町のし尿処理実績 ÷ 組合圏域のし尿処理実績
1人1日当たりのし尿排出量	L/人・日	1.7	災害廃棄物対策指針に基づいた、1人1日当たりの平均的なし尿の排出量
平時のし尿・汚泥の想定発生量	kL/日	16.3	令和6年度のし尿処理実績

表4-13 余力の算定結果 (鯉ヶ沢し尿処理場)

発災後経過日数	避難者数 (人)	し尿収集量 (kL/日)	本町のみ処理の場合		鯉ヶ沢町の処理も行う場合		
			余力① (kL/日)	余力残 (kL/日)	余力② (kL/日)	余力残 (kL/日)	
想定太平洋側海溝型地震	1日後	70	2.4	33.7	31.3	15.2	12.8
	1週間後	50	2.3	33.7	31.4	15.2	12.9
	1か月後	40	2.1	33.7	31.6	15.2	13.1
想定日本海側海溝型地震	1日後	2,900	8.0	34.5	26.5	15.5	7.5
	1週間後	2,400	7.0	34.4	27.4	15.5	8.5
	1か月後	1,000	3.7	34.0	30.3	15.3	11.6
想定内陸直下型地震	1日後	0	2.0	33.7	31.7	15.2	13.2
	1週間後	0	2.0	33.7	31.7	15.2	13.2
	1か月後	0	2.0	33.7	31.7	15.2	13.2
想定水害 (ため池氾濫時)	1日後	578	3.0	33.9	30.9	15.2	12.2
	1週間後	0	2.0	33.7	31.7	15.2	13.2
	1か月後	0	2.0	33.7	31.7	15.2	13.2

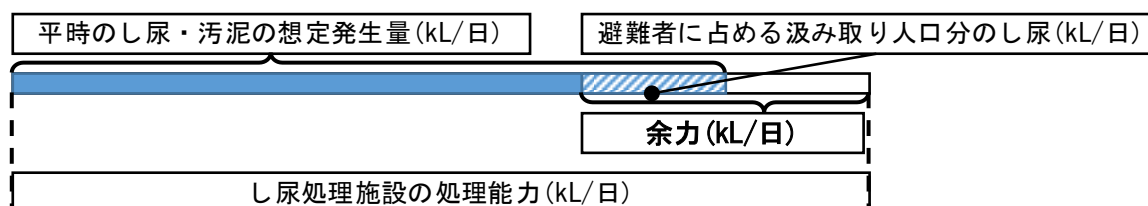


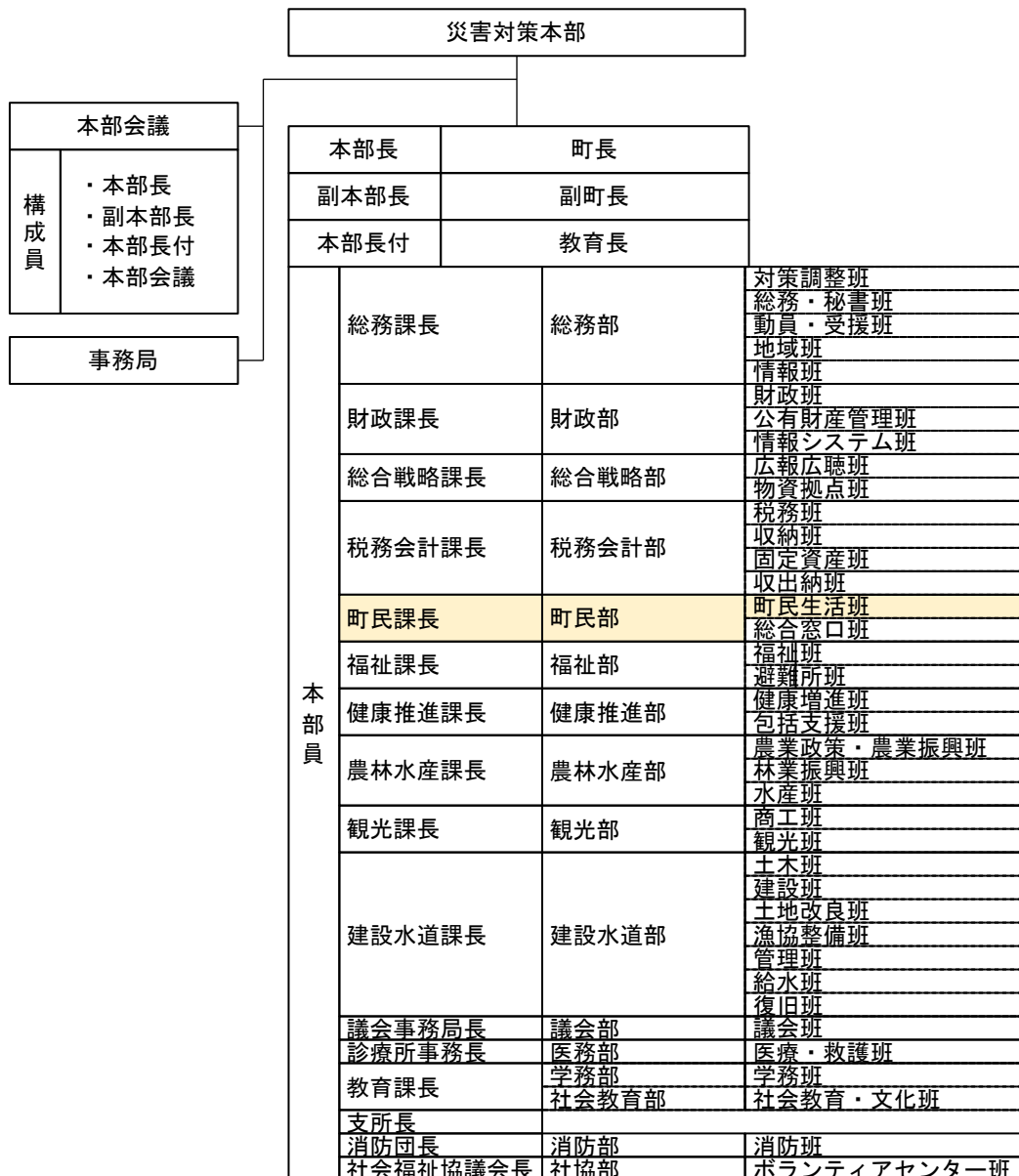
図4-4 し尿処理施設の余力の概念図

## 5. 処理体制

### 5-1. 組織体制・指揮命令系統

深浦町地域防災計画に基づき、本町で地震・津波災害等が発生し、又は発生する恐れがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとします。本町では、災害廃棄物に係る事項は、町民部の町民生活班が中心となり対応します。

本町の災害対策本部の組織図を図 5-1 に、災害対策本部の業務分担を表 5-1 に示します。



参考：「深浦町地域防災計画」（深浦町、令和 6 年 12 月）

※着色部は災害廃棄物処理において中心的に関わる部署

図5-1 災害対策本部の組織図

表5-1 災害対策本部の業務分担(1/6)

部名	部長	班名	班長	分掌事務	要員
総務部	総務課長	対策調整班	消防防災係長	1 防災会議に関すること	総務課 職員 2 名
				2 災害対策本部の運営及び統括に関すること	
				3 避難指示等に関すること	
				4 避難所の開設・閉鎖の決定に関すること	
				5 救護所の開設・閉鎖の決定に関すること	
6 知事への自衛隊派遣要請に関すること					
7 防災関係機関との連絡調整に関すること	応援職員 3 名 (総務課 1 名、農 林水産課 1 名、町 民課 1 名)				
8 電力・ガス・通信等インフラの応急回復に関すること					
9 防災情報伝達システムの管理及びその他の災害通信に関すること					
10 消防活動に関すること					
11 知事への防災ヘリコプターの要請に関すること					
12 危険・警戒区域の設定の決定に関すること					
13 前各号に掲げるもののほか、防災に関すること					
総務・秘書班	行政係 担当者	1 災害関係の陳情に関すること	総務課 職員		
		2 報道機関に関すること			
		3 各部（各班）の総合調整に関すること			
		4 議会との連絡に関すること			
		5 本部長及び副本部長の秘書に関すること			
		6 視察受け入れ対応に関すること			
		7 他部に属さない事項			
動員・受援班	行政係長	1 職員の非常招集（動員）及び非常配置に関すること	総務課 職員		
		2 町内諸団体（自主防災組織・婦人会・町内会等）の協力要請に関すること			
		3 知事への応援要請（給水を除く）及び連絡調整に関すること			
		4 応援受け入れの統括に関すること			
地域班	岩崎支所長	岩崎支所、大戸瀬支所 職員			
	大戸瀬支所長				
情報班※	危機管理 専門員	1 気象状況等の総括に関すること	総務課職員 1 名 応援職員 2 名（観 光課 1 名、農林 水産課 1 名）		
		2 被害状況の把握及び報告に関すること			
		3 災害情報の総括に関すること			

※情報班は、人命救助を最大限優先させるため、発災後災害対策本部設置から 72 時間までを基準に編成し、解組時期は災害対策本部長が判断する

表 5-1 災害対策本部の業務分担 (2/6)

部名	部長	班名	班長	分掌事務	要員
財政部	財政課長	財政班	財政係長	1 災害応急対策関係予算に関すること 2 災害応急対策資金に関すること 3 応急公用負担に関すること 4 災害対策用品・物資・機材の調達に関すること 5 燃料の確保に関すること 6 前各号に掲げるもののほか、財政措置全般に関すること	財政課 職員
		公有財産管理班	公有財産管理係長	1 庁舎、町有施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 他班の実施事項の応援に関すること 3 町有物件の災害共済手続に関すること 4 輸送力の確保及び配分に関すること 5 公用自動車の管理運営に関すること 6 災害支援物資等の輸送に関すること	
		情報システム班	情報システム係長	1 災害時の情報システムの維持運営に関すること	
総合戦略部	総合戦略課長	広報広聴班	企画調整係長	1 災害対策の取材（写真を含む）に関すること 2 災害広報に関すること 3 広聴活動に関すること 4 路線バス運行の確保・広報に関すること	総合戦略課職員
		物資拠点班	地域政策係長	1 災害物資拠点への支援物資の保管、払い出し等の管理に関すること 2 物資拠点運営に係る受援に関すること	
税務会計部	税務会計課長	税務班	税務係長	1 税務課分掌事務に係る情報収集及び被害調査に関すること 2 税務相談に関すること 3 労務供給対策に関すること	税務会計課職員
		収納班	収納係長	1 税の減免に関すること 2 他班の実施事項の応援に関すること	
		固定資産班	固定資産係長	1 被害世帯の固定資産の被害調査に関すること	
		収出納班	出納係長	1 会計部内の連絡調整に関すること 2 救援金の受領及び保管に関すること 3 災害関係経費の経理に関すること	
町民部	町民課長	町民生活班	町民生活係長	1 被災住民の相談に関すること 2 死体の処理及び埋火葬に関すること 3 防疫対策に関すること 4 災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること 5 ペット対策に関すること	町民課 職員
		総合窓口班	総合窓口係長	1 被害届の受付、り災証明の発行などの災害に係る証明事務の実施に関すること 2 窓口業務に係る受援に関すること 3 被災者台帳に関すること 4 死者・負傷者の把握に関すること	

表 5-1 災害対策本部の業務分担 (3/6)

部名	部長	班名	班長	分掌事務	要員
福祉部	福祉課長	福祉班	福祉ふれあい係長 子育て支援係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法関係の総括に関する事</li> <li>2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金貸付けに関する事</li> <li>3 災害救助物資等の給貸与に関する事</li> <li>4 ボランティア活動との調整に関する事</li> <li>5 災害時要支援者の安全確保に関する事</li> <li>6 福祉避難所に関する事</li> </ol>	福祉課職員
		避難所班	介護保険係長 国民健康保険係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の運営に関する事</li> <li>2 炊き出しの実施及び提供に関する事</li> <li>3 避難所運営に係る受援に関する事</li> </ol>	
健康推進部	健康推進課長	健康増進班	健康増進係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所・被災者の衛生に関する事</li> <li>2 被災者及び職員のメンタルケアに関する事</li> <li>3 現地救護所開設の応援に関する事</li> <li>4 医薬品、衛生材料の調達に関する事</li> <li>5 保健衛生に係る受援に関する事</li> <li>6 入浴対策に関する事</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、保健衛生全般に関する事</li> </ol>	健康推進課職員
		包括支援班	包括支援係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の住まいに関する相談に関する事</li> <li>2 仮設住宅の入居に必要な調査に関する事</li> <li>3 災害公営住宅並びに既設の公営住宅への入居に関する事</li> </ol>	
農林水産部	農林水産課長	農業政策・農業振興班	農業政策係長 農業振興係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産課分掌事務に係る情報収集及び被害調査に関する事</li> <li>2 農作物の緊急措置に関する事</li> <li>3 災害用食料（主食・生鮮食品）の確保に関する事</li> <li>4 農林水産業応急対策金融措置に関する事</li> <li>5 被害対策に要する物資及び資材等の把握調達に関する事</li> <li>6 農業用施設（建設水道部に係るものを除く）の応急対策及び災害復旧に関する事</li> <li>7 家畜防疫対策及び飼料需給に関する事</li> <li>8 へい獣処理に関する事</li> <li>9 前各号に掲げるもののほか、農林業全般に関する事</li> <li>10 農林水産事業に係る受援に関する事</li> </ol>	農林水産課職員
		林業振興班	林業振興係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の応急資材に関する事</li> <li>2 林産物の応急対策及び供給対策に関する事</li> <li>3 他班の実施事項の応援に関する事</li> </ol>	

表 5-1 災害対策本部の業務分担 (4/6)

部名	部長	班名	班長	分掌事務	要員
農林水産部	農林水産課長	水産班	水産振興係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水産食品の確保に関する事</li> <li>2 農林水産部内の連絡調整に関する事</li> <li>3 水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応急対策に関する事</li> <li>4 船舶関係の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>5 水産業関係被災者への融資の斡旋に関する事</li> <li>6 水産業関係の被害証明に関する事</li> </ul>	農林水産課職員
観光部	観光課長	商工班	商工振興係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険物保安に関する事</li> <li>2 商工業者金融対策に関する事</li> <li>3 前各号に掲げるもののほか、商工全般に関する事</li> </ul>	観光課職員
		観光班	観光振興係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 海水浴場及び観光施設等の被害調査並びに安全対策に関する事</li> <li>2 旅行者の災害応急対策に関する事</li> <li>3 他班の実施事項の応援に関する事</li> </ul>	
建設水道部	建設水道課長	土木班	建設係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建設部内の連絡調整に関する事</li> <li>2 道路、橋梁、港湾、漁港施設等の被害調査及び応急対策に関する事</li> </ul>	建設水道課職員
			漁港整備係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事</li> <li>4 水防に関する事</li> <li>5 障害物の除去に関する事</li> </ul>	
		建設班	建設係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事</li> <li>2 通行不能箇所等の表示及び整理に関する事</li> <li>3 輸送道路等、交通確保及び障害物の除去に関する事</li> <li>4 公共土木施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> <li>5 その他公共施設全般に関する事</li> <li>6 住宅建築の指導に関する事</li> <li>7 土木、建築の応急対策及び災害復旧に関する事</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、土木建築全般に関する事</li> </ul>	
				土地改良班	
漁港整備班	漁港整備係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 漁港施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>			

表 5-1 災害対策本部の業務分担 (5/6)

部名	部長	班名	班長	分掌事務	要員
建設水道部	建設水道課長	管理班	管理係長	1 建設水道課分掌事務に係る情報収集及び被害調査の総括に関すること 2 施設関係の陳情計画に関すること 3 建設技術者及び従事者の確保に関すること 4 建築物の応急危険度判定に関すること 5 建築物の住家被害認定調査に関すること 6 土木、建築、障害物除去等に係る受援に関すること 7 危険・警戒区域の設定の関係機関との調整に関すること 8 建設水道課業務に係る受援に関すること	建設水道課職員
		給水班	水道係長	1 飲料水の確保及び給水に関すること 2 断水時の広報に関すること 3 水道施設及び飲料施設の衛生保持に関すること 4 給水車両の借り上げ及び配車に関すること 5 給水に関する他市町村等への応援要請に関すること 6 上下水道技術者及び従事者の受援に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、給水及び水道施設全般に関すること	
		復旧班	下水道係長	1 上下水道施設の被害調査に関すること 2 上下水道施設の応急対策及び災害復旧に関すること 3 前各号に掲げるもののほか、下水道及び排水施設全般に関すること	
議会部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長	1 町議会議員の被災地視察に関すること 2 町議会議員の連絡に関すること	議会事務局職員
医務部	深浦診療所事務長	医療・救護班	診療所次長	1 医療及び助産に関すること 2 患者のトリアージ及び搬送医療機関との連絡調整に関すること 3 医療薬剤及び資機材の確保に関すること 4 収容患者の避難誘導に関すること 5 医療に係る受援に関すること 6 前各号に掲げるもののほか、医療全般の災害応急対策に関すること	診療所職員

表 5-1 災害対策本部の業務分担 (6/6)

部名	部長	班名	班長	分掌事務	要員
学務部	教育課長	学務班	学務係長	1 学務部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 町立学校施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 職員の非常招集及び配置に関すること 4 文教関係の被害記録に関すること 5 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ）の調査に関すること 6 学校教育の応急対策に関すること 7 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること 8 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること	教育課職員
		社会教育・文化班	社会教育係長	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること	
消防部	消防団長	消防班	消防団副団長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 3 避難の勧告、指示及び誘導に関すること 4 障害物の除去に関すること	消防団員
社会福祉協議部	社会福祉協議会会長	ボランティアセンター班	社協事務局長	1 ボランティアセンターの開設・運営等に関すること	社協職員

## 5-2. 情報収集・連絡網

### (1) 情報の伝達手段

災害廃棄物等の処理を的確かつ迅速に実施するためには、廃棄物処理施設の被害状況や、災害廃棄物の発生状況等、様々な情報に基づいて対応方針を検討していく必要があります。災害時は表5-2の内容に基づき情報収集を行います。

表5-2 災害廃棄物等の処理に当たり収集が必要となる主な情報

項目	収集目的	担当
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等の収集運搬経路の設定</li> <li>・道路啓開の実施</li> </ul>	○担当 建設水道部建設班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行不能箇所等の表示及び整理に関すること</li> <li>・輸送道路等、交通確保及び障害物の除去に関すること</li> </ul>
一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等の処理先の検討</li> </ul>	○担当 町民部町民生活班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理・清掃及びし尿処理対策に関すること</li> </ul> ○協力団体 つがる西北五広域連合 西海岸衛生処理組合
住家の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の発生量の把握</li> <li>・公費解体の必要性判断</li> </ul>	○担当 税務会計部税務班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課分掌事務に係る情報収集及び被害調査に関すること</li> </ul> 建設水道部管理班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の住家被害認定調査に関すること</li> </ul>
農林水産業関係の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物等の発生状況の把握</li> </ul>	○担当 農林水産部農業政策・農業振興班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産課分掌事務に係る情報収集及び被害調査に関すること</li> </ul> 水産班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応急対策に関すること</li> </ul> ○協力団体 土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
ライフラインの被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の運用方針の検討</li> <li>・携帯（仮設）トイレ、衛生材料必要量の把握</li> </ul>	○担当 総務部対策調整班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力・ガス・通信等インフラの応急回復に関すること</li> </ul> 建設水道部復旧班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道施設の被害調査に関すること</li> </ul>
避難場所の開設状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯（仮設）トイレ、衛生材料必要量の把握</li> <li>・避難所ごみ量の推計</li> </ul>	○担当 福祉部避難所班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所の運営に関すること</li> </ul> 健康推進部健康増進班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所・被災者の衛生に関すること</li> <li>・医薬品、衛生材料の調達に関すること</li> </ul>

## (2) 通信連絡手段

主な通信連絡手段を表 5-3 に示します。深浦町地域防災計画に基づき、平時から通信連絡体制を確立し、発災時は被災状況等を踏まえ有効な連絡手段を利用します。

表5-3 主な通信連絡手段

項目	概要
青森県地域防災ネットワーク	光イーサ回線や衛星携帯電話回線により、県と町、防災関係機関等を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。
電気通信設備（電話・電報）の優先利用	<p>災害時において電話回線が混雑し通信に支障が出た場合等に、防災機関の防災活動や救護活動を阻害しないよう、災害時優先電話（総務課、町民課、教育委員会設置）を活用して通信連絡を行う。</p> <p>災害時において、通信設備が故障や回線の混雑により使用できない場合、緊急に発信することを要する電報については、「非常用又は緊急電報」として通信連絡を行う。</p>
無線等設備の利用	災害時において電気通信設備の利用ができないとき、町有線設備や、非常通信（消防救急無線、東北電力無線、東日本電信電話(株)無線、海上保安部無線、タクシー無線等）を利用する。
専用通信設備の利用	災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、消防電話、海上保安電話、気象通信、鉄道電話、電気事業電話等の専用通信設備の利用を図る。

参考：「深浦町地域防災計画」（深浦町、令和 6 年 12 月）

### 5-3. 協力・支援体制

#### (1) 自衛隊・警察・消防との連携

災害時は、自衛隊や警察、消防と連携し、人命救助や緊急車両の走行を最優先として、道路啓開や倒壊家屋の撤去を行います。また、災害廃棄物の収集運搬に当たっては、自衛隊・警察・消防に収集運搬経路等を提示し、協力が得られるように努めます。

#### (2) 県や近隣自治体との連携

災害廃棄物処理に関連する協定を表 5-4 に示します。

災害発生時に、本町による災害廃棄物処理が難しい場合は「災害時青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、県を通じて県内の市町村に対し応援を要請します。

表5-4 災害廃棄物処理に関連する協定

協定名	締結先 ※（）内は調整先	締結元	主な応援の内容	協定締結日
姉妹都市災害相互応援協定	北海道岩内町 (岩内町総務課)	本町	・食料・飲料等生活必需物資とその供給に必要な資機材の提供 ・救援・応急復旧救助に必要な車両及び職員の派遣	平成 12 年 7 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定	秋田県八峰町 (八峰町防災町民課)	本町	・食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・被災者の支援、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 ・応急対策及び復旧に必要な職員の派遣 ・その他、特に必要と認め要請のあったもの	令和 6 年 9 月 24 日
災害時青森県市町村相互応援に関する協定	青森県市町村 (県危機管理局防災危機管理課)	本町	・応急措置等を伴う情報の収集及び提供、生活必需物資及びその供給に必要な資機材並びに物資の提供・斡旋 ・被災者の救出・医療・防疫及び施設の応急措置並びに物資の提供斡旋 ・災害応急活動に必要な車両等の提供・斡旋、災害応急活動に必要な職員の派遣、避難者の受入、その他、特に必要な事項	平成 30 年 12 月 6 日
大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	青森県	・人的支援及び斡旋 ・物的支援及び斡旋 ・施設又は業務の提供及び斡旋（ごみ・し尿処理業務）	令和 4 年 4 月 1 日

参考：「深浦町地域防災計画」（深浦町、令和 6 年 12 月）

### (3) 民間事業や関係団体との連携

災害時は、仮設トイレや仮置場等の適切な維持管理のために、協定に基づき物資の供給の協力を要請します（表 5-5 参照）。

また、倒壊した家屋や道路上の障害物の撤去について、協定に基づき土木業者等に協力を要請します（表 5-6 参照）。

なお、本町では、家屋の解体等に伴って発生する解体がれきについては原則、仮置場で受け入れず外部処理する方針としますが、家屋の倒壊や流出により道路上に堆積したものについては、状況に応じて仮置場で保管し、本町が処理することとします。

表5-5 災害廃棄物処理に係る物資供給に関連する協定

協定名	締結先	主な供給物資	協定締結日
災害時における生活関連物資の確保に関する協定	マックスバリュ東北(株) (総務部渉外担当)	日用品、その他調達可能な物資の供給	平成 23 年 10 月 1 日
	DCM ニコット(株)	日用品、電気用品、トイレ関係、その他店舗で保有または調達可能な物資の供給	平成 23 年 10 月 1 日

表5-6 道路啓開、解体がれき撤去等に関する協定

協定名	締結先	内容	協定締結日
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	一般社団法人青森県解体工事業協会 津軽支部	応急活動または復旧活動に支障となる建築物等の解体、被災者の救出を目的とした建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去	平成 30 年 11 月 14 日

#### 5-4. 災害廃棄物処理の事務委託・事務代替

災害廃棄物は原則として本町が処理主体となりますが、甚大な被害により災害廃棄物処理が著しく困難な場合は、地方自治法に基づく事務の委託（地方自治法 252 条の 14）又は事務の代替執行（地方自治法 252 条の 16 の 2）に基づき、県に災害廃棄物処理の事務の委託又は事務の代替執行を依頼することができます。

事務委託及び事務代替の概要を表 5-7 に、事務委託に係る手続きの流れを図 5-2 に、参考として災害廃棄物処理法における災害時の特例規定を表 5-8 に示します。

表5-7 事務委託及び事務代替

項目	概要	特徴
事務の委託 (地方自治法 252 条の 14)	執行権限を委託先の自治体に譲り渡す制度	技術職員不足の自治体への全面関与
事務の代替執行 (地方自治法 252 条の 16 の 2)	執行権限を保持したまま執行の代行のみを委託する制度	執行権限の譲渡を伴わない (執行による責任は求めた自治体にある)

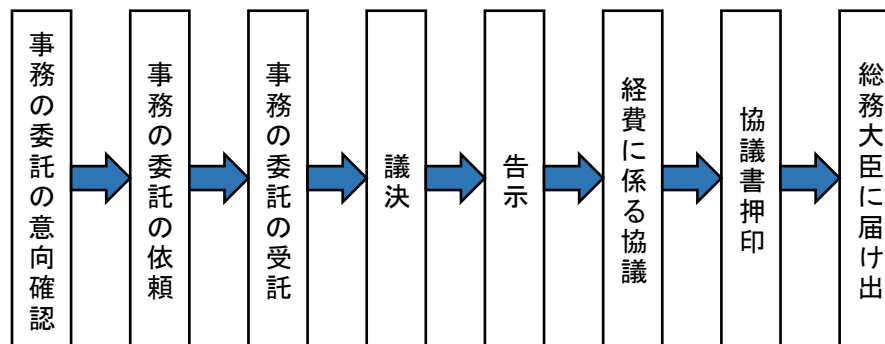


図5-2 事務委託に係る手続きの流れ

表5-8 廃棄物処理法における災害時の特例規定（参考）

特例規定	内容
市町村による一般廃棄物処理施設の設置の届出 (第9条の3の2)	あらかじめ都道府県知事から同意を得ていた場合、発災時に最大30日間の法定期間を待たずに一般廃棄物処理施設の設置が可能。
市町村から処分の委託を受けたものによる一般廃棄物処理施設の設置の届出 (第9条の3の3)	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、都道府県知事への届出で一般廃棄物処理施設の設置が可能。
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出 (第15条の2の5第2項)	非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能。
収集、運搬、処分等の再委託 (施行令第4条第3号、施行規則第2条第1号及び第2条の3第1号)	非常災害時には、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託することが可能。

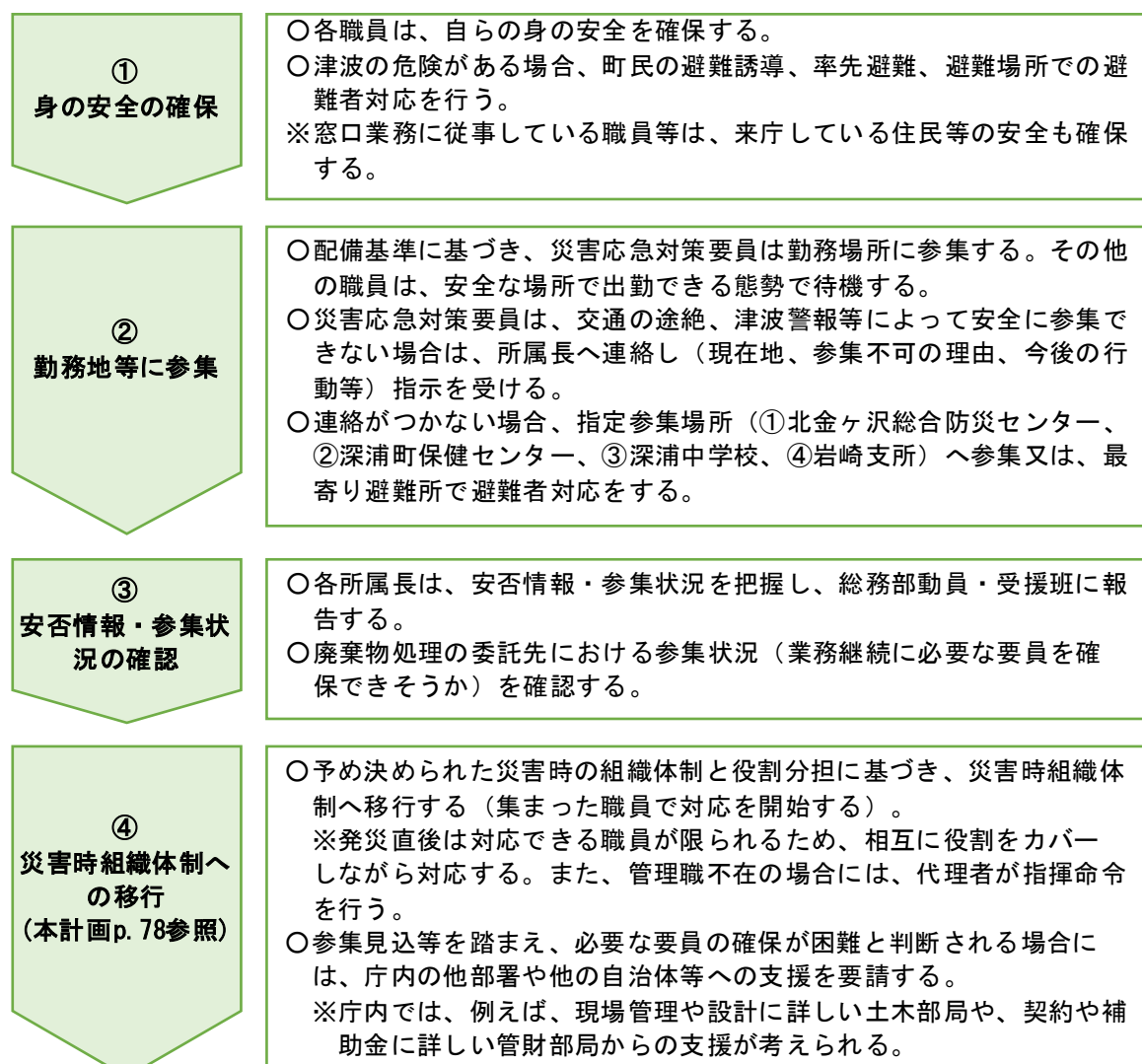
## 6. 計画の実行性の確保

### 6-1. 災害発生時の初動体制の確保

安全及び組織体制の確保に係るフローを図 6-1 に示します。

災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に実施するためには、災害発災直後に迅速に初動体制を確保することが重要です。

発災時は、各職員が身の安全を確保し、安否の報告・確認を行うことを最優先事項とし、町は、職員の安否確認や参集状況の把握を行うとともに、災害時の組織体制を立ち上げて初動対応を開始します。また、職員の安否確認や廃棄物処理の委託先における状況確認の把握等を円滑に行うため、並行して通信手段を確保し、連絡体制を確立します。連絡体制が確立された後は、国、県や町内の各部署、つがる西北五広域連合や西海岸衛生処理組合、民間業者等と連携し、適切な行動がとれるように努めます。



参考：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（環境省、令和3年3月改訂）

「令和7年度深浦町業務継続計画（BCP）」（深浦町、令和7年4月）

図6-1 安全及び組織体制の確保に係るフロー

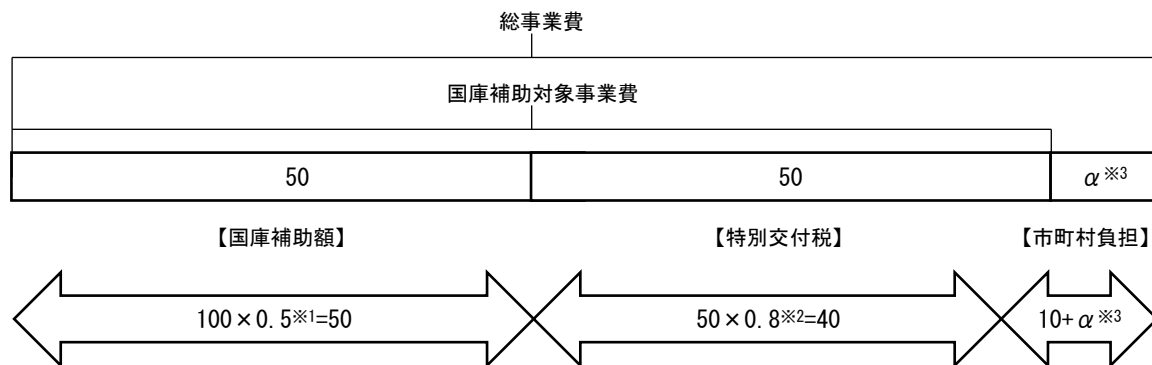
## 6-2. 災害廃棄物の予算措置

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第22条において、「国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」とされています。

主な災害廃棄物の処理に関する補助制度には、「災害等廃棄物処理事業費補助金」があります。

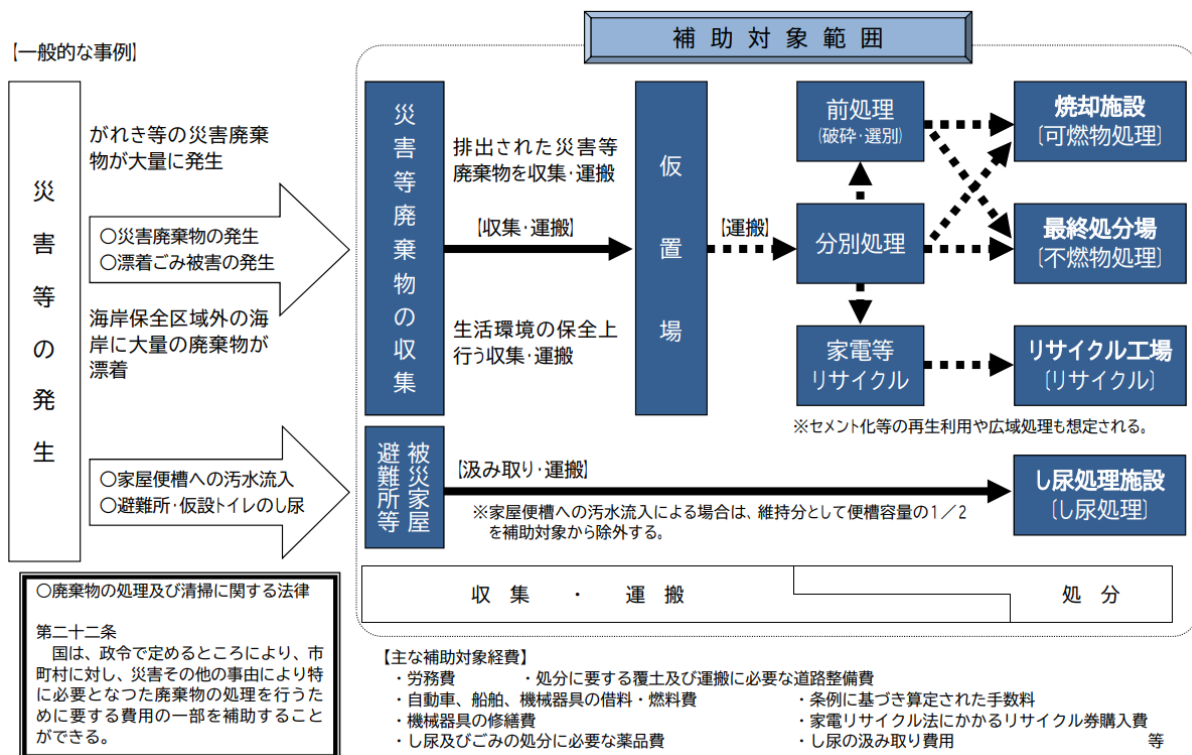
災害等廃棄物処理事業費補助金を適用した場合の財源の負担割合を図6-2に、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲を図6-3に示します。

なお、堆積土砂等の撤去には、堆積土砂等の発生場所や性状に応じて表6-1及び図6-4に示す財政支援の活用が可能です（詳細はp.45参照）。



- ※1 国庫補助対象事業費に対する国庫補助額の補助率
- ※2 国庫補助額の補助裏分に対する特別交付税措置の適用割合
- ※3 総事業費のうち、国庫補助対象事業費以外の事業費

図6-2 災害等廃棄物処理事業費補助金を適用した場合の財源負担割合



出典：災害関係業務事務処理マニュアル（環境省、令和5年12月改訂）

図6-3 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲

表6-1 堆積土砂等に係る財政支援

所掌	対象	名称	補助率	概要・条件
国土交通省	土砂・流木	堆積土砂排除事業	補助率 1/2 (起債充当率 100% (交付税措置 95%))	市町村の市街地(都市計画区域内及び独立した家屋が10戸以上隣接している集落)における下記の場合において、市町村長が「市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂」又は「市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂」を排除する事業。 ・堆積土砂の総量が30,000m <sup>3</sup> 以上 ・一団をなす堆積土砂が2,000m <sup>3</sup> 以上 ・50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m <sup>3</sup> 以上
	土砂・ガレキ等	公共土木施設災害復旧事業	補助率 2/3 以上 (起債充当率 100% (交付税措置 95%))	被災した公共土木施設(道路・河川)を、原形に復旧することを基本とする(工事費60万円以上)。 ・異常な天然現象により生じた災害である。 ・地方公共団体又はその機関が維持管理している公共土木施設の被災である。 ・地方公共団体又はその機関が施行するものである。
環境省	ガレキ	災害等廃棄物処理事業	補助率 1/2 (起債充当率 100% (交付税措置 80%))	災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分(政令指定都市以外の市町村では、事業費40万円以上が対象)。
農林水産省	土砂・ガレキ等	農地農業用施設災害復旧事業	補助率 農地: 50% 農業用施設: 65% ※激甚災害時にはかさ上げあり。	①1か所の工事が40万円以上のもの。 ②1か所の工事費とは、同じ施設が被災した場合で、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているもの。 ③被災した施設をその被災施設の旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事。

■一括的に撤去できるスキーム

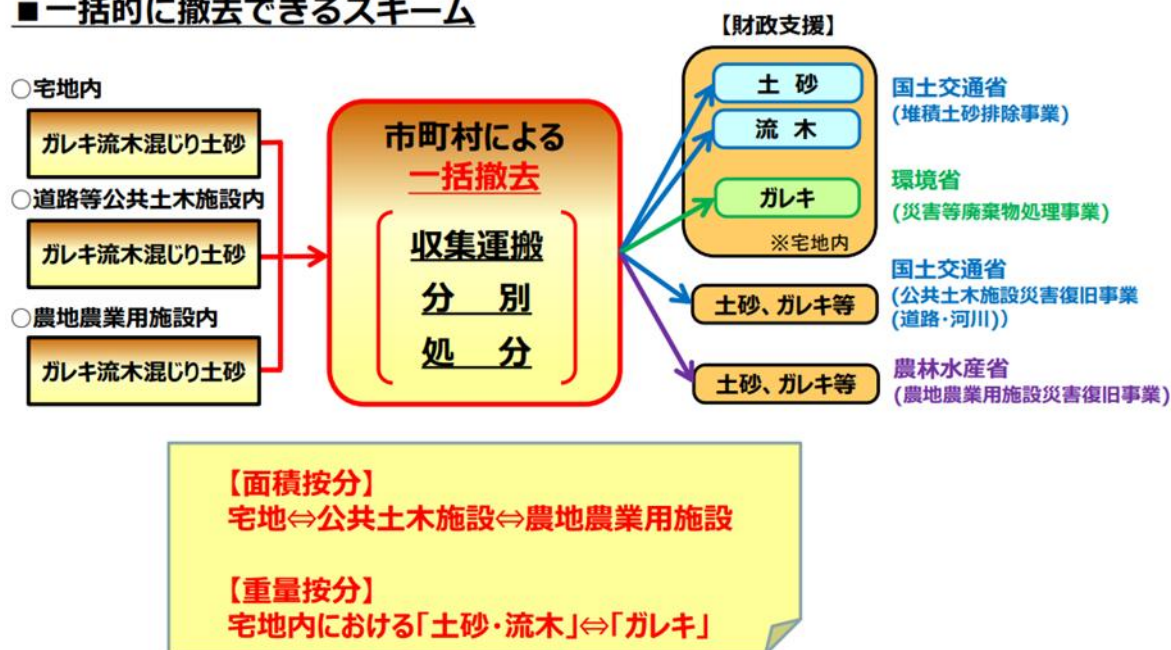


図6-4 堆積土砂等の処理スキームと財政支援【p. 45 から再掲載】

## 6-3. 住民への広報

### (1) 広報の必要性

発災後は、混乱を事前に防止するため、仮置場の場所や災害廃棄物の排出方法等を示した案内を速やかにホームページ上で公開する等、広報に努めるとともに、住民からの災害廃棄物や生活ごみの排出方法、建物の解体・撤去等に関する要望や問い合わせに対応するため、相談窓口を早期に開設します。相談窓口には、廃棄物の分別方法、仮置場の利用方法等、必要な情報を文書化して常備します。

また、本町は報道機関等に対して、災害廃棄物処理の進捗について、定期的な情報発信を行います。

### (2) 広報の内容と手段

平時から、本町町民課が庁内の関係課と連携し、住民に対して災害時の情報伝達や広報手段について周知を図り、災害時は、災害廃棄物の処理に係る混乱を避けるため、必要な情報を速やかに、かつ確実に発信します。

情報伝達の手段を表 6-2 に、周知しておくべき事項を表 6-3 に示します。

表6-2 情報伝達の手段

情報伝達手段	内容
デジタル媒体	本町ホームページ、電話、防災行政無線、メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等
アナログ媒体	紙媒体：防災マニュアル、防災マップ、洪水ハザードマップ、パンフレット、冊子類等 掲示物：ポスター（避難所での掲示）、チラシ等
マスメディア	ローカルテレビ、ラジオ、新聞等
普及啓発講座、セミナー、イベント等	防災講和・防災訓練、防災とボランティア週間におけるイベント、防災士及び災害救援ボランティアの育成に係る講座、自主防災組織結成、活動に係るセミナー等
その他	口頭、広報車を通じた広報等

表6-3 周知しておくべき事項

広報の内容	
災害時の生活ごみや災害廃棄物等の収集方法	<p>【生活ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出場所（集積場所）</li> <li>・ 分別方法</li> </ul> <p>【片付けごみ等災害廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内での保管、回収、撤去に係る方法 例) 道路に出ないように保管し、「災害ごみ」と紙に書いて貼る</li> <li>・ 分別方法</li> <li>・ 本町の支援内容及び支援申請の方法</li> <li>・ 取り扱い上の注意、安全対策</li> <li>・ 危険物、処理困難物の排出方法（フロン含有廃棄物等）</li> <li>・ 腐敗性廃棄物等の排出方法 例) 冷凍庫を排出する際は、中の食品を取り除く</li> </ul> <p>【し尿】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集方法</li> <li>・ 携帯（仮設）トイレの設置場所、使用方法等</li> </ul>
災害時の生活ごみや災害廃棄物等の収集時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集時期及び収集期間</li> </ul>
仮置場について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民が持込みできる仮置場の一覧</li> <li>・ 搬入物の分別方法</li> <li>・ 仮置場の場所、搬入時間、曜日等</li> <li>・ 仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図</li> <li>・ 仮置場に持ち込んではいけないもの</li> </ul>
避難所でのルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの発生抑制、分別、排出方法</li> <li>・ ごみの集積場所</li> </ul>
各問合せ窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア支援依頼窓口</li> <li>・ 本町の問合せ窓口</li> </ul>
留意事項	<p>【災害廃棄物であること証明方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所記載の身分証明書、罹災証明書等</li> </ul> <p>【禁止事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等</li> </ul>

#### 6-4. 人材育成・訓練

本計画の実行性を保ち、災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に行うための町職員の育成、人材の確保の方針を表 6-4 に示します。

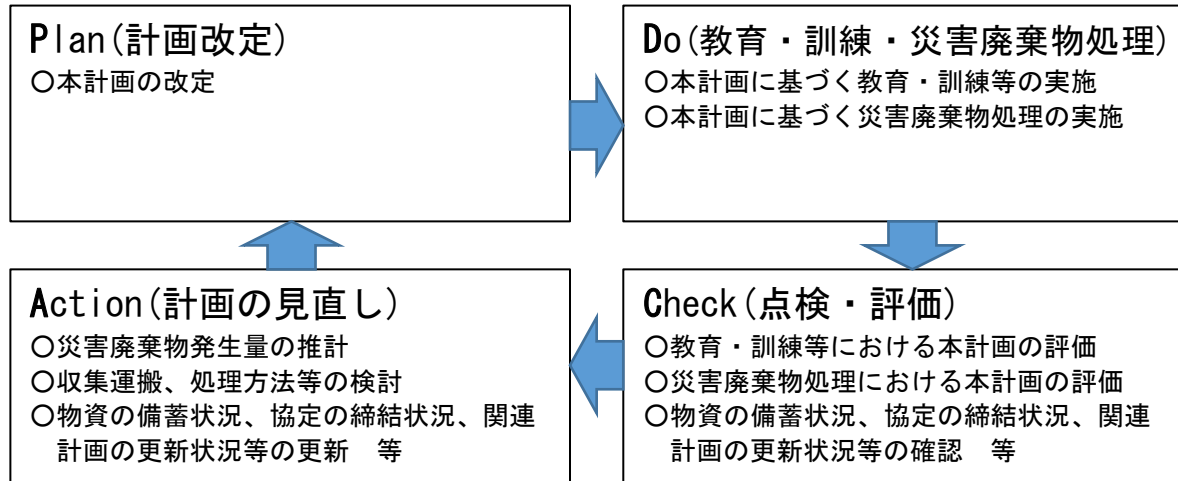
表6-4 町職員の育成、人材の確保の方針

項目	内容
教育	本計画の見直し・改定を通じて人材の育成を図ると共に、記載内容について、平時から職員に周知し、災害時に本計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。また、県、国が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。
訓練	業務マニュアルを作成し、本計画で定めた災害廃棄物の分別、仮置場の設置、運営及び管理方法等について確認し、対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や訓練等を実施する。
人材確保	広報の実施等によりボランティア等の人材の募集を行うとともに、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法等、作業に当たり必要となる情報を速やかに伝達できる体制を構築し、災害廃棄物処理に対応可能な人材を迅速に確保する。

## 6-5. 計画の見直し

「1-2. 計画の位置付け」に示すとおり災害廃棄物処理の実効性の確保を目的として、本計画に基づき実施した教育・訓練及び災害廃棄物処理における評価や、災害廃棄物処理に係る現況を踏まえ、表 6-5 に示す項目等について適宜本計画の見直しを行います。

見直しは図 6-5 に示す PDCA サイクルを基本として実施します。



参考：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～」(環境省、平成 28 年 3 月策定)

図6-5 計画の見直しに係る PDCA サイクル

表6-5 本計画において見直しの必要性がある項目の例

項目	見直しの時期	見直しの内容
災害廃棄物発生量の推計値	地震：青森県地震・津波被害想定調査の更新時 水害：洪水浸水想定区域図の更新時	被害想定 of 更新時等に、災害廃棄物の発生量を見直す。
収集運搬、処理方法	災害廃棄物の処理時	発災時の災害廃棄物処理における評価等に基づき、収集運搬や処理方法を見直す。
物資の備蓄状況	物資の備蓄状況の確認時	物資の備蓄状況を適宜把握し、情報を更新する。
協定の締結状況	協定の新規の締結、破棄や市町村合併時等	新規協定の追加や削除、協定名や協定先、協定元名称の更新等を行う。
関連計画の更新状況	関連計画の更新時	最新の一般廃棄物処理基本計画、地域防災計画、青森県災害廃棄物処理計画等の関連計画を基に、本計画の見直しを行う。
一般廃棄物処理施設の施設の情報	施設の更新時、一般廃棄物処理基本計画等の更新時	施設の新設、廃止や移設等に伴う基本情報の更新をする。
組織体制	地域防災計画の更新時等	町内部署や災害対策本部の組織体制の更新をする。
仮置場の候補地	仮置場の候補地において土地利用が変化した場合等	仮置場の候補地リストの更新をする。

---

# 資料編



## 1. 仮置場候補地の位置

本計画の仮置場候補地と面積一覧を表 1-1 (資)に、概略図、位置及び周辺のごみ処理施設を示した仮置場マップを図 1-1 (資)に、想定水害の浸水想定範囲 (ため池氾濫) と仮置場の位置を重ね合わせた地図を図 1-2(資) に示します。

災害時は、仮置場や周辺道路及び橋梁等の被災状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえつつ、仮置場の運用方法に応じて、適切な位置、大きさの仮置場を選択し、運用するものとします。

表1-1(資) 仮置場候補地と面積一覧 (再掲載)

番号	名称	単位 : m <sup>2</sup>
		面積
①	旧大戸瀬斎場	1,047
②	旧千畳敷農村公園	2,955
③	行合崎駐車場	3,048
④	旧深浦斎場跡地	1,334
⑤	ふかうら斎苑ヨコの空地	1,901
⑥	八森山案内所付近駐車場	1,245
合計		11,530



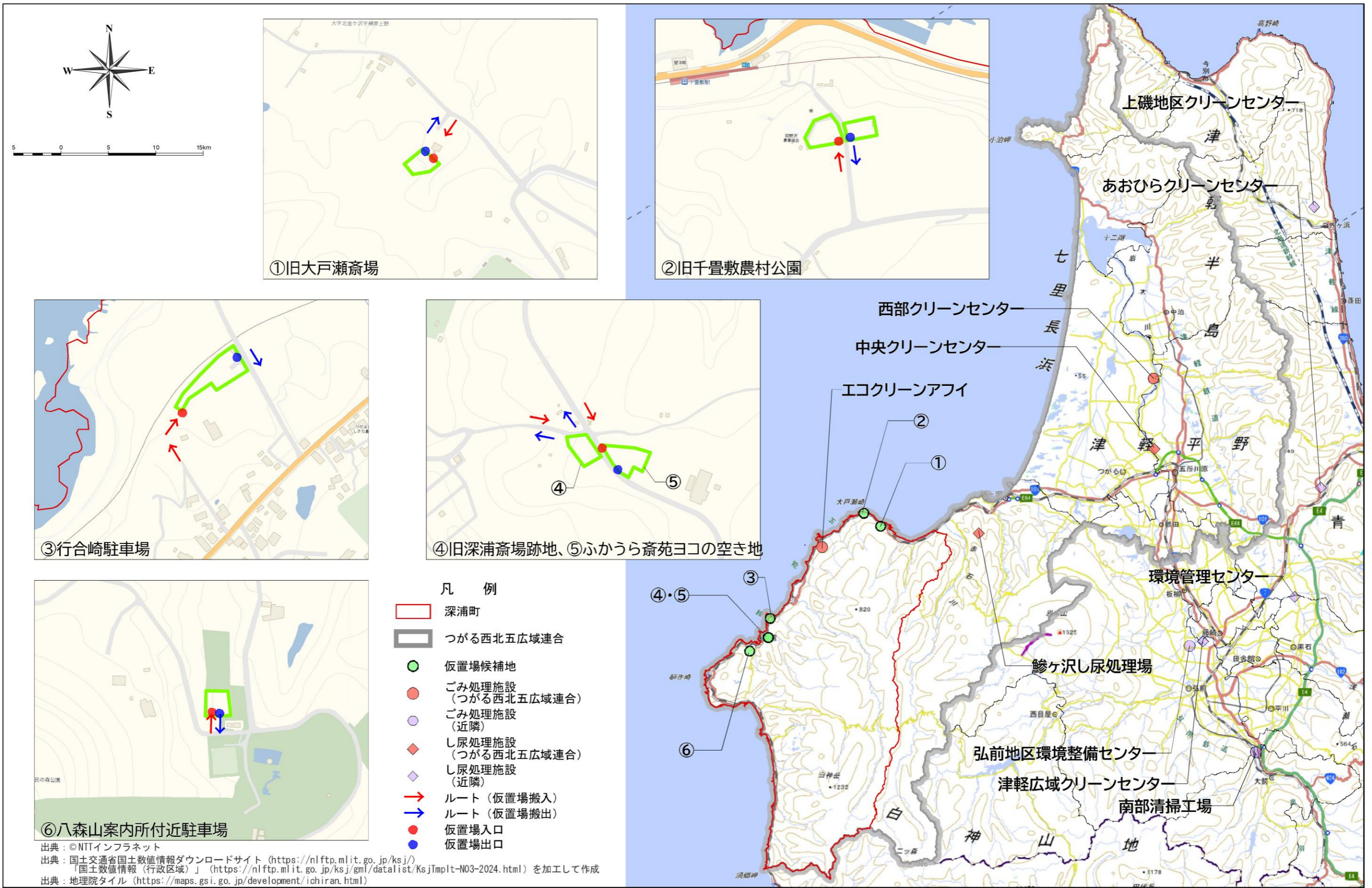


図1-1(資) 仮置場マップ





出典：国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) 「国土数値情報（河川）」 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>)  
 出典：基盤地図情報ダウンロードサービス (国土地理院) 基本項目 (<https://www.gsi.go.jp/kiban/>)

図1-2(資) 仮置場の位置と想定水害の浸水想定区域図 (1/2)





出典：国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) 「国土数値情報（河川）」 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>)  
 出典：基盤地図情報ダウンロードサービス（国土地理院）基本項目 (<https://www.gsi.go.jp/kiban/>)

図 1-2(資) 仮置場の位置と想定水害の浸水想定区域図 (2/2)



## 2. 仮置場の新規選定

新規に仮置場の候補地を選定する場合においては、表 2-1(資)及び表 2-2(資)の手順及び要件を参考に、選定を行うこととします。

表2-1(資) 仮置場候補地選定の手順

段階	方法	内容
第1段階： 候補地の抽出	法律・条例の規制及び規制以外の諸条件による抽出	本町全域の空地等から、法律・条例により土地利用が規制されていない区域や土地を抽出する。 なお、規制がなくても、本町の施策との整合性、自然環境、防災等の諸条件から除くべき区域は対象外とする。
第2段階： 候補地の絞り込み	面積、地形等の物理的条件による絞り込み	第1段階で抽出された候補地から、必要な面積を確保できる等の物理的条件、地形、地盤、形状、現状の土地利用等も配慮して絞り込む。公有地（公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等）の利用を基本とするが、公有地を確保できない場合は私有地の利用も検討する。
第3段階 候補地の順位付け	周辺環境、運搬効率等の評価項目による順位付け	第2段階で絞り込まれた候補地を対象に、自然環境、運搬効率、用地取得容易性等から評価項目を設定し、候補地の順位付けを行う。発災後は現地を確認するとともに、総合的に評価して仮置場を選定し、配置計画を作成する。
選定結果（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地</li> <li>・長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ） ※特に仮置場候補地が少ないエリアでは、地権者からの申し出があった場合等に、私有地の活用を検討する。</li> <li>・二次災害や環境、基幹産業への影響が小さい地域等</li> <li>・仮設住宅等他の土地利用の需要の無い土地</li> </ul>	

表2-2(資) 仮置場候補地の要件

項目	内容
集積場候補地	①選定要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの被災想定、集積場の必要数、必要面積等を把握、整理し設定する。</li> <li>・公有地から、庁内関係所管課との利用調整を図った上で選定する。</li> <li>・被災地内の公園や空地等、可能な限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</li> <li>・病院・学校・水源等の位置に留意し、近接する場所を避ける。</li> <li>・パッカー車やトラック等の出入が容易な場所を選定する。</li> <li>・ごみの搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。</li> </ul>
	②環境上の配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法に準拠し、必要に応じて事前調査を行う。</li> <li>・生活環境への影響、原状復帰後の利用方法を考慮する。</li> </ul>
一次仮置場候補地	①選定要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>・災害廃棄物の推計発生量、必要な中間処理能力等を勘案して、集積場よりも広い十分な容量を持つ場所とする。</li> <li>・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを考慮する。</li> <li>・発生量に対応できるスペース以外にも、所有者との合意形成、跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や施工の容易性、最低限の防火・消火用水の確保（確保できない場合は散水機械）を考慮する。</li> </ul>
	②環境上の配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド等を利用した場合、後日ガラス片等を取り除く。</li> <li>・二次汚染を防止するための対策や原状復帰時の汚染確認方法に配慮する。</li> </ul>



深浦町 災害廃棄物処理計画

令和8年3月

発行：深浦町 町民課

住所：〒038-2324

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2

電話：0173-74-2115

FAX：0173-74-4415

